

# 沖ノ島研究

第一号

平成二十七年三月

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議



## 序 文

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、沖ノ島（宗像大社沖津宮）、沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮、新原・奴山古墳群の五つの構成資産からなります。平成二十二年一月にユネスコの世界遺産暫定リストに記載されて以降、福岡県・宗像市・福津市は、市民団体、経済団体、文化・教育団体等で構成する「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議を設立し、世界遺産登録に向けた様々な取り組みを行っています。

数ある活動の中心となるのが、世界遺産としての価値、すなわち「顕著な普遍的価値」の証明です。これまで、国内外の各分野の専門家を招聘した専門家会議において本資産の「顕著な普遍的価値」が議論されてきました。また、三か年度に及ぶ委託研究事業では、計二十三本の論考を掲載した『研究報告』I～IIIを刊行しました。また、一般の方を対象とするシンポジウムも多数開催して参りました。

これらの研究により、本資産の「顕著な普遍的価値」がより明確になりました。しかしながら、世界遺産は登録して終わりではありません。登録後も世界に向けて価値を発信し、確実に資産を保護していくために、学術調査・研究の継続は不可欠です。そこで、本推進会議では、世界遺産登録活動に際して多角的な視点から行われてきた調査・研究成果を『沖ノ島研究』として刊行し、広く公開していきたいと考えています。この『沖ノ島研究』が、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群をめぐる研究をさらに進展させ、その世界遺産としての価値をより一層高めることになれば幸いです。

平成二十七年三月三十日

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議会長

小川 洋

## 紀要 発刊の辞

私どもは、世界遺産暫定リストに記載され、現在登録に向けた推薦書作成作業が進められている「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の地元の推進母体である「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議の事務局を担つて、福岡県・宗像市・福津市の担当部局に属している職員である。

私どもは、推薦書作成に向け、年二回の国内専門家と二回の海外専門家も招聘して開催される計3回の会議に際して、会議に提出するべき内容及び会議ごとに提示される課題に即して、資料等を整理し、課題解決のために議論してきた。

その内容は多岐にわたり、それぞれの職員が各自の専門性のなかで解決に向けたレポートを報告してきている。

その報告は、沖ノ島での三次にわたる発掘調査の報告書はもとより、推進会議が平成二十一年度から二十二年度の二カ年にわたりて実施した委託研究の成果に基づくもの、既往の調査報告・論文等を整理したものなどであり、その結果、推薦書の作成に着実に寄与するものとなつていて。一方でこうした報告は、その場限りに終わつてしまい、資料としては残つても、議論の中身は一般に共有されていないのが、現状である。

私どもの活動は、登録が全てではない。登録後を見据えて如何に仕事をしていくのかをも考えていく必要がある。議論されたレポートの内容等は、登録後の本資産の体制の中で重要な位置づけとされる公開・活用に向けた調査・研究に引き継がれるべきものであり、そのためにもその内容を

「紀要」という形で残そうとするものである。

かつて、宗像神社復興期成会長出光佐三氏は、「沖ノ島」発刊の序で、「私として殊に感慨に堪えないのは、その発見せられた多くの神宝の類が、千数百年間、神前に奉獻せられた時と殆んど変らぬ姿で、今日まで伝えられて来たこと」であり、「莊嚴な祭祀を修せしめられた皇室は申すに及ばず、奉仕諸氏の裔孫が、今日においても連綿として崇敬の誠を致し、神祭を執り行つて」おり、「宗像大神の祭祀が、千数百年にわたつて脈々貫して存続し」といることが、沖ノ島の発掘調査によつて「具体的的事実を明証せられた」と本資産の価値を断じられている。また、佐三氏は、第一次調査の成果で、「極めて特異なものであり、重要な価値と意義とをもつ」とは、十分認識せられる」とされるが、「長期にわたる本格的調査を必要とする」とも記されている。

私どもは、神祭を奉祭されて、信仰を守つてこれらの人々の思いを肝に命じ、登録後を見据えながら登録に向けた作業を進めていきたいと思う。この「紀要」がその一助になれば幸いである。

平成二十七年三月

# 目 次

磯村 幸男

ムナカタとヤマト王権についての一試論 ······

岡 崇

沖ノ島の自然——自然崇拜の根源を探る—— ······

大高 広和

古代宗像郡郷名駅名考証(一) ······

松本 将一郎

沖津宮遙拝所における信仰の建築と景観 ······

野木 雄大

「宗像社家文書惣目録」成立の歴史的意義 ······

岡寺 未幾・仲谷 隆造

第18回イコモス総会における「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の事例報告 ······

# ムナカタとヤマト王権についての一試論

磯 村 幸 男

専門家会議の議論の中で、ムナカタのヤマト王権との関わりが議論さ

れることが多くあった。それは、沖ノ島での祭祀が「国家的（国家型）祭祀」であると強調すればするほど、少なくとも中央集権国家体制が出来つつある中での国家が関係した祭祀のあり方は、中央集権国家の出先機関である「大宰府」との関係を抜きにしては、語れないのではないか、つまり「大宰府」を資産に入れる必要があるのではないかということであつた。

現在、推薦書第2章の「歴史と発展」の中で、国家が関与した祭祀であることには記述し、ヤマト王権と百濟との交流を契機に、交流の成就と航海の安全を祈る祭祀が開始され、そうした古代祭祀の発展過程が良好に残された祭祀遺跡の中を見て取れることも謳つている。しかし、こと「大宰府」との関係になると史料的にはよく分からぬ。というか、あつたか・なかつたか、という形で言えば、行政的には「大宰府」の管轄内の出来事であり、承知していないことはないであろう。ただ、祭祀のあり方、つまり沖ノ島祭祀が百濟との交流を契機に大規模な奉納品を用いた祭祀が行われたのは、ヤマト王権とムナカタ地域との直接的な関係によつて成り立つていたと考えられるのであり、そこには出先機関は関与して

ないのではないかと思われるるのである。

例えば、日本古代の賤民のうち「氏賤」について議論されるとき、史料的に唯一存在が証明されるものとして使われる『類聚三代格』卷第一、神社事の寛平五（八九三）年十月二十九日の太政官符でそのことを見てみよう。

太政官符

応充行宗像神社修理料賤代徭丁事

従良賤十六人。正丁。在筑前国宗像郡金崎

充行徭丁「十」八人。大和国城上郡四人。高市郡一人。十市郡一人  
右得彼社氏人従五位下守右少弁兼大学頭高階真人忠峯等解状一傳。

件神坐<sup>上</sup>大和国城上郡之内。与下坐<sup>下</sup>筑前国宗像郡従一位勲八等宗像

大神<sup>上</sup>同神也。旧記云。是天照大神之子也。

大神

勅

曰。

汝三

神

ノリホハク

イマミミハシラノガミ

アモリマシテ

マツリテ

スメミマフ

ミコトヲ

ミタメニ

天孫

ノイツカラヨトホヘリ

ヨシ

奉

ヨシ

須下依「貞觀十「八」年六月廿八日格。申<sub>二</sub>請祖神封物。以充<sub>中</sub><sub>上</sub>修理料。

而大神宮事既異<sub>一</sub>諸社<sub>二</sub>。氏人等狐疑猶豫。空經<sub>一</sub>年序<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>在神舍既致<sub>ミアラカ</sub>

破壞<sub>一</sub>。今件賤同類蕃息已有<sub>二</sub>其數<sub>一</sub>。望請。進<sub>二</sub>件賤<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>良。將<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>備<sub>二</sub>

調庸<sub>一</sub>。其代永請<sub>二</sub>隨近徭丁<sub>一</sub>以充<sub>二</sub>修理料<sub>一</sub>。謹請<sub>二</sub>官裁<sub>一</sub>者。大納言正

三位兼行左近衛大將皇太子傳陸奧出羽按察使源朝臣能有宣。奉<sub>レ</sub>勅<sub>二</sub>依<sub>レ</sub>請者。仍須<sub>下</sub>件徭丁待<sub>二</sub>彼氏高階真人長者并神主等共署申請<sub>二</sub>充<sub>一</sub>之。差充之後不<sub>レ</sub>得<sub>三</sub>輒<sub>レ</sub>差<sub>二</sub>他役<sub>一</sub>。但其死闕及耆老之代。又同待<sub>レ</sub>請充<sub>二</sub>之。永以為<sub>レ</sub>例<sub>一</sub>。

寛平五年十月廿九日

この内容は、宗像大神を祭る大和国城上郡の宗像神社（大和社）は高市皇子を祖とする高階氏によって祀られており、本社である筑前国の宗像社には封戸神田があるが、大和社にはないので高階氏の氏賤の年輪物を分けて神舎の修理料としてきたこと、年を経て修理料を充てられることがなくなり神舎は壊れた状態にあるので、件の氏賤の同類で宗像郡金崎にいる者を従良し、その調庸を使い、大和国内の徭丁を使役して修理を行うことを請願したものである。このことから高階氏の氏賤は分割されることなく氏宗家に伝えられ、その子孫は蕃息しながら所有関係と身分を世襲していたことが分かる。

また、「続日本紀」神護景雲元年（七六七）の記事を見てみよう。

八月辛巳。筑前國宗形郡大領外從六位下宗形朝臣深津授<sub>二</sub>外從五位下<sub>一</sub>。其妻无位竹生王從五位下。並以下被<sub>二</sub>僧寿應善誘<sub>一</sub>造<sub>中</sub>金埼船瀨<sub>上</sub>也。

金埼、現在の福岡県宗像市鐘崎は、響灘に突き出した岬に位置しており、船舶航行の難所であったところで、宗形朝臣深津とその妻の竹生王は、ここに船舶の碇泊する場所を造った功により授位されているのである。宗形朝臣深津の妻が無位ながら王を名乗る皇室所縁の者であり、授位後は深津よりも高位についているのである。新日本古典文学大系本『続日本紀』四の補注では、宗形氏が天武天皇の子供である高市皇子の母親を出している縁から、「王族とくに高市皇子の後裔と特別の関係<sub>一</sub>」があつたためとしている。ただ竹生王が他の史料に見えないので高市皇子との関係は不詳である。宗形氏と高市皇子後裔との交流については、長屋王（皇子の子供）家出土の木簡によつて宗像郡からの貢進物があつたことが確認できる。それから類推すると、高市皇子を祖とする高階氏の氏賤の一部がこの地域に在住し、海産物の調達をおこなつていたとも考えられる。

以上のことから考えると、ムナカタ地域は、ヤマト王権に直結する関係にあり、沖ノ島祭祀は、行政組織にのつた祭祀の構造ではなく、ヤマト王権直結、というより皇室直結により行われた祭祀であつたのではないかと思うのである。それは、「類聚三代格」の記事にあるように、正に「奉助天孫。為天孫所崇祭者。」と云うことなのであろう。

# 沖ノ島の自然——自然崇拜の根源を探る——

岡 崇

## はじめに

平成十九年以来、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録事業に携わり、様々な活動を行ってきた。特に本資産の中心でもある沖ノ島には、海の道むなかた館における沖ノ島の3D映像や必要に応じた写真の撮影、福岡県のレッドデータブック作成にともなう調査や国指定史跡「宗像神社境内」・国

指定天然記念物「沖の島原始林」の保存管理計画策定のための調査、世界遺産としての価値を議論するために行われた有識者の視察など、世界遺産に関する様々な活動に際して渡島してきた。厳格な禁忌によって一般の人間の渡島が禁止されている沖ノ島において、大社の神職を除けば、筆者の渡島回数は最多となるのはなからうか。

沖ノ島は、昔から「不言島」という禁忌があつて、守られてきたという経緯がある。その一方で、昭和二十九年から昭和四十六年にかけて実施された学術調査によって、信仰の中枢ともいべき祭祀遺跡の状況が明らかとなつた。禁忌との葛藤の中、渡島を重ねるごとに、実際に渡島した者だからこそ知りえた情報を公表することで、通常立ち入れない沖ノ島の価値をより多くの方に理解していただき、沖ノ島を保護する意識を高めてゆきたいと思いが強

## 1. レッドデータブック作成にともなう調査

平成二十三年十一月に発刊された福岡県のレッドデータブック作成にともなう沖ノ島の調査は、平成二十二年六月一日から五日にかけて実施された。福岡県環境部自然環境課野生生物係が主体となって実施したレッドデータブック作成にともなう調査は、植物…須田隆一氏（福岡県保健環境研究所）、哺乳類…船越公威氏（鹿児島国際大学教授）、鳥類…武石全慈氏（北九州市立自然史・歴史博物館）・岡部海都氏（財団法人九州環境管理局）、爬虫類・両生類…山根明弘氏（北九州市立自然史・歴史博物館）、昆虫類…三枝豊平氏（九州大学名誉教授）・矢田脩氏（九州大学名誉教授）などの動植物に関する第二線で活躍する研究者によって実施された。

一つ目はそれに同行しそのとき知り得た情報を取りまとめたものを報告する。

## 一 植物

### 2. 国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理の基礎調査

二つ目は、平成二十六年三月に発刊された宗像市教育委員会の『国指定史跡「宗像神社境内」、国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画書策定』にともなう沖ノ島の調査は、平成二十四年八月七日から十日まで（夏の調査）および平成二十四年十月九日から十月十二日まで（秋の調査）の二回実施された。おもに、アジア航測株式会社による航空測量および赤色立体測量（航空レーザー測量・3次元数値標高モデル）を作成し、その図面を基に現地の詳細な観察を行った。また、株式会社ブレック研究所によつて詳細な植生調査が実施された。この現地調査に伴い踏査に同行しその後の分析から得られた取りまとめたものを基に報告する。

沖ノ島における自然系の調査は、竹内亮氏による一九三三年の沖の島学術調査報告にはじまり、福岡県高等学校生物部会が一九七一年に発行した「沖の島生物総合調査報告」や長崎生物学会が発行した「壱岐の生物」には、詳細な動植物の把握がなされている。ベースとなる資料は、そちらに譲るとして、今回の報告は、これまでの調査で得られた情報を基に、これから沖ノ島に対する保存、管理に関する課題などを抽出し、自然崇拜の根源となつてゐる自然の在り方について考える一助となれば幸いである。

沖ノ島の植生調査では、コドラート調査という手法がとられた。各地点の特徴ある場所をいくつか選び出し、その地点において10m四方にどのような植物が生えているのか、植生の状態をつかむというものである。この調査ではあわせて航空測量も実施し、同時に上空からの写真によって沖ノ島の植物を把握し、沖ノ島全島の植生図を完成させた。

大正十五年十月二十一日に国指定天然記念物となつた「沖の島原始林」は、指定当時島の奥深くまで人が立ち入ることは容易ではなかつたはずである。指定内容を見ても、「有史以来斧を一度も入れたことのない…」とあり、沖ノ島は「原始林」であるという認識が当時は今より濃厚であったことが想像される。「原始林」という言葉は、日本の古い時期に指定された指定名称に良く使われている。「原始林」は、有史以来人の手を全く受けていない樹林といった意味合いである。その一方で良く使われる、「原生林」は、いわゆる植林をしていない自然林が残つてゐる樹林帶を指す。例えば、「一旦伐採された後で本来そこに自生する植物が再生すれば、それは「原生林」と呼ぶ。

昭和十六年から二十年にかけての第二次世界大戦時において、沖ノ島は大陸の最前線と位置づけられ、日本軍による軍事施設が設置された。戦時遺構については次の「沖ノ島研究」で触れるが、多い時で二百名が常駐していたとされる。「原始林」がどこまで保たれたのか、これまで調査がなされたことはなかつた。今回、保存管理計画に伴い初めて基礎調査を行つたところ、軍事施設そのものは、外から見せるものではなくむしろ隠す必要

があつたため、その当時あつた大木を避けて作られていることが分かつた。特に海軍兵舎跡等の石垣は、今も大木であるタブノキを避けて石を組んでいたり、樹木を残すために円柱の石垣を組んでいる箇所がいくつも確認された。

その一方で、灯台に登る参道周辺は、明らかにその当時伐採された木々が何箇所も確認された。小さな幹がいくつも枝分かれしている株が見受けられ、その行為が行われた時期は、成長過程から察して樹齢およそ六十年から七十年くらいではないかと考えられる。

このことから、沖ノ島が「原始林」として百パーセント保たれているとは言えないが、戦時遺構を除く大部分は「原始林」として現在も維持されていると結論付けられるだろう。特に、沖ノ島祭祀遺跡周辺や黄金谷などでは、「原始林」の状態が非常に良好に保たれている。

## (1) タブノキ

沖ノ島の樹木は、タブノキ(写真①)、ビゼンマユミ、ナタオレノキ、イスノキ、クワノハエノキなどが自生している。特に沖ノ島の主体となる植生であり、「沖の島原始林」の核となる樹木がタブノキである。通常、九州本土側のタブノキは、シイやカシといったドングリ系の重力散布による植生との共存が常であるといわれる。ドングリなどの種から新芽を出して実生ができる、それが成長して大木になるのである。しかし、沖ノ島では、タブノキが優勢し、ドングリ系の樹木は皆無である。保存管理計画に伴う調査においては、大木はあつても地面上に実生が見当たらぬことから、タブノキがどのようにして増えているかといふことが議論となつた。

このままでは沖ノ島のタブノキが消滅してしまうのではないかという危機感さえ感じたが、実は沖ノ島では本土のような増え方をしていないのではないかという新たな考えが生まれた。沖ノ島のタブノキの大木を観察すると、老木の幹の表面が腐り、一部は土のようになっている。その幹肌には、無数の小さな小枝が出てくる、いわゆる「ひこばえ」であった。そして、既に大木となつていてタブノキを見ると、もちろん単体のものもあるが、中には、一本一対のようなもの、さらには、一株に四本五本と枝わかれているものもある。これは、朽ちかけた老木から生えてきた「ひこばえ」が次の大木へと育つことを示している。沖ノ島のタブノキはこのような増え方をして子孫を残し今日に至つていると推測している。

さらに、沖ノ島全体の植生の変化を次のようにダイナミックに捉えることもできるだろう。台風などによつて大木が倒れると、それまで暗かつた地面が一気に明るくなる。すると、日が差すようになつた地面から下草が一斉に生え、オオミズナギドリでさえ巣を作れなくなるような密度の高い状態になる。しかし、倒れた大木から出た新芽が長い年月かけて成長すると、再び地面に日が射さなくなる。すると下草は生えなくなり、オオミズナギドリの巣などが穿たれ、その活動によつてさらに草が生えなくなるといった変化を繰り返しているのではないかと考えられる。



写真①タブノキ

(2) ヒゼンマユミ(絶滅危惧環境省Ⅰ-B・福岡県Ⅱ)



写真②ヒゼンマユミ

沖ノ島でタブノキに次いでよく目にする木がヒゼンマユミ(写真②)である。ヒゼンマユミは、長崎県で初めて発見されたとされる樹木で、一般的にはあまり知られていない。通常は、大木の



### 写真③イソヤマアオキ

### (3) イソヤマアオキ

イソヤマアオキ(写真③)は、今回の調査によつて「一ノ岳と三ノ岳の間の鞍部に自生している」とが約八十年ぶりに確認された植物である。葉脈に特徴があり、成長しても1m前後の低木である。自生している場所は、日



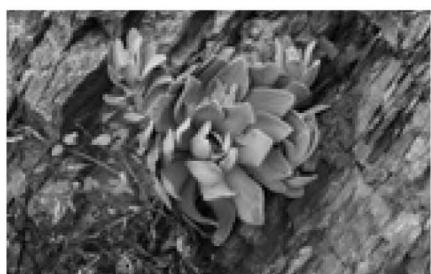
#### 写真④-1ビロウ

最初は大島の佐藤守氏の案内で、二回目は3D映像の撮影、三回目はレッドデータブック作成に伴う調査、四回目は、「沖の島原始林」保

島内では、この場所以外に自生が確認できず、コケミズと似たようなく限られた環境で繁殖する植物である。

(4) ビロウ

囲まれ海からは見えない。沖ノ島では、ここだけの自生であり、コケミズやイソヤマアオキとは違った繁殖方法ではないかと思われる。つまり、繁殖条件が限定されているのではなく、たまたま種が落ちたところから繁殖したのではないだろうか。極端な気候変動がない限り、島内での絶滅は心配ないであろう。



写真⑤イワレンゲ

イワレンゲ（写真⑤）は、裸場周辺に露出している頁岩に生える植物で、周辺植物はある種変化を持たせた青緑色のバラの花のような形狀の多肉植物である。十一月ごろツリー状の花を咲かせ一年草としての一生を終える。その後の観察では、毎年五～六株ほどが確認されており、環境の変化や地盤の変化がない限り絶滅する危険はないものと思われる。そもそも



写真④-2山側の幹の面



写真④-3海側の幹の面

### (5) イワレンゲ（絶滅危惧環境省I-B・福岡県I-A）

コケミズは（写真⑥）、沖ノ島においてある特定の場所のみに自生していることが確認されている。岩場ではあるが常時乾燥しているわけではなく、また、北西側に面しているため直接日が当たることもなく、かといってシメジメしている場所でもない。こうした絶妙な生育環境にある場所が沖ノ島のなかでも唯一ここだけに存在する。その奇跡的な場所にコケミズは繁殖する。



写真⑥コケミズ

調査時、沖ノ島島内に他の自生地がないか確認したが、調査員の立入れる範囲において同種の植物を見ることはできなかった。福岡県内では、他に英彦山の岩場のみで見つかっていることであるが、県内での自生地が沖ノ島と英彦山の一箇所だけであるということは、先の条件に合致した環境はなかなか整わないことを示している。十一月に観察した際には、既に跡形もない状況

もイワレンゲは、古民家などの藁葺屋根や木の腐りかけた屋根等に繁殖するため、戦前戦後の玄界灘沿岸の集落にはどこにでも目に見える植物であったが、高度経済成長期を境に鉄筋の建物に替わり繁殖環境の大きな変化から個体数が激減し、現在ではかなり珍しい植物となってしまった。ちなみに田島周辺の古民家にも小さい株ではあるが自生が確認されていることから、本土側にもまだ繁殖が認められる。

### (6) コケミズ（絶滅危惧福岡県I-A）

であつたが、夏には元のように生育していることが確認できた。この植物は、一年草であり、沖ノ島では、毎年このような繁殖を繰り返していると思われる。

### (7) フウラン(絶滅危惧環境省II・福岡県IA)



写真⑦フウラン

フウラン(写真⑦)は、「風蘭」と書くように通常人の手が届かない高所に着生する面白い植物である。沖ノ島では、一ノ岳から見下ろす岩肌の中腹の割れ目にある幅十cmほどのスペースに所狭しと自生している。また、沖津宮社殿に向つて左側に伸びるクワノハエノキの高木を見上げると細い枝に列を成して着生しているところを観察できた。調査を行った日は、そのフウランが地面に落ちていた。これは、数日前に吹いた強風に煽られたためと思われる。黄色いガクに包まれた白く細長い花をかわいらしく咲かせる。

### (8) ハママギ(絶滅危惧福岡県絶滅?)



写真⑧ハママギ

ハママギ(写真⑧)は、福岡県レッドデータブックで絶滅とされた植物であるが、その後天然記念物の保存管理計画策定に伴う調査において沖ノ島に自生が確認された。このときは、大麻畠と呼ばれるところから沖の島漁港までの海岸付近を歩いている

フウラン(写真⑦)は、「風蘭」と書くように通常人の手が届かない高所に着生する面白い植物である。沖ノ島では、一ノ岳から見下ろす岩肌の中腹の割れ目にある幅十cmほどのスペースに所狭しと自生している。また、沖津宮社殿に向つて左側に伸びるクワノハエノキの高木を見上げると細い枝に列を成して着生しているところを観察できた。調査を行った日は、そのフウランが地面に落ちていた。これは、数日前に吹いた強風に煽られたためと思われ

途中に発見した。しかし、確認できたのはこの一株のみである。その後の観察は行つておらず、繁殖の確認はしていない。

### (9) ダルマギク



写真⑨ダルマギク

ダルマギク(写真⑨)は、玄界灘沿岸の岩場に繁殖するといわれる珍しい植物である。十一月に花を咲かせるが紫色から白色の花びらで、肉厚な葉に産毛のような纖毛があることが特徴である。花は、キクそのものであるが葉はキクに見えない。大島では、沖津宮遙拝所の海岸の岩場や神崎灯台の岬の岩場に多く自生する。沖ノ島の南南東1kmほどのところにある小屋島に生える植物の半分の面積をダルマギクが占めるのではないかと思うほど、同島では数多く繁殖している。一方、沖ノ島でのダルマギクの繁殖は、確認されていないが、白岳周辺などは繁殖の条件が整っていると思われる。立地条件により大きく左右されやすい植物である。

### (10) オオタニワタリ

オオタニワタリ(写真⑩)は、観葉植物としてもよく知られる植物であるが、自生するものとしては沖ノ島が北限とされている。沖ノ島のなかでもとくに南側斜面の岩が露出している場所に多く繁殖し、沖津宮社殿に向かつて右側の

A号巨岩とその周辺にも生えている。特に黄金谷と呼ばれる場所は、湿度が高く、あまり風が吹かず、比較的温暖で岩がたくさん露出している環境であり、シダ植物が多く好む環境である。そのなかにオオタニワタリが群集し、より大きな葉を伸ばしている。逆に島の北側では、ほとんど観察することはできない。



写真⑪-1クマネズミ

写真⑪-1クマネズミ  
マジネズミは、モグラに近い仲間とされ、確認され

## 二、動物

### (1) 哺乳類

#### ア・ネズミ

沖ノ島におけるネズミの存在は、青柳種信が残した『瀛津島防人日記』にも記されており、江戸期にはネズミがいたことがわかる。戦後、沖ノ島に半年間住み込みをしていたという大島の古老の話や沖ノ島祭祀遺跡の調査時の証言でも、沖ノ島には大量のネズミがいたといいう。昔から沖ノ島にネズミがいたことは間違いないと思われる。

オキノシマジネズミがいたことが「福岡県高等学校生物部会」一九七一発行の調査報告書で報告され



写真⑪-2オオタニワタリ

#### 保存管理計画の基礎調査において、ネズミの分

布状況などを捉えるべく、沖ノ島に四か所のトラップを仕掛けた。その四か所は、漁港に建つ社務所周辺、沖津宮及び祭祀遺跡周辺、オオミズナギドリが多く生息していると思われる場所、黄金谷のジメジメした場所である。結果、いずれの場所も例外なくクマネズミ(写真⑪-1)、ドブネズミ(写真⑪-2)が捕獲された。クマネズミは、耳が大きくややすんぐりとした体形で毛もやや長く性格もおとなしいが、ドブネズミは、クマネズミに比べるとやや小柄で、トラップの中でせわしなく動き回り、「シャー、シャー」と威嚇していた。

ネズミに対する最大の関心事は、オオミズナギドリ同様、沖ノ島の生態系にどのような影響を及ぼしているのかということである。沖ノ島にネコが増えたときに一時的にはネズミが減ったとされているが、そもそもネコも外来の生物である。ネズミは病原菌を媒介する駆除対象生物であるが、沖ノ島においてネズミがどのような影響を及ぼしているのか不詳である。小屋島のカムリウミスズメやヒメクロウミツバメが絶滅に瀕したようなことが起これば、駆除の必要性もあろうが、小屋島と沖ノ島では、明らかに生態系の違いがあり、こちらも今後の観察を続ける必要がある。



写真⑪-3ドブネズミ

## イ・コウモリ



写真⑫アブラコウモリ

沖ノ島で注目されたのは、コウモリの存在の有無である。夜間活動するコウモリの存在を確認するため、コウモリが発する超音波を受信する器械を片手に調査を実施した。器械からは、「キー」や「キュー」といった音が聞こえ、専門家によると間違なくコウモリが飛んでいるといふことであった。そのため、アミを仕掛けてコウモリの捕獲を試みたが、沖ノ島には午後七時を過ぎるとオオミズナギドリが一斉に戻ってくるため、捕獲はできなかつた。昼間は、岩の隙間や洞窟のような場所に潜んでいるということで、大麻畠下の崖面の岩の割れ目や、戦時遺構である弾薬庫の暗い構造物内などをくまなく調査したが一匹たりとも確認することができなかつた。ところが、沖ノ島レッドデータブック作成に伴う調査最終日の早朝、漁港の東側に黄金谷から染み出している水たまりがあり、そこでアブラコウモリ（写真⑫）を捕獲した。今後、個体数や種類など詳細な調査が望まれる。

## (2) 鳥類

### ア・オオミズナギドリ

沖ノ島を代表する鳥類は、オオミズナギドリ（写真⑬）である。通称オガチと呼ばれるが、その語源は地面に巣穴を穿つ（ウガツ）ことからきているともいう。沖ノ島には、最大十万羽がいると言われていたが、今では、十五万羽という数字



写真⑯オオミズナギドリと飛び立ち木

もあり、全体的に数が増えているのではないかとも言われている。無数にある地面の穴を誤って踏み割った巣穴の中からヒナが顔を覗かせることがあるが、成鳥は昼間は海に出ており、島内でその姿を見ることはまれである。この鳥は、地面から直接飛び立つことができないため、地面を歩いたり走ったり、傾斜が急な場所では、腹を地面につけて滑つて移動することから、下草がまったく生えていない場所を毎日、地面を大群で移動することから、下草がまったく生えていない場所がところどころ見受けられる。まるで、箒で掃いたかのような地面の模様、落ち葉の状況がその移動の痕跡として観察される。

午前三時から四時頃、オオミズナギドリは、高い岩の上や木の枝などから飛び降りるように海へ飛び立つていく。沖ノ島には、そのような場所がいくつもある、特に、タブノキの幹がななめに聳え、鳥が登りやすい巨木を「飛び立ちの木（ぼく）」と称し、その木に集まって列を成して飛び立つしていくのである。「飛び立ちの木」は、そう数があるわけではない。それでも、飛び立ちの下手な個体は、そのまま地面に落ちて、また同じ木に登つてやり直す。それを何度も繰り返す不器用な個体もいるのである。

オオミズナギドリは午後七時頃島に戻つてくる。自分の巣がどこにあるのかを知つたうえ島に戻つてくるのであるが、沖津宮社殿周辺で観察していた際には、上空の木の枝に引っかかるてそのまま地面に落ちてきた。鳥が上から降つてくる印象である。昼間の静けさに反して、午後七時から午前四時にかけては、子どもの泣き声に似たオオミズナギドリの鳴き声が島中に響き渡る。

なぜ、昼間オオミズナギドリは島内で姿を見せないのだろうか。ある日、

弱つたオオミズナギドリが漁港に張っていたテント近くに歩いてきた。衰弱しきついたために、夕食の一片を与えてみたが、回復しなかつたのだろう。翌朝、空を飛べずにいたその鳥は、トンビの餌食となつて消えてしまった。明るくなつていつまでも陸地をよたよたと歩いていると、トンビやハヤブサなどの猛禽類がいるこの島では、姿を見せるだけで大変危険なのである。沖ノ島にネコが持ち込まれたとき、オオミズナギドリがネコに襲われたという事例があつたようで、今もオオミズナギドリの死骸を島で見ることがあるが、ネコに襲われた可能性もある。

オオミズナギドリについては、その通称の由来ともなつた巣穴を地面に穿つことが問題となつていて、沖ノ島は、国の天然記念物でもあり、また国史跡「宗像神社境内」にも指定されている。一か所に二つの指定の網がかかっている場合、どちらを優先して保護するかという課題がおのずと出てくる。沖ノ島における埋蔵文化財とオオミズナギドリの巣穴の関係であるがまさにそれに該当する。沖ノ島祭祀遺跡の一号露天祭祀遺跡は、土器や石製の祭祀品などが現在も大量に散布している重要な遺跡であるが、オオミズナギドリによつて地面に巣が作られることによって、史跡の保護が困難となる。沖ノ島祭祀遺跡は、史跡の中でも核となる部分として、天然記念物の保護を超えて優先的に保存管理しなければならないだろう。そのため、沖ノ島祭祀遺跡を中心におオミズナギドリがどのくらいの密度で営巣しているのかの調査を行つた。この調査によつて、沖ノ島全体における巣の分布状況や密度の度合いなど、営巣場所の傾向などが明らかとなつた。あわせて祭祀遺跡内の

具体的な分布域を確認することができた成果は大きい。

オオミズナギドリの営巣場所は、角度十度から二十度のやわらかな土が多い。また、巨岩と地面が接するところにも多い傾向にある。急傾斜地や平原な地面、礫が堆積していたり下草が多く茂つていたりする場所は少ない傾向にある。巣穴は、何年も再利用している穴もあれば、新たに穴を掘るといふことも考えられる。オオミズナギドリの個体数が年々増えているのではないかという指摘もあるが、もしそうであれば巣穴の数が増え続けることになり、遺跡に多大な影響が出てくる可能性がある。

沖ノ島祭祀遺跡を調査した昭和二十九年から昭和四十六年までの写真を見ると、露天祭祀遺跡には今ほど巣穴がなかつたようにも見える。この点については、沖ノ島に詳しい大島の古老に話を伺つたが、格段に個体数が増えたような話はなく、現状において個体数の増減について結論は出でていない。今後のモニタリングによつて状況を見極め、祭祀遺跡、特に露天祭祀遺跡における保護のあり方を検討していくかなくてはならない。

## イ.ウチヤマセンニユウ（環境省IB・福岡県II）

ウチヤマセンニユウ（写真⑭）は、希少な鳥として研究者の中では有名であるが、一般的にはほとんど知られていない鳥だろう。スズメより一周り小さく、朝日が射す前後や夕暮れに漁港近くの崖面で鳴き声を聞くことができる。



写真⑭ウチヤマセンニユウ

## ウ・カラスバト(環境省準絶滅危惧種・福岡県II)

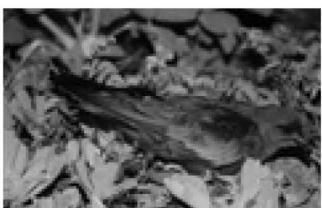


写真⑯カラスバト

カラスバト(写真⑯)は、国の天然記念物に指定されている貴重な鳥で、大島や地島にも生息しているが、特に沖ノ島は個体数が多いようである。カラスよりも大きく、全身は深い青色をした厳かな鳥である。「ウー」と唸るような特徴的な鳴き声で、昼間、鳴き声でどこにいるかを確認できる。調査のときは、オタカ奥の雜木に二羽のカラスバトが確認された。おそらく「つがい」だったと思われる。



写真⑯-1カンムリウミスズメ



写真⑯-2ヒメクロウミツバメ

## エ・カンムリウミスズメ・ヒメクロウミツバメ(いずれも環境省II・福岡県IA)

沖ノ島の鳥の貴重種としてカンムリウミスズメ(国の天然記念物写真⑯-1)、ヒメクロウミツバメ(写真⑯-2)の名が挙げられることがあるが、実は沖ノ島での生息や繁殖は確認されていない。沖ノ島の南南東約1kmのところにある小屋島(写真⑯-3)という岩礁が繁殖地となっている。最高所海拔二十九・五mの小屋島は、海拔十m以上の高さでは、波による浸食をほとんど受けないために、ヒゲスゲやダルマギクなどの植物が繁殖してお



写真⑯-3小屋島

り、そこでできた土を穿つて巣に隠れるように巣穴がある。沖ノ島と小屋島の大きな違いは、ネズミの生息の有無である。カンムリウミスズメやヒメクロウミツバメは、ネズミにも襲われてしまう弱い鳥で卵やヒナがターゲットとなる。二十年前に一度、小屋島にネズミが侵入し、壊滅的な状況になったことがあったようで、今後もこれら貴重な鳥を保護するための対策を検討しなければならない。ちなみに、小屋島へのネズミの侵入については、遊漁船からの侵入説と沖ノ島本島から一斉に小屋島に渡つて来たとする説とがある。カンムリウミスズメの卵は、大変おいしく、昔の大島の人たちは、四月になると一斉に卵を取りに行つたという話が残っている。

## オ・沖ノ島のその他の鳥類

夜間、オオミスナギドリに交じって、「ホホツ、ホホツ、ホホツ、ホホツ、ホホツ」というリュウキュウコノハズクの鳴き声が聞こえてくる。実際の姿は見ていないが、それ以前の調査で朝日新聞の記者が同行したときに捕獲している。フクロウを小さくしたような鳥で、リュウキュウの名の通り南方に生息する鳥である。

沖ノ島が渡り鳥の中継地である証拠に、夏の時期に比べて春と秋の方が鳥の種類が多い傾向にある。つまり、沖ノ島を介して春は北へ秋は南へと移動していると思われる。カチガラスという鳥は豊臣秀吉が朝鮮半島から連れてきたとされているが、ある時期に沖ノ島にも飛んでいたことが確認された。このことによつて、朝鮮半島から九州本土に向けて直接飛んでくることも可能ではないかとの指摘もある。

### (3) 爬虫類



写真⑯ニホントカゲ

参道を歩いていると「ニホントカゲ（写真⑯）」が参道に沿つて積んだ石の隙間にいて、すばやく動く姿を目撃できる。調査のときは成獣のみ確認でき、逆に青色ベースに黄色ラインの入った若いトカゲを見ることができたが、別の時期には若いトカゲも確認できたことから季節によって異なることがわかつた。調査の間、ヤモリが生息するかどうかの議論となつたが、この調査では確認されなかつた。

オオミズナギドリがこれほど繁殖しているということは、この島にヘビがないという証拠である。穴を掘つて営巣するオオミズナギドリはアオダイショウなどのヘビが生息していればたちまち減少してしまうだろう。沖ノ島祭祀遺跡の調査報告書にもヘビがないことが幸いしたと書かれており、沖ノ島は海鳥にとつて「楽園」で生息しやすい環境といえる。

ちなみに宗像市神湊の沖合にある勝島は、現在は無人島であるが、ヘビやイノシシが生息しているため、オオミズナギドリの巣などは確認されておらず、沖ノ島とは全く違う生態系を形成している。

### (4) 両生類

爬虫類、両生類を専門としている「いのちのたび博物館」の山根氏は、沖ノ

島において両生類の発見を試み、いろいろな仕掛けや現地調査などを行った。漁港の東側の湧水地や大麻畑の小川、戦時遺構となつてゐる弾薬庫などのコンクリート壁など両生類のいそゞな場所をくまなく踏査したが、結果、見つけだすことができず、沖ノ島には生息していない可能性が高いことが結論づけられた。

両生類とヘビがいない特殊な環境での生態系を沖ノ島は教えてくれる。

### (5) 昆虫類

レッドデータブック調査では、昆虫を専門とする研究者二名が渡島された。なかでも三枝氏は、

昆虫研究者としての重鎮である。蚊やハエ等の種類を専門としており、沖ノ島の朽ちた木々に巣を穿つた昆虫の幼虫や卵、低い場所を飛び交う虫を捕獲し観察された。ある種の蚊やハエについては、ベーリング海の島々にいる種と同種か近似種ということであり、植物や鳥類は南方系の種が多い中、昆虫については北方系の種が繁殖していることが新たな発見であった。



写真⑰ヒメボタル

蝶が専門の矢田氏は、一ノ岳の山頂に生えるクワノハエノキの葉や花に群がるゴマダラチョウに着目した。結局捕獲することはできなかつたようであるが、沖ノ島にこれほどの個体数が生息していることが確認できたことが今回の成果であつた。このほかモンキアゲハやアオスジアゲハなど本土に広く生息



写真⑯-2コクワガタ

する蝶、渡り鳥のような蝶であるアサギマダラも観察された。また、蛾の種類が極めて少ないという指摘が三枝氏よりあった。その原因としてオオミズナギドリが地面を滑りながら移動するため下草が生えず、本来その下草を住処とする蛾の幼虫が育たないことが考えられるという見解であった。

レッドデータブックの調査以外にも、沖ノ島の昆虫について幾例か述べてみたい。朝日新聞社によるリュウキユウコノハズクの調査の際に、夜、沖津宮社殿周辺の森がピカピカ光るという。詳しくみると、それはヒメボタル（写真⑯-1）であることがわかり、後日、沖ノ島の調査でヒメボタルの個体が裸を行ふ法面にもいることが確認された。

クワガタについても、コクワガタ（写真⑯-2）二個体が確認された。そのうち一個体は、社務所の網戸にいたところを捕まえた。

セミに関しては、捕獲せずとも鳴き声で種類を判断できる。私見ではあるが、ニイニイゼミ、クマゼミ、ツクツクボウシ、ヒグラシを確認できた。九州本土にいるセミの種類と比較して基本的には大きな違いは認められない。ただし、アブラゼミの鳴き声だけはこれまで聞いたことがなく、沖ノ島にはいない可能性がある。また、ヒグラシは、名前の如く本土では早朝及び日暮れ時に盛んに鳴くセミであるが、沖ノ島では、特に灯台へ登る北側の斜面山道に多く分布し、昼間でも鳴き声を聞くことができる。

レッドデータブックの調査は、六月に実施したため、真夏に活動する昆虫について詳しく述べたわけではない。特に沖ノ島の風物詩となつているのが、梅雨明けからお盆にかけて大量発生するアブである。ある神主によると沖ノ島の滞在中（約十日間）に、コーヒーの瓶に半分ほどのアブを捕獲したという話がある。夏場はとにかく大量のアブが飛び交っている。このアブのやっかいなところは、人間の皮膚を刺し、体液を吸うことである。刺された瞬間はチクつと痛み、その後患部が赤く腫れ、体質にもよるのだろうが、半年くらい跡が残ることがある。刺されたところが痛痒いことから搔き筆り、そこから出てきた体液にさらにアブが集まるという悪循環となることもある。

また、夜間の撮影時にライティングに照らされた明かりに大量のアオドウガネが群がるという光景を目にして。これは3D撮影による映像で収録している。

十一月には、本土でみるハエより一回り大きな黒いハエを見ることができる。この時期、ツワブキの黄色い花が参道などに咲き誇っているが、その花の蜜を吸うために群がっている光景を観察できる。

これだけの多様な昆虫がいる背景に、沖ノ島の自然の豊かさがある。昆虫のみならず動物については、まだまだ未知の種類が生息していると思われる。特に、カタツムリやキセル貝など陸生の貝類がかなり生息しているが、その分野の調査は行われていない。周辺を海に囲まれた沖ノ島の陸生の貝類が大陸や日本列島、壱岐・対馬との関係でどのような共通点や相違点があるか、或いは固有種なのか、今後の新たな発見を待ちたいと思う。

## まとめ

沖ノ島は大正十五年に「沖の島原始林」として国の天然記念物に指定され、さらに信仰に基づく厳重な禁忌が今も続いている。そのため、人の行き来が制限され、島内は特異な環境が維持されている。沖ノ島以外では、人の影響で既に絶滅しているような動植物が、ここでは、けなげにその子孫を残し次世代にその命をつないでいる。ごく限られた条件でしか自生しえないコケミズの存在や絶滅と判断されていたハマムギの自生、カラスバトやカシラムリウミスズメの生息などは沖ノ島やその周辺における特有の自然環境だからこそ存続し得た。沖ノ島の生態系を観察することは、ほとんど人為的な影響を受けず、ありのままの自然の中で変化するもの、或いは変わらないものを目の当たりにすることである。

沖ノ島では、古代以前からこうした特有な環境に人類が出会い、古墳時代以降、海域の安泰、航海安全を願つて、この特別な場所で祭祀を行い、それが現在にその痕跡を残しているのである。戦時中の軍事施設の整備の関係で、一部は伐採などの手が加わった部分もあるが、祭祀遺跡とその周辺は、植生の状態からみても古代の情景とほとんど変わらない奇跡の空間であるといえる。このような希有な島を保護し、未来へと残すことが、今を生きる我々に課せられた使命である。

## 参考文献

一九三三 沖の島学術調査報告(二) 竹内 亮 福岡博物学雑誌  
一九三五 沖の島産維管束植物目録 竹内 亮 福岡博物学雑誌

一九七一 沖の島生物総合調査報告 大場隆康 福岡県高等学校生物部会  
一九七七 壱岐の生物(壹岐・対馬・沖ノ島を含む)長崎生物学会  
一九七九 福岡県の名勝・天然記念物 福岡県教育委員会 福岡県教育庁  
管理部文化課

二〇〇七 宗像市自然環境調査結果報告書 宗像市

二〇一二 福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック二〇一二－植物群落・植物・哺乳類・鳥類－ 福岡県環境部自然環境課

二〇一四 国指定史跡「宗像神社境内」国指定天然記念物「沖の島原始林」  
保存管理計画書 宗像市教育委員会

写真⑦、⑭、⑮、⑯－1、⑯－2は、九州環境管理協会 岡部海都氏撮影

# 古代宗像郡郷名駅名考証(二)

大高広和

## はじめに

古代の宗像地域の実像に迫ることは、残された史料の制約から簡単なことではない。古代史料は中央の政府もしくは支配者層によって残されたものとほとんどで、特定の地域について語るところは少なく、また現在のところ宗像地域では木簡や墨書土器などの出土文字資料にも乏しい。その中で、古代からの記憶を現代まで伝えている場合も多い地名は、古代の宗像を考える上で残された数少ないようである。元の場所から移動したものや後から復古的に用いられるようになったものなど、地名の由来には様々な場合があることは十分注意しなくてはならないが、近年の考古学・歴史地理学的な成果も参考しながら、古代の宗像郡における郷や駅の名称及びその所在地について、あらためて従来の説の検証を行っていく必要があるだろう。

古代の郡郷や駅については、十世紀にまとめられた辞書(事典)である『和名類聚抄』郷里部の郷名、同じく十世紀の法令集『延喜式』(卷二十八、兵部省)に載る駅名が基本史料である(以下和名抄・延喜式と称した場合は特記しない限り上記の両史料を指す)。駅名については、高山寺本(高本)『和名類聚抄』にも全国の駅が載せられている。これらは九世紀頃に存在した郷や駅を示しているとされるが、その多くは八世紀に遡る<sup>(1)</sup>。

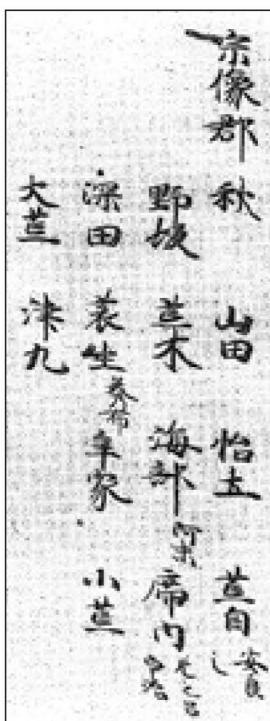
和名抄が宗像郡として挙げる郷名は左の通りである。

秋(安支) 山田(也万多) 怡土(伊度)

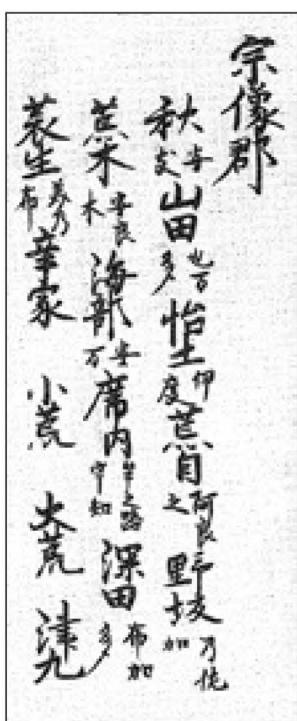
荒自(安良之・阿良之) 野坂(乃佐加) 荒木(安良木)  
海部(阿末・安万) 席内(无之呂宇治・牟之路宇知)

深田(布加多) 萩生(美乃布) 辛家 小荒 大荒 津九

図一 高山寺本『和名類聚抄』卷九、筑前国宗像郡



図二 大東急記念文庫本『和名類聚抄』卷九、筑前国宗像郡



(馬淵和夫編著「古写本和名類聚抄集成」より)

筑前国はおろか、西海道でみても最多の十四郷が記される宗像郡において、割合多くの郷名が今に至るまで保持され（確實なものに傍線を付した）、大字として近代まで使用してきた。しかし現在に伝わらず有力な比定地のない郷名もあり、特に末尾の「小荒・大荒・津九」については從来明確な説明がなされてきたとは言い難い。

また延喜式では、宗像郡内の駅名として「津日・席打」が伝わり、津日駅については右の「津九」郷との関係との関係が指摘される。「津九」は現在も福津市に地名が残る「津丸」の可能性が高いが、「津日」駅（高本和名抄では「津田」駅）との関係になお若干の問題を残している。

本稿では、これら古代宗像郡の郷名・駅名に関する考察を行い、津屋崎古墳群や宗像大社辺津宮の周辺部に関心が集中しがちな古代宗像郡の全体像を把握する助としたい。

## 一大荒郷・小荒郷

### (一) 従来の説と本稿の想定

和名抄に記される大荒郷および小荒郷については、対応や関係を見いだせる歴史的な地名が明らかでない。従来の説でもこれといった説明はなく、『大日本地名辞書』が「荒」の字の共通性から荒自郷（福津市在自が比定地）から分かれたものと推測し、その近隣の津屋崎・勝浦地域周辺に比定しているのが目を引く程度である<sup>(2)</sup>。しかし、「荒」の字を手掛かりに荒自郷あるいは荒木郷から大荒郷・小荒郷が分かれたとみた場合、元の荒自郷（荒木郷）との関係に疑問があり、あまり有力な説とは言えないだろう。そもそも大和

国城上郡・城下郡などのように上下や前後といった分割であればともかく、元の郷が残つたままさらには大小の字を付した枝郷が分かれる例はほかに知られず、不自然なものである。なお、大荒郷について『筑前国続風土記拾遺』（田島村、貴船神社の項）は大宮司の館址に存在したという貴船神社の大荒神との関係を想定しているが、小荒郷については説明していない。

結論から言えば、本稿では大荒郷・小荒郷は和名抄の書写過程で文字が変化したもので、本来は大島郷・小島郷であったと想定したい。『和名類聚抄』は源順が編纂した日本初の辞書として名高いが、良質の写本によって原撰時の姿が現在に伝わるわけではない。特に書写してきた者が全国の地名に精通していたわけではなくことは、諸写本の間で文字の異同が散見し、また明確に誤りと言える記述もあることから容易に窺われる。そうしたことにも踏まえ以下では古代宗像郡に大島郷および小島郷が存在したとみると、とについて、ささやかな考証を行いたい。

### (二) 和名抄の郡郷名における「島」「荒」

表<sup>(3)</sup>は、和名抄の主要な写本である大東急記念文庫本（急本）および高山寺本（高本）において、郡郷名の「島」および「荒」字に異同や誤りがある例を一覧にしたものである。

残念ながら、これらのうちで「島」と「荒」とが入れ替わっている例は見いだせない。そもそも、郡郷名には地形に基づく「島」字がつくもの（「島」地名）は多いものの、「荒」字がつくものは比較的少ない。ただそうした中で、「嶋」と「鳥」、「鳴」や「鴨」といった漢字の偏の誤認など、「島」や「荒」の字が書写

表一 『和名類聚抄』郷里部にみえる「島」「荒」字の異同

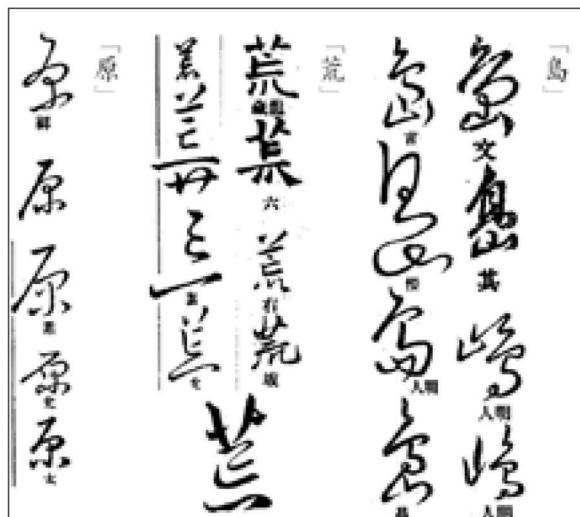
国名	郡名 (急本)	郡名 (高本)	郷名 (急本)	郷名 (高本)	読み	備考 (関連史料等)
摂津	嶋上	鳥上				もと「三嶋」を分割。
	嶋下	鳥下				もと「三嶋」を分割。
駿河	富士	鳴田	鳥田	シマタ		
武藏	加美	小嶋	小鴨			
上総	海上	鳴穴 [嶋穴]				「鳴穴神社」(延喜式神名帳)、「鳴穴神」(日本三代実録、元慶元 .5.17 条)、「鳴穴駅」(延喜兵部式、高本駅名)。
下総	印幡	鳥矢	鳴矢			(参考)
常陸	久慈	木前	木嶋			
美濃	池田	小鳥 [小嶋力]				「池田郡小島牧」(長保 3.6.26 平惟仲施入状案、平 -410)
信濃	水内	中嶋	中鳥	ナカシマ		
上野	那波	葦束※	荒束	ニラツカ アラツカ		※急本「葦」の字の足は「ハ」。高本は那波郡を下野国に記す。
下野	都賀	三嶋 [三鴨力]				高本は上野国山田郡に記載。「みかものやま」(万葉集 3424 番)、「三鴨駅」(延喜兵部式)、「三嶋駅」(高本駅名)。
越後	頸城	原木	荒木	アラキ		
紀伊	名草	八荒賀	荒賀			「龜香郷」(古語拾遺)
阿波	板野	小嶋	小鳴	ヲシマ		「□□□〔板野加〕郡少嶋郷」(木研 5-20)
日向	児湯	児嶋				

※「嶋」字以外は常用漢字に改め、異体字は異同として扱っていない。網かけは、正しいと判断される郡郷名。

※史料の略称については以下の通り。この他六国史等は通例に従つた。

平 - 数字→平安遺文 (- 文書番号)、木研→『木簡研究』(号 - 頁)。

図二 島・荒・原(参考)の字体(『五体字類』から作成)



後国頸城郡荒木郷について、高本の「荒木」が急本では「原木」とされているものの、その急本において「阿良木」という読みを記しており、本来の郷名は「荒木」で、書写の過程で「原木」に変わってしまったことを知ることができます。また、「原」の崩しができる。「原」の崩し字も「荒」と似通つており(図二)、これらから、か

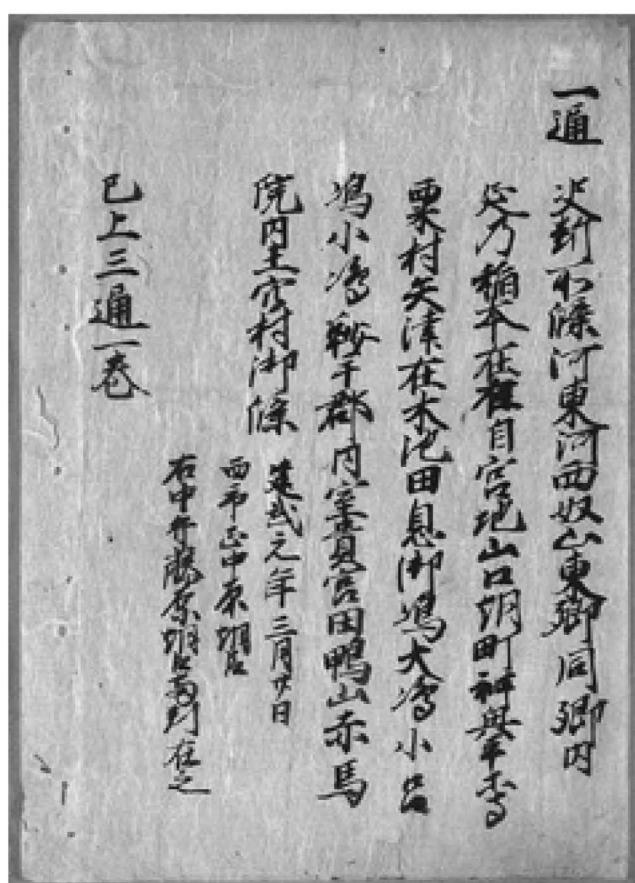
の過程で変化してしまつてゐる事例をいくつか指摘できる。「島(嶋)」と「荒」との両字は、酷似するとまではいかなくとも、字体によつては近接した字形を示している(図二)。また図三にはないが古体では「嶋」の山偏は左上に位置する場合が多く、山冠の異体字(「島」)も存在する。例えば、上総国海上郡では和名抄は両本とも「鳴穴」郷の存在を記しているが、延喜式の駅名に「嶋穴」、神名帳にも「嶋穴神社」とあることから、正しくは「嶋穴」郷で、「嶋」字が「鳴」に誤られたものと判断できる。美濃国池田郡では、同じく和名抄は「小鳥」郷とするもの、長保三年(1002)六月廿六日平惟仲施入状案(平・四一〇)に「池田郡小島牧」とみえ、本来は「小嶋(島)」郷であった可能性が高い。また、越

なり崩された筆跡の写本からの書写を経て、現在に伝わる和名抄の写本（図二）が存在していることが推測されよう<sup>(4)</sup>。

和名抄の宗像郡の郷名には「荒自」「荒木」という「荒」字が付くものが既に二つあり、それらに引きずられて「小嶋・大嶋」を「小荒・大荒」と写し間違えたという想定も、あながち無理なものではなかろう。

### （三）大島と地島

以上から、比定地の定まらない見慣れぬ地名である和名抄の「小荒・大荒」について、本来は「小嶋・大嶋」であったことが想定できる。安易な史料の



文字の改変は慎むべきことではあるものの、これは宗像地域に歴史的に大島・小島と称された島が存在していることにより、一定の妥当性をもつものと考える。それは、福岡県（筑前国）最大の離島である筑前（宗像）大島と、大島の東に位置して響灘と玄界灘との間の鐘崎沖の重要な海域を扼している地島（ともに現在は宗像市）である。

大島に鎮座する宗像大社中津宮の存在を記す文献史料は、八世紀前半に成立し、七世紀後半以前のことを伝えるとみられる記紀まで遡るが、「大島」自身の初見は鎌倉末期から南北朝期まで下る。「宗像社家文書惣目録<sup>(5)</sup>」は、建武元年（三三三四）三月廿日付の決断所牒により保証された所領を挙げており、その中に「おきのみしま息御嶋・大嶋・小呂嶋・小嶋」がみえる（図四）。これが宗像地域の大島、そして小島の初見である。また、十四世紀前半の成立とみられる『宗像大菩薩御縁起』に「大嶋」「正平二十三年宗像宮年中行事」（三三六八年成立）に「大嶋」「小嶋」の記述がみえている<sup>(6)</sup>。

言うまでもなく「小島」は大島と対になつた認識による呼称であり、宗像地域の近海に並ぶ主要な島に対する呼称として自然なものである（図五）。一方、地島の「地」とは「沖」に対する名辞であり、海上に連なる島々のうち手前の島を「地ノ○○島」とし、遠くの島を「沖ノ○○島」と呼ぶことは全国各地で広く見られる<sup>(7)</sup>。辺津宮や神湊側から見ると大島と地島は扇状に並びあまり距離の違いはなく、鐘崎から見て地島の背後に沖ノ島が位置する。「地島」とは鐘崎方面からの認識に基づく呼称ではないかと推察される。

に五の名あり。民家すべて「百余、商人海人まじれり」と述べ、「筑前名所図会」は「民家」百余あり。商農交り居れり」と記す。『筑陽記』では「凡高千二、三百人ノ在所也」と、戸数ではなく人口を記している。そして『筑前国続風土記拾遺』(以下『拾遺』)では「民居六ヶ所(本浦・新浦・岩瀬・中江・津和瀬・中津和瀬)あり。人家凡武百卅戸、農商漁夫相雜れり。(中略)田圃數十町ありて土地沃壤なり」としている。多少の時期差はあるにせ



## 図五 古代宗像郡とその周辺地図(木下註(2)論文を改変)

よ、近世を通じて千人強の人々が大島で漁業や農業、商業を営んでいたことが窺われる。

地島については、『筑前国続風土記』に「民家多し。山のかたはらに居住して、民宅せはし。(中略)畠のみ有て、水田はすくなし」とあるが、「此島の西北に白浜といふ所あり。民家卅四五軒有。大島の方に向へり」ともあり、『筑前名所図会』にも「民家三十軒余あり。白浜といふ所也」と記される。『筑陽記』には島全体で「凡四、五百人ノ在所也」と記され、特に白浜浦が「人数半バ居住此ノ所」とされている。大島の半分以下といったところだが、地島もある程度の人口があつたようだ。

古代の郷は五十戸一里（郷）の原則に基づいて編成された人的編成を基本としており、平均して一郷千人から千五百人程度の人口が見込まれる（<sup>9</sup>）。戸籍によつて把握された住民がいない場合郷はなく、住民が少ない場合は他の郷の一部として把握されたと考えられる。近世までの人口の増減については今後詰めていく必要があるものの、海上交通によつて栄えた古代宗像地域において、大島や地島でもある程度の集落が形成されていて不思議はない。その場合、地島と大島とではどうしても人口差が想定されるとが問題となるが、離島という条件を考慮して一郷五十戸の原則によらぬい編成があつたものとみておきたい。

なお、次号で触れる予定の「津九」郷を駅家との関係から特殊なものとして理解すれば、小島郷・大島郷は和名抄で宗像郡の末尾に記されており、それも離島として地理的に他郷とは異質な郷であつたことに由来するのかもしれない。

## むすびにかえて

以上のように、九世紀頃の郷名を伝えるとされる和名抄の「小荒・大荒」を「小嶋・大嶋」とみてよければ、大島・小島両郷（里）は八世紀にも存在していた可能性が高い。宗像郡の郷名で八世紀に遡るものとして

は、正倉院文書の天平勝宝四年（七五二）十一月十七日の造寺所公文（知

識優婆塞貢進文）<sup>(1)</sup>にみえる「荒城郷」が、和名抄の荒木郷に合致する

（<sup>1</sup>）。また、「宗像大菩薩御縁起」所引の「西海道風土記」には「深田村」との記述があり、仮にこれが八世紀の風土記の文であるとすれば、深田郷の「深田」という地名（現宗像市深田）が八世紀に遡ることになる。

いずれにせよ、本稿での想定が認められるとすれば、和名抄は大島と

地島およびそこに住んでいた人々に関する最古級の文献史料ということになる。従来、大島については既に弥生時代以来人間の活動の痕跡がありながら<sup>(2)</sup>、中津宮に関する記載以外は古代史料がなく、地島に至つては古代史料は皆無であった。古代の大島や地島については、郷が存在しない人居まばらな地域としてではなく、一定の人間集団が存在したものとして認識し、古代宗像郡の全体像を描いていく必要があるだろう。

（<sup>5</sup>）『宗像大社文書』第一巻（宗像大社復興期成会、一九九九年）。応永十六年（一四〇九）に大宮司宗像氏経が編纂し、十七世紀前半に社僧長賀が書写したもの。決断所牒は「諸郷文書三通巻」のうちにみえる。

（<sup>6</sup>）『宗像大菩薩御縁起』（『宗像大社文書』第二巻、宗像大社復興期成会、一九九九年）では、第一神の湍津姫の居所を「今號大嶋是也」と記す。「正平二十三年宗像宮年中行事」（同書）では、「中御嶋」を説明する割注に「宗像前大嶋是也」とあり、また末社の一つ「巖嶋社」にも傍書して「小嶋」としている。応安年間（三六八～三七

載の郷名と他史料から知られる八世紀前半の郷名とは八四・七パーセントが一致し、同じく八世紀後半とは九〇・四パーセントが一致する。なお駅名については九世紀における駅路の再編を考慮に入れなくてはならないが、今は描く。

（<sup>2</sup>）吉田東伍『増補大日本地名辞書』富山房、一九七一年、初版一九〇一年。木下良「律令制下における宗像郡と交通」（『宗像市史』通史編第二巻、古代・中世・近世、一九九九年）はこの説を適当とする。

（<sup>3</sup>）急本は室町中期を降らない時期の書写とされ、二十巻本の完本としては最古の写本である。高本は二十巻本のうちの一部であるが、郷名を載せる最古の写本で、院政期（十二世紀頃）の書写とされる（馬渢和夫編著『古写本和名類聚抄集成』勉誠出版、一〇〇八年。池邊註（1）前掲書）。

（<sup>4</sup>）『和名類聚抄』の成立や系統について定説は未だ定まらない状況だが、最も古い高本でさえ、源順による原本を書写したものではないとみられる。なお、編纂段階で源順が原資料から地名を書き写した時点で、既に誤りが生じていた可能性もあるだろう。

四)の成立という『応安神事次第』(同書)にも、「大嶋神人」(春大祭事)、「大嶋法花」(十月)、「大嶋御神樂事」(十二月一日)、「大嶋ノ五位」(十二月廿五日政所九間社事)といった記載がみられる。

(7) 例えば兵庫県たつの市(旧揖保郡御津町)沖には、沖へと順に地ノ唐荷島・中ノ唐荷島・沖ノ唐荷島が並んでいる。

(8) 中村正夫編校訂『宗像郡地誌総覧』文献出版、一九九七年。

(9) 澤田吾『奈良朝時代民政經濟の数的研究』柏書房(復刻版)、一九七二年、初版一九二七年。鎌田元「日本古代の人口」『律令公民制の研究』塙書房、一〇〇一年、初出一九八四年。坂上康俊「奈良平安時代人口データの再検討」『日本史研究』五三六、一〇〇七年。

(10)『大日本古文書』(編年文書)第三卷五九〇頁。

(11) 荒木郷は宮若市(旧鞍手郡若宮町)上有木・下有木に比定される。

(12) 中津宮は宮若市(旧鞍手郡若宮町)上有木・下有木に比定される。中津宮に近接するろくどん遺跡は弥生時代中期から後期にかけての遺跡とされ(未調査)、ほかに中津宮境内などに古墳時代の貝塚が存在していることが報告されている(宗像市教育委員会『大島御嶽山遺跡』宗像市文化財調査報告書第六四集、一〇三年)。現在の大島中心部の集落域を中心には様々な遺跡が眠っているものと考えられるが、考古学的な発掘調査については地島とともに今後に委ねられる。

# 沖津宮遙拝所における信仰の建築と景観

松 本 将 一 郎

はじめに

## 1. 沖津宮遙拝所の変遷

日本列島と朝鮮半島の間に位置する沖ノ島は、その地理的条件と神奈

備型といわれる形状から、古代より航海の道標として、また神体島として信仰の対象とされてきた。東アジアとの対外交流を背景に、沖ノ島では、四世紀後半から九世紀末にかけて、航海安全を祈る祭祀が行われ、古代祭祀終焉後も、島全体が宗像神社<sup>(1)</sup>沖津宮の神域として現在まで信仰が継承される。沖ノ島は、その立地条件のため容易く渡島できず、禁忌によつて一般に入ることはできない。そのため、海を隔てて49km離れた大島の沖津宮遙拝所が、沖ノ島を遙拝する拝殿の役割を担つている。

本稿では、沖ノ島に対する「遙拝」に焦点をあて、沖津宮遙拝所の歴史的変遷について、文献史料と社殿の現地調査により検討し、その建築的特徴について考察する。さらに、宗像神社における遙拝という礼拝行為が周囲の地形とどのような関係にあるのか、遙拝の景観構造について考察する。沖津宮遙拝所に関する既往研究は、宗像神社復興期成会による『宗像神社史』<sup>(2)</sup>や早稲田大学建築史研究室による研究<sup>(3)</sup>に限られる。これらの成果に学びつつ、古代祭祀遺跡に注視されがちな沖ノ島について、ランドスケープと信仰の関係からその特質を探つてみたい。

### （1）沖津宮遙拝所の成立起源

神社の中には本殿を持たずに御神体を直接拝むための拝殿のみ建てられているものがある。大和の大神神社、信濃の諏訪神社上社本宮、武藏の金鑽神社などの古社が知られ、山そのものを御神体として山麓の拝殿から遙拝する形式をとる。大神神社はその代表例であり、大和盆地の東南に位置する三輪山を御神体とし、現在も拝殿と三ツ鳥居の奥は禁足地とされている。自然信仰を基盤とする沖ノ島においても、島 자체を御神体として十七世紀半ばまで本殿の存在は確認できず<sup>(4)</sup>、古くから海を隔てた対岸の大島から遙拝していたと考えられる。しかし、沖津宮遙拝所に関する中世以前の史料は確認されていないため、その成立起源は明らかではない。

『宗像神社史』によれば、沖津宮を奉祀する社家の家系である「ノ甲斐河野氏」が常時の祭祀を執り行なう為、屋敷を構える大島に沖津宮遙拝所を設けたことをその起源としている。甲斐河野氏は祖先を伊予国の河野氏とされ、中世には年四回行われた御長手神事の際に、沖ノ島に渡島し長手の竹を神籬とし、沖ノ島の御神靈を九州本土の辺津宮に迎え祭祀を行つていた。天正十四年（五八六）に宗像大宮司家が断絶し、さらに社領の喪失により宗像神社の社

勢が衰え多くの社家が当地を離れる中、筑前国の新領主となつた黒田家の庇護の下、近世を通じて「ノ甲斐河野氏が沖津宮の奉祀者としての役割を引き続ぎ」<sup>4</sup>いた。江戸時代には、「ノ甲斐河野氏が沖ノ島に渡つて祭祀を行うことは年二回となり、日常的には大島北岸の岩瀬にある沖津宮遙拝所及び同氏邸内の御祈念所において祭祀を営んでいた。

## (2) 近世の沖津宮遙拝所

沖津宮遙拝所の存在について具体的に知ることはできるのは近世以降である。

「黒田新続家譜卷之七」貞享四年(一六八七)の項には、「慶長十一年に至りて長政より

社領五十石寄附し給ふ。三社の社人凡十三に配分す。三社の修理も此時より以

來國主より沙汰し給ふ。」とあり、慶長十一年(一六〇六)に黒田家から社領を寄進されて以降、宗像神社三宮の社殿の造営は福岡藩の管理下に置かれていた。福岡藩には藩命によつて編纂された地誌として、『筑前国統風土記』(貝原益軒編、元禄十六年)、『筑前国統風土記附録』(加藤純・鷹取周成編、寛政九年)、『筑前国統風土記拾遺』(青柳種信ほか編、安政元年頃)があり、近世の沖津宮遙拝所の変遷を辿ることが出来る。まずは沖津宮遙拝所に関する記述を以下に列举する。

『筑前国統風土記』卷之十六、宗像郡上、大島、元禄十六年(一七〇三)

「正三位の社、是も百八神の内也。大島の内岩瀬と云所の森の内にあり。本社より十五町あり。好景也。小社也。拝殿も有。是は奥津島の末社にして、此島に在。春冬兩度祭あり。奥津嶋の神を常には此所にて祭る。前の海邊に鳥居あり。是も奥津嶋の鳥居也。」

『筑前国統風土記附録』卷之三十六、宗像郡上、大嶋村、寛政九年(一七九七)

「正三位社 イワセ 志賀三神を祭る。境内に稻荷社・御供屋あり。又正三位社の下、海邊に澳津宮遙拝所あり。」

『筑前国統風土記拾遺』卷之三十六、宗像郡上、大嶋、安政元年(一八五四)頃

「正三位社 沖津宮遙拝所 島の北海邊岩瀬といふ所に在。宗像社記に志賀三神を祀るといへり。沖津宮の末社也。其下の磯に沖津しまに拝所あり。鳥居有。御供所有。側に稻荷社あり。此磯直に沖津しまに向へり。遙拝所御供屋等いつれも国庁より造進なり」

沖津宮遙拝所が立地する大島北岸の岩瀬は、玄海灘の荒波によつて切り立つた海蝕崖が形成され、海岸には磯浜が続く。周囲は波風が吹き荒れ、樹形が変形した風衝林と相俟つて特異な景観を呈している。元禄十六年(一七〇三)成立の『筑前国統風土記』には、こうした岩瀬の地を「好景也」と称し、森の中に沖津宮末社である正三位社の本殿と拝殿、海辺に沖ノ島の鳥居があり、当地で沖ノ島を祭ると記される。宝永二年(一七〇五)成立の『筑陽記』<sup>5</sup>には「澳ノ島市杵嶋姫神社遙拝」とあり、十八世紀初頭には既に大島の岩瀬から沖津宮を遙拝していたことがわかる。ただし、いつ頃から沖津宮遙拝所として常設の社殿が存在していたのかは判然としない。『筑前国統風土記』には正三位社の社殿が確認できるが、あくまで志賀三神を祀る沖津宮の末社であり、沖津宮遙拝所の社殿に関する初見史料としては、「澳津宮社記」に天明四年(一七八四)に「間四方、大板葺の遙拝所および、瓦葺の御炊屋

宇を建立したことが記される<sup>(6)</sup>。また、沖津宮遙拝所境内に「澳嶋拝所」と刻印された寛延三年(一七五〇)の石碑が現存する。相前後して、延享三年(一七四六)に福岡藩主の沖津宮代参が始まり、大島岩瀬の沖津宮遙拝所にて祈祷が行われていることから<sup>(7)</sup>、藩主による沖津宮代参を契機に沖津宮遙拝所の社殿が建立された可能性も考えられよう。

寛政九年(一七九七)成立の『筑前國統風土記附録』には大島全体の鳥瞰図(図1)を添えており、島の日常空間と共に、中津宮や沖津宮遙拝所、さらに海を隔てて沖ノ島が一体的に描かれている。当絵図を詳しくみてみると、中津宮境内が大きく描かれ、背後にそびえる御嶽山山頂には御嶽宮が鎮座する。中津宮の参道を下った大島南岸の海辺には、「河野信濃宅」「社人宅」「キトウ所」と記された「ノ甲斐河野氏および中津宮の神官である」ノ甲斐河野氏の社家屋敷が並んでいる。「キトウ所」はノ甲斐河野氏邸内の神祇殿であり、ここで沖津宮に対する日常の祭祀を行っていた。また、大島西岸の津和瀬には「番宅」と記された屋敷が描かれている。これは、寛永十七年(一六四〇)より異国船警備のため福岡藩が国内の島々に設置した番所で、正保二年(一六四五)には沖ノ島にも番所が設けられていた<sup>(8)</sup>。福岡藩士の沖ノ島在番の心得を記した『沖嶋勤記』<sup>(9)</sup>には、「大嶋着船翌日ヨリ毎朝海三垢離カキニ行候事」、「御嶽宮・中津宮・岩瀬御拝所江参詣致候」とあり、沖ノ島へ渡島する前には、大島で毎朝禊して潔斎をし、御嶽山山頂の「御嶽宮」、御嶽山山麓の「中津宮」、大島北岸の沖津宮遙拝所へ巡礼することが定められていたようだ。

大島南岸から谷筋の道を抜けると人里離れた大島北岸の岩瀬に至る。『筑前國統風土記附録』に「正三位社の下、海邊に澳津宮遙拝所あり。」と記され



図1 『筑前國統風土記附録』挿図「大島図」、寛政9年(1797)、平岡家所蔵

ており、沖ノ島を望む崖上に正三位社、参道を下った浜辺に沖津宮遙拝所と鳥居があり、沖津宮遙拝所の社殿は、切妻造、妻入、板葺、梁間二間、桁行一間、吹き放しで描かれる。『福岡県の近世社寺建築緊急調査報告書』<sup>(10)</sup>によるところ、筑前国では切妻造、妻入の拝殿が多く、天正十八年（五九〇）建立の宗像神社辺津宮拝殿や天文十四年（五四五）建立の筥崎宮拝殿からの影響が指摘されている。また、『筑前国続風土記拾遺』に「拝所御供屋等いつれも国序より造進なり」とあり、沖津宮遙拝所の社殿は福岡藩による造営で、妻入拝殿といった地域色の強い神社拝殿の形式であったと推察する。

近世の福岡藩の地誌を通覧してみると、十八世紀初頭には鳥居しか存在しなかつた大島岩瀬の海辺が、十八世紀後半には沖津宮遙拝所や御供所といった社殿が建立され、沖ノ島を遙拝する祭祀の場として整備されていく過程がうかがえよう。

### （3）近代の沖津宮遙拝所

明治四年（八七）の太政官布告「官社以下定額・神官職制等規則」によって神道を国家の祭祀として位置づけ、社家の世襲制の廃止や社格・祭祀・造営など神社に関する諸制度が整備された。宗像神社は、明治四年（八七）に官幣中社に列せられ、同十八年（八八五）に官幣中社、同二十四年（九〇）に官幣大社へと昇格し、国家が定めた祭祀を中心に行われることとなる。現在の沖津宮遙拝所の境内空間と社殿は、明治四年（八七）の国幣中社への列格以降、徐々に変貌を遂げた結果として形成されたものである。明治四

年（八七）成立の「筑前国宗像郡瀛津宮明細書」<sup>(11)</sup>には、大島岩瀬に沖津宮遙拝所、炊屋（御供屋）、參籠屋、木鳥居があり、「甲斐河野氏邸内の神祇殿や各種施設がみえる。明治五（八七）から同七年（八七四）にかけて福岡県が調査した「福岡県地理全誌」<sup>(12)</sup>に「海邊ニ沖津宮ノ遙拝所アリ」とある通り、江戸時代と境内の様子は大きく変化していない。

一方、「明治八年沖津宮遙拝所全図」（図2）では、正三位社が位置している崖が三段に造成され、その中程に沖津宮遙拝所が移されている。その他、透垣、奉幣使帳所、神官控所といったこれまで存在しなかつた施設が見え、社殿が密に立ち並ぶ境内へと変化する。奉幣使帳所は「旧遙拝所今程奉幣使帳所用ル」とあり、沖津宮遙拝所の前身建物を転用していることから、明治四年（八七）に國幣中社へ列せられ奉幣使が参向するようになる等、国が定めた新たな祭祀に応じて狭隘な浜辺から崖上に遙拝所を移し、境内を再編成したものと思われる。また、沖津宮遙拝所の正面には慶應三年（八六七）に藩主黒田長溥から奉納した石燈籠<sup>(13)</sup>が一対描かれる。これらは元々、一ノ甲斐河野氏邸内の神祇殿にあった常夜燈で、社家の世襲制の廃止によってその役目を終え、沖津宮遙拝所の正面へと移築されている。沖津宮遙拝所の社殿をみてみると、切妻造、平入、板葺で、外壁は縦板張とし、背面中央部に沖ノ島を望む開口部が描かれており、そこから沖ノ島を遙拝していたと思われる。

明治十七年（八八四）八月二十五日の暴風によって沖津宮遙拝所、神饌所、奉幣使控所、大石灯籠、透屏等が転倒し、明治十八年（八八五）に官費により沖津宮遙拝所、神饌所、透屏が再建された。「官幣中社宗像神社沖津宮遙拝所

「明細図書」には、再建当時の沖津宮遙拝所の図面(図3)が記載されており、その建築形式をみると、切妻造、妻入、板葺、梁間一間、桁行一間半の妻入拝殿である。外観は、布基礎上に土台を廻して柱を建て、真壁造の柱間を縦板張とし、側面に控柱を添えて補強する等、波風への対応を重視した装飾を用いない簡素な造りである。平面は、下屋を張り出して玄関とし、玄関と正面一間に土間、残りは床を張る。奥の床には、「上段」と記されており、床を高くして祭壇とし、神饌や幣帛を捧げ、背面中央の引違戸を開けて沖ノ島を遙拝していたと思われる。

その後、大正五年(一九一六)に沖津宮遙拝所を南西方向に改め、社殿の中心軸を沖ノ島への遙拝軸に合わせて補正し、神饌所を遙拝所横に移築した(写真1)。昭和二年には神饌所、奉幣使控所、神官控所、透垣を撤去した後、沖津宮遙拝所の両脇に神饌所と楽人所を付属させた。

表1 明治期の沖津宮遙拝所の社殿

名称		明治四年明細図書		明治八年遙拝所全図		明治十八年明細図書	
沖 津 宮 遙 拝 所 境 内	沖津宮遙拝所	横一間半、入二間	建物規模	入二間二尺、横二間一尺五寸	建物規模	桁行一丈四尺、梁間一丈三尺五寸	
			屋根形状	切妻造、板葺	屋根形状	切妻造、妻入、板葺、庇付	
			建坪	五坪一合四勺七寸	建坪	五坪二合五勺	
	正三位社	-	建物規模	入三尺四寸、横二尺	建物規模	入二尺二寸、横一尺八寸	
			屋根形状	切妻造、板葺	屋根形状	切妻造、平入、板葺	
			建坪	二合二勺五寸	建坪	一合九勺六寸	
	神饌所(炊屋)	横一間半、入二間	建物規模	入一間四尺五寸、横二間一尺五寸	建物規模	桁行一丈三尺四寸、梁間一丈四寸	
			屋根形状	寄棟造、瓦葺	屋根形状	切妻造、平入、瓦葺	
			建坪	三坪七合七勺	建坪	三坪八合八勺	
	奉幣使帳舎	-	建物規模	入二間二尺、横一間四尺五寸	建物規模	桁行一丈三尺四寸 梁間一丈三寸	
			屋根形状	切妻造、板葺	屋根形状	切妻造、平入、瓦葺	
			建坪	三坪九合	建坪	三坪八合三勺五寸	
沖 津 宮 神 祇 殿	神官控所	-	建物規模	入一間四尺五寸、横二間一尺五寸	建物規模	桁行一丈四勺二寸 梁間一丈五寸	
			屋根形状	寄棟造、瓦葺	屋根形状	切妻造、妻入、板葺	
			建坪	三坪七合七勺	建坪	四坪一合五寸	
	参籠屋	横一間半、入二間	-		-		
	透塀	-	北側:長さ三間、板葺／南側:長さ二間半、板葺		長さ一丈八尺二寸、高さ四尺		
	木鳥居	一基	一基		一基		
	石燈籠	-	一対(神祇殿より移築)		一対		
	沖津宮神祇殿	横一間半、入二間半	(記載なし)		(記載なし)		
	炊屋	横一間半、入八尺					
	常夜燈	一対					
	木鳥居	一基					
	その他施設	玉垣、神祇殿門、式日燈					



図2 「明治八年沖津宮遙拝所全図」明治8年(1875),宗像大社所蔵(出典:『宗像神社史上卷』,1961)

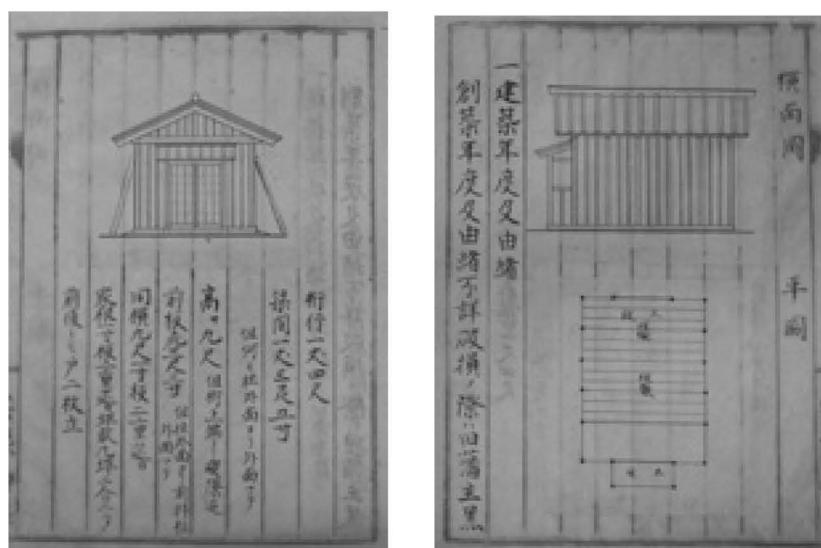


図3 『官幣中社宗像神社沖津宮遙拝所明細圖書』 (福岡県所蔵)



写真1 昭和初期の沖津宮岩瀬遙拝所 (出典:『宗像郡史蹟名勝写真帖』、宗像郡教育会発行、昭和3年(1928))

## 2. 現在の沖津宮遙拝所の建築

### (1) 建設経緯

現在の沖津宮遙拝所の社殿は昭和八年に建築されたものである。沖ノ島に対峙して、崖上に独り立つその姿は果敢である（写真2）。その建設経緯は、宗像神社崇敬講社の機関誌である『神光』<sup>(14)</sup>に詳しい。当時、沖津宮遙拝所において新年祭、祈年祭、例祭、新嘗祭といった沖津宮の重要な祭祀を行っていたが、「雨風に晒され荒廃その極めに達せしを地元村長を始め氏子一同深く是を憂ひ」<sup>(15)</sup>と記される程、その荒廃ぶりは酷かつたようだ。昭和八年初頭、宗像神社は、改築案の設計（図4）に着手し、同年三月十一日に内務大臣から認可を得た。当時の官国幣社の神社營繕は内務省の管轄であり、その費用は「一、神社の経費又は地方公共団体及び氏子、崇敬者の寄進する費用二、又は国費たる臨時營繕費および各社共通金」<sup>(16)</sup>によつて賄われていた。沖津宮遙拝所の改築の際には、当初建設予算三八〇〇円の内、二千円余を国庫から交付され、不足分を氏子および崇敬者に広く支援を募った。寄付者芳名録をみると、筑豊炭田で財を成した貝島家<sup>(17)</sup>が寄附総額の約半分を占める五百円を寄附しており、最終的には建設予算三一〇〇円が集まつた。同年十月五日に地鎮祭を執り行い、宗像郡津屋崎町の荻原亀吉<sup>(18)</sup>を大工棟梁とし、大工延人員二八〇人、屋根工延人員六十五人の他、地元大島村からも延六十日余、勤労奉仕に参加して工事にあたり、同年十一月二十五日に無事竣工し、奉告祭が執り行われた。

なお、当初の造営計画では、沖津宮遙拝所の改築だけでなく参籠所等の

建設等、大規模な境内整備を計画していたようだ。昭和十三年に策定された「宗像神社境域復興工事概算計画書」<sup>(19)</sup>には、沖津宮遙拝所の境内整備費用として一万九七四二円が概算されており、昭和十四年には、正三位社を石造へ改築し沖津宮遙拝所の下段へ移し、昭和十五年に大島村民の労力奉仕によつて境内地の地均し工事が行われた。昭和十七年には出光佐三を会長とする「宗像神社復興期成会」を結成するものの、昭和二十年八月十五日に終戦を迎へ、同年十一月二十三日に宗像神社の復興事業の一部休止が決定されると、沖津宮遙拝所の境内整備の計画も立ち消えた。その後、昭和十四年から始まる昭和の大造営事業の一環として、昭和四十九年に沖津宮遙拝所の修理工事が実施され、現在に至る。

### (2) 建築形式

現在の沖津宮遙拝所の建築形式について詳しく見ていくたい。主棟は、梁間4・15m、桁行5・58m、入母屋造二部切妻造、妻入、銅板葺とし、沖ノ島を背に南面して建つ。主棟の側面には切妻造、梁間3・13m、桁行8・97mの神饌所と樂人所が連結しており、T字型に棟が交差する変化に富んだ屋根形状である。軒は二重疎垂木として緩やかな反りを持たせ、屋根には箱棟を上げ、鬼板、鳥衾を取り付ける。妻飾りは、豕叔首とし破風に梅鉢懸魚を打ち、垂木や桁、破風板の木口に飾金具を施す。軸部は基壇上に礎石を据え、7寸の面取角柱を立て、足固、内法貫で固め、長押を廻し、柱頭に舟肘木を載せて軒桁を支える。正面中央間には、双折両開板唐戸、両脇間には連子窓を入れる。内部は土間式で、正面側柱の組物を一斗組、花肘木とし、

中央部の天井を高くして格天井とし、両脇を竿縁天井とする。主棟奥には腰高に祭壇を構え、背面中央柱間に両開板唐戸と引違格子戸を入れ、沖ノ島への眺望を確保する。祭壇上部には、室内にも関わらず象徴的に庇を構え、組物を出三斗として御簾を吊る（写真3）。装飾的要素を遙拝軸と重なる主棟内部に集中的に用いることで、遙拝所としての格式を表現している。

歴史的変遷の中で現在の沖津宮遙拝所をみると、板葺屋根・縦板壁に覆われた簡素な前身社殿からその佇まいを大きく変化させており、規模や建築表現の面で際立っている。大屋根を高く構え、屋根廻りの意匠を豊かにすることで、沖ノ島を遙拝する場、と同時に建築それ自体も眺めの対象として意図されている。また、一つの社殿に拝殿や神饌所と楽人所の機能を纏めあげ、床での昇殿形式から土間での椅子式・立札式へ参拝形式を変化させることで、日常の奉仕や祭祀に対する機能上の配慮や参拝者の礼拝空間の充実を図っている。

特筆すべきは、妻入拝殿という宗像地域の伝統的な神社拝殿の建築形式を遙拝所として発展させている点である。中心性と奥行のある縦長拝殿によって遙拝軸を強調しつつ、正背面に設けた扉によって、玄海灘に浮かぶ沖ノ島の景観を一幅の絵のごとく切り取り、遙拝の場を演出する。祭壇上部の庇の意味する所はまさに「向拝」であり、室内が人の礼拝する場で、視線の先の遙か彼方の沖ノ島が神の座であることを示す。現在も旧暦三月十五日と旧暦九月十五日の沖津宮大祭では、沖津宮遙拝所の扉を開け沖ノ島を遙拝している（写真4）。景観を介して人と神を繋ぐ沖津宮遙拝所は、沖ノ島を遙拝する歴史と伝統を体現する建築である。

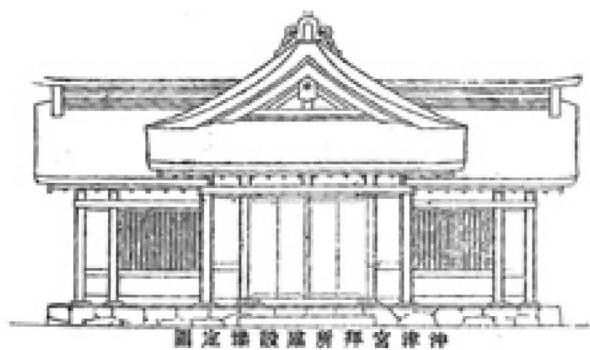


図4 「沖津宮拝所建設予定図」（出典：『神光第三号』、昭和8年3月10日発行、宗像神社崇敬講社）



写真2 沖津宮遙拝所と水平線上に浮かぶ沖ノ島（出典：『沖ノ島』、宗像神社復興期成会、1958）



写真4 沖津宮遙拝所の正面外観（出典：『宗像神社史』上巻、前掲）



写真3 沖津宮遙拝所の内観（祭壇と向拝）

### 3. 遙拝の景観構造

#### (1) 宗像神社三宮の遙拝所

ここからは、沖津宮遙拝所の社殿から視野を広げて、宗像神社における遙拝と景観の関係について述べたい。宗像神社は、九州本土の辺津宮、11 km 沖合にある大島の中津宮、更に49 km 沖合にある沖ノ島の沖津宮の三つの宮から構成され、それぞれ市杵嶋姫神、湍津姫神、田心姫神の宗像三女神を祀る。四世紀後半から九世紀末にかけて沖ノ島（沖津宮祭祀遺跡）で行われた古代祭祀は、七世紀後半には大島の御嶽山山頂（御嶽山祭祀遺跡）や九州本土の宗像山中腹（下高宮祭祀遺跡）でも行われ、宗像神社三宮が成立する。御嶽山山頂からは沖ノ島を一望でき、宗像山山頂からも沖ノ島を望むことができる。つまり、古代祭祀遺跡を起源とする宗像神社は、沖ノ島を遙拝する地において祭祀の場が展開したことを示唆する。

図5は宗像地域における遙拝所の位置と遙拝の方向をまとめたものである。現在は大島岩瀬の沖津宮遙拝所しか存在しないが、かつては、大島の沖津宮遙拝所に限らず、宗像地域の各所に宗像神社の遙拝所が存在していた。

寛政九年（一七九七）成立の『筑前国続風土記附録』大島の項には、「いにしへ田島宮の遙拝所ありし所を宮崎といふ。新浦の東の出崎也。」とあり、大島南東岸の宮崎に「田島宮」すなわち辺津宮の遙拝所がかつて存在していたことを示している。宮崎は大島南東岸の岬であり、現在は厳島神社が鎮座する。現地で宮崎の丘陵を登り木々の間から海の方向を眺めると、視線の先には辺津宮が鎮座する宗像山を望むことが可能である。大

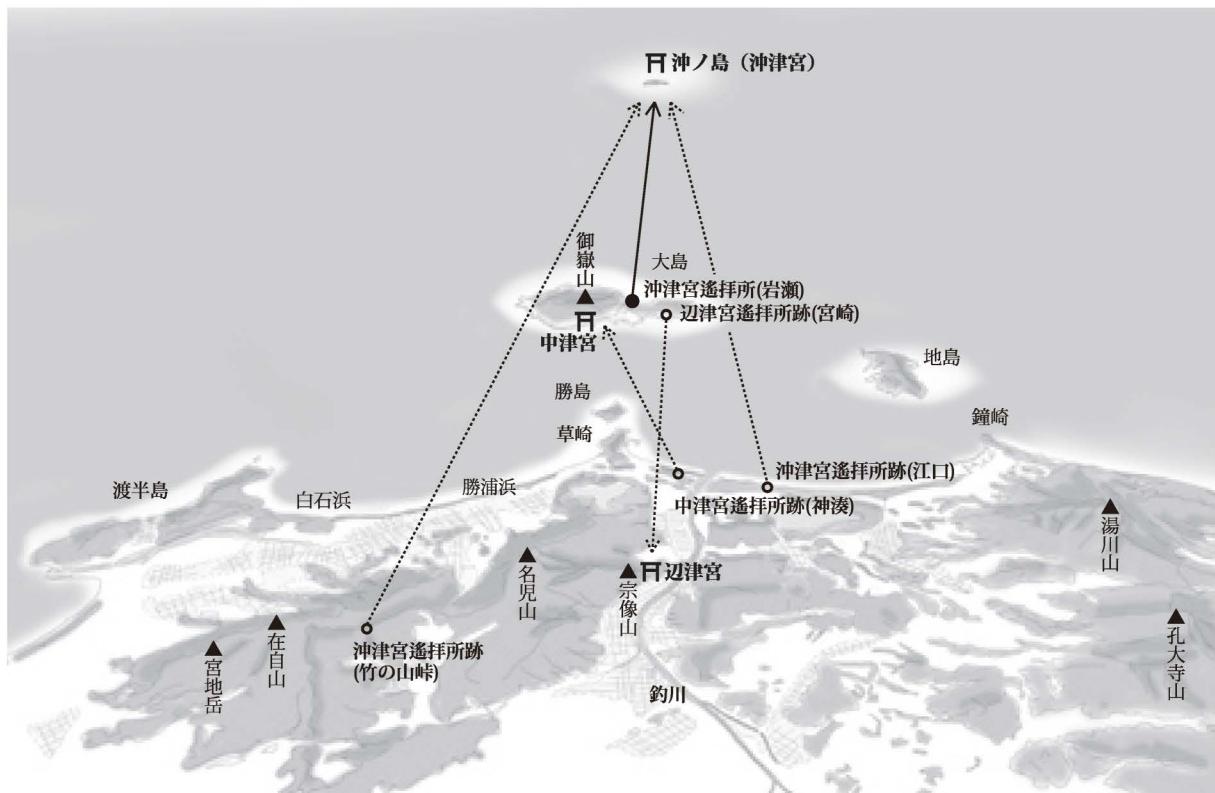


図5 宗像神社三宮と遙拝所の位置関係

島から宗像山を望める場所は、勝島に遮られない大島南東岸に限られるため、海に突き出た宮崎の地は、辺津宮遙拝所を設けるには最適の立地である。大島北岸に沖津宮遙拝所、大島南東岸に辺津宮遙拝所が同時期に設けられていたとすれば、遙拝によつて宗像神社三宮が結ばれていたということになる。

また、「金内家文書」に収蔵される「神湊濱絵図」<sup>(20)</sup>(図6)は、十八世紀頃の浦絵図で、草崎半島の付け根に位置する神湊を中心、西は勝浦から東は江口の海岸線を描いている。当絵図の釣川河口の両岸には鳥居が描かれ、東岸には「沖ノ島御遙拝所」、西岸には「大嶋御遙拝所」と記されており、九州本土側の浜辺に沖津宮遙拝所と中津宮遙拝所が存在していたことを示す。「ノ甲斐河野家記録」によると、寛政六年(一七九四)に「ノ甲斐河野氏が黒田藩の許可を得て宗像海岸の江口浜に沖津宮遙拝所を建立した」とある<sup>(21)</sup>。また、「黒田新續家譜卷之四十二」寛政六年(一七九四)の項<sup>(22)</sup>には福岡藩九代藩主・黒田斉隆が東郡巡檢の際、二月二十日に田島の辺津宮に参り、二十七日に鐘崎の織幡宮に参拝した後、沖津宮を遙拝し、その後江口から中津宮を遙拝したことが記されており、九州本土側においても、遙拝によって宗像神社三宮が結ばれていたことを示す。

注目すべきはこれら遙拝所の立地である。「神湊濱絵図」には、中津宮遙拝所は釣川西岸の河口附近に描かれているが、沖津宮遙拝所は釣川東岸の河口から少し離れた場所に描かれている。実際に現地を確認してみると、釣川西岸の浜辺では大島の島影に遮られて沖ノ島が見えないため、あえて釣川東岸の浜辺に沖津宮遙拝所を設け、大島と地島の間の海域から眺めてい

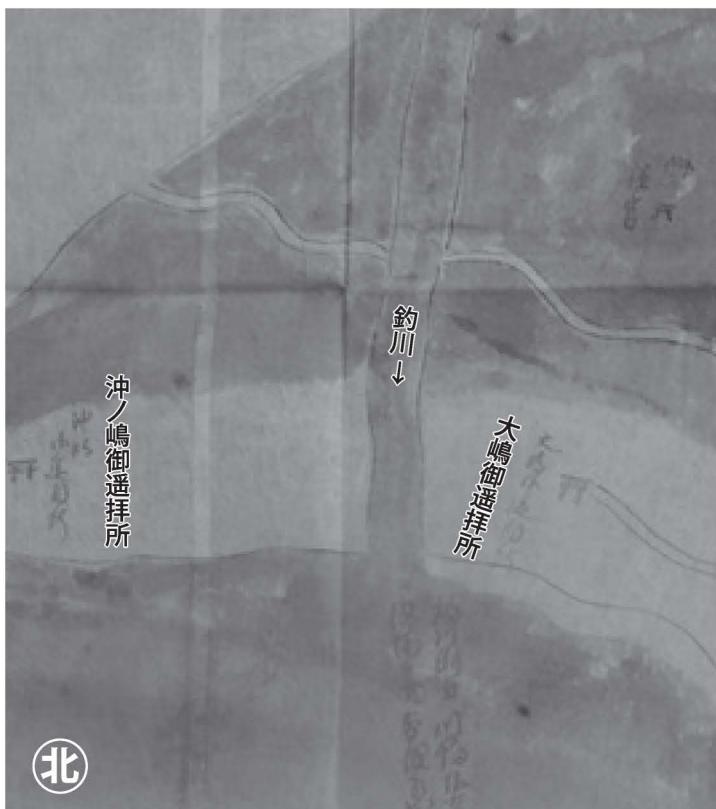


図6 「宗像郡神湊濱絵図」(部分)、18世紀頃(「金内家文書」、新宮町所蔵)



写真5 江口浜(釣川西岸)から大島を眺める。



写真6 江口浜(釣川東岸)から沖ノ島を眺める。

たことがわかる（写真5・6）。つまり、沖ノ島に対する遙拝は、方位観念のみならず、直接その目で眺めることを重視していたといえよう。

## （2）暮らしの中の遙拝

民間信仰の中にも沖ノ島を遙拝する事例がある。漁師達や海運業者にとって沖ノ島は航海の安全を司る神として篤く信仰されてきた。寛政六年

（七九四）に青柳種信が記した『瀛津嶋防人日記』には、大島の漁師は沖ノ島と大島の間の海域を「神中」とよび、沖ノ島へ渡島する際には海上で手を合わせ、供え物をしたと記される<sup>(23)</sup>。現在も大島の漁師達は沖ノ島に上陸する際には、沖ノ島の手前にある小屋島と御門柱と呼ばれる岩礁の間を舟で通り、海上に神酒を注ぎ沖ノ島を遙拝するという<sup>(24)</sup>。また、大島では中津宮の参籠殿に氏子が集まり、二夜参籠して三日目には岩瀬に行つて沖ノ島を遙拝する「二夜三日祭」<sup>(25)</sup>という宮座の行事がある。現在の中津宮の参籠殿は大正十五年（一九二六）に大島の氏子によつて建設されたものであるが、その前身建物は天保十二年（一八四二）に大島の氏子によつて寄進されており<sup>(26)</sup>、古くから続く風習であろう。

宗像神社は漁業の神様のみならず農業の神様でもある。津屋崎地域の本村や塩浜といった農村では、田植えが終わつた七月頃に集落近くの浜辺において、各家で準備した神酒・赤飯・なます等の神饌を供え、田植えが無事終えたことを感謝し、家族の無病息災を祈り沖ノ島を遙拝した。この風習は「沖ノ島籠り」<sup>(27)</sup>と呼ばれ、海と陸の接点である浜辺が沖ノ島を遙拝する神聖な場となつた。また浜辺だけでなく、手光集落では竹の山の峠に位

置する遙拝所で「沖ノ島籠り」をしていた<sup>(28)</sup>。

宗像地域には海辺や高台など、沖ノ島を望むことができる場所が幾つもあり、こうした地点が沖ノ島の存在を強く意識する遙拝の場となつた。宗像地域の人々は、海上安全、大漁祈願、五穀豊穣、無病息災と、日々の暮らしの中で沖ノ島の風景に様々な意味を込めて沖ノ島を遙拝していたといえよう。

## （3）福岡城下町の遙拝所

沖津宮遙拝所は、宗像地域を越えて遠く離れた福岡の地にも存在した。文化九年（一八二二）に写された「福岡城下町・博多・近隣古図」<sup>(29)</sup>（以下、「近隣古図」）には、荒津山北側の突端に「澳津嶋御遙拝所址 是は安永年 繼高君沖ノ島を御遙拝有し所也」と記される（図7）。荒津山（現在の福岡市西公園）は、福岡城の北側の博多湾に突き出た標高48.7 mの丘陵で、東麓には福岡藩の港が位置していた。「近隣古図」は享和二年（一八〇二）から文化九年（一八二二）にかけて福岡・博多の様子を描いており、この頃には既に荒津山の沖津宮遙拝所は跡地となつていたようだ。「黒田新續家譜」安永三年（一七七四）の項<sup>(30)</sup>には、大島の神職である河野氏の願いによって荒津山に遙拝壇を築き、六月十六日に福岡藩六代藩主黒田継高が沖津宮と中津宮を遙拝したと記される。継高は沖ノ島に対する信仰篤く、「筑紫秘談」「宗像沖島由來の事」<sup>(31)</sup>には「繼高此神に歸依し給ふて御參詣の御心有りて同郡大島まで三度御艤有りしとも風波悪くて至り給はず。」とあり、自ら沖ノ島への参詣を三度試みたものの、悪天候のため渡島出来なかつたようだ。

では、荒津山の遙拝所からどのような景観が広がっていたのか。福岡藩の

学者である貝原益軒は、元禄十六年（一七〇三）成立の『筑前国続風土記』の中で荒津山の景色を次のように述べている。

「此山にのぼりて四方をかへり見たる景色、いつも見るたびに目を驚かし、時々につけて人の心をうごかせり。北海はるか也といへども、地方廣しといへども、唯一望する所の目撃の中にあり。心飛揚し、身飄飄としこて、あたかも空中に在が如し。されば秋天のいときよくほがらかなる日には、名護屋壹岐島など、ほのかに見え渡り。しらぬ新羅も、見ぬ唐土も、猶其さきにぞ有りなんと、はるけき人の國まで、まのあたりに見る心地ぞし侍る。」<sup>32)</sup>

荒津山の山頂に達すると、視線の先には博多湾や玄海灘が広がり、空気が澄んだ日には約60km離れた壹岐島まで展望できたようだ。その文体からは荒津山の景色に心浮き立つ様子が伝わってくる。福岡城が位置する丘陵は、七世紀後半から十二世紀にかけて外国使節を迎えるための鴻臚館があり、荒津山周辺の海域には、遣新羅使や遣唐使をはじめ国内外の船団が当地を往来した。万葉集にも天平八年（七三六）の遣新羅使一行であった土師稻足<sup>33)</sup>をはじめ、荒津山を詠んだ歌が幾首がある。貝原益軒は、万葉集をはじめとする歌集や文学作品に登場する筑前国内の名所をまとめた『筑前名寄』を著しており、荒津山から朝鮮半島や中国大陆へと続く玄海灘を眺め、海の果ての見知らぬ異国や先人の旅路に思いを馳せたのであろう。

実は「近隣古図」には荒津山からの眺望を描いた箇所がある。絵図に「遠山

ハ荒津ノ海辺より見渡す処ニテ」と記されている通り、北方の縁に志賀島と九州本土を陸繋砂州である海の中道が続き、玄海灘の島々や遠方の山並みが描かれている。大島の箇所には、大島最高峰の御嶽山を際高く描き「宗像三神ノ内第一瀬津姫神命御鎮座ノ所」と付記される。現在の荒津山からの眺望と比較してみると、博多湾の海岸線は埋め立てが進み、前方には都市高速が走っているものの遠景には、玄海灘の水平線と共に海の中道が続き、砂州の上からは宮地嶽や孔大寺山等の宗像郡の山々や、大島・相島といった玄海灘の島々が頭を覗かせ、絵図の構図と見事に一致する（写真7）。現地で沖ノ島を確認することはできなかつたが、荒津山から沖ノ島への距離は約77kmの距離にあり、沖ノ島最高峰である一ノ岳は標高243・6mと大島の御嶽山の標高224mより高いため、空気が澄み切った日には沖ノ島を直接目にすること也可能であろう。福岡城下の景勝地である荒津山からは、沖ノ島（沖津宮）や大島（中津宮）を遙拝するために相応しい海景が広がつていたのだ。

その他にも、元治二年（一八六五）に沖ノ島警備を勤めた福岡藩士である柴田千里の回顧録「元治二年沖島渡航記事」<sup>34)</sup>には、福岡城下町の魚町<sup>35)</sup>にかつて存在した沖津宮遙拝所に関する記述がある。この記事によれば、沖ノ島での番所勤務は異国船の警備のみならず沖ノ島へ奉祀するため、勤務者を厳選する必要があり、博多湾に臨む魚町浜辺の沖津宮遙拝所において住吉宮の神籤によって神意を占い、身内に死不淨がない藩士の中から人選されたという。また、沖ノ島の在番勤務中は当人のみならず、その家族も潔斎する必要があつた<sup>36)</sup>。現在でも大島の漁師の妻は、夫が沖ノ島の漁から戻るまでは通夜や葬儀に参列しない風習があり、大島の沖津宮遙拝所から漁の



写真7 荒津山（現在の西公園中央展望台）より玄海灘を望む

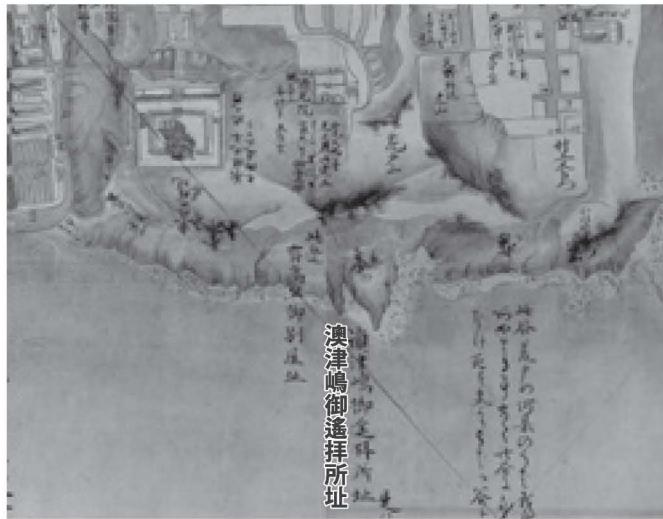
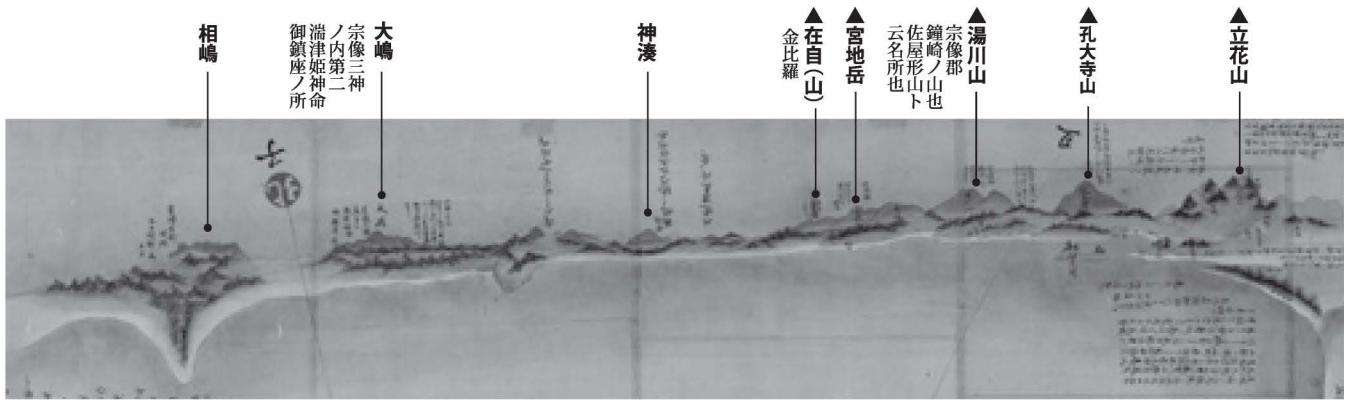


図7「福岡城下町・博多・近隣古図」、文化9年（1812）写、  
「九州大学付属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵

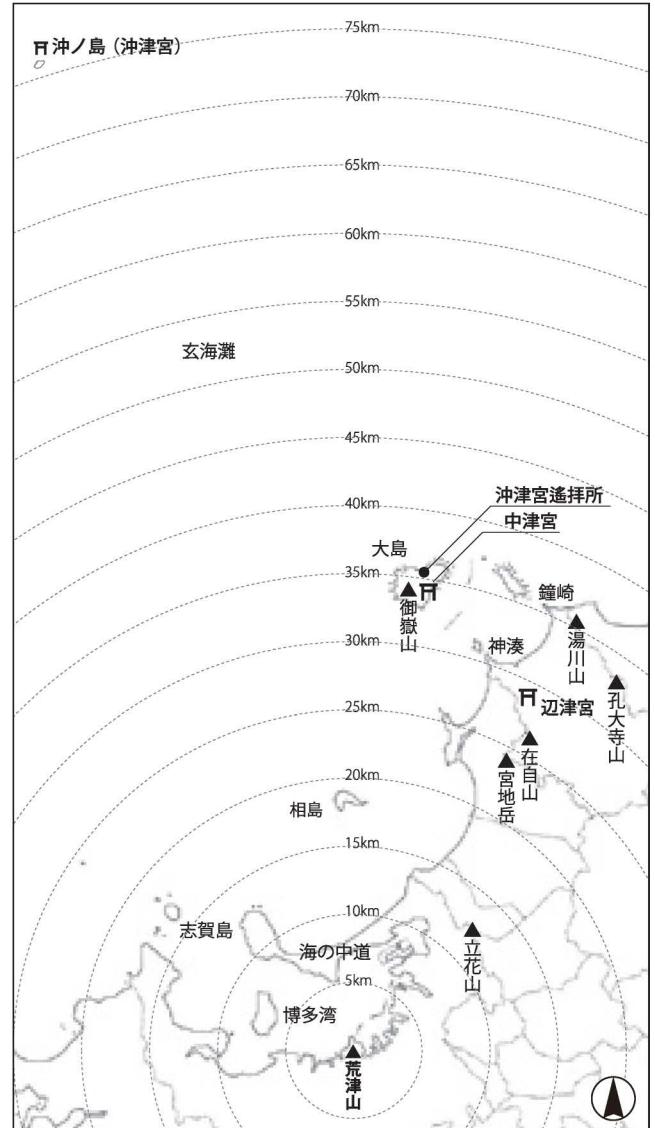


図8 荒津山位置図（1/400,000）

無事を祈るという。想像を逞しくすれば、魚町の沖津宮遙拝所においても、沖ノ島へと続く博多湾を眺め、沖ノ島に勤める父親や夫の無事を祈り、その帰りを待ち待ちわびていたのかもしれない。

### おわりに

本稿では、沖津宮遙拝所の建築と遙拝の景観構造について検討してきた。

玄海灘の遙か彼方にある沖ノ島は、空気が澄み切った時のみ直接見る事が可能であり、霞や靄といった気象条件に大きく左右される。そのため遙拝する場と方向を明示する空間装置として、仮設の祭壇や鳥居、さらには常設化した社殿が必要となつたのである。沖ノ島に対する景観の軸線を象徴するランドマークとして、また、祭礼行事を執り行う場として遙拝所が成立したのではないかと考える。大島の沖津宮遙拝所は、雨風が吹き曝す立地のため、木造建造物として修繕や建て替えを繰り返してきた。ただし、建築それ自体の形を変化させつつも、時代を通底して沖ノ島に対する信仰と風景は変わらない。人々は、自然の風景の中に神の気配を感じつつ、沖ノ島に対する信仰を守り伝えてきた。宗像地域では、大島に限らず、かつては九州本土側の海岸や山々など沖ノ島を望む場所に遙拝所が設けられていたが、その多くは現存しない。唯一、沖津宮大祭等の祭事が継続して行われる大島の沖津宮遙拝所は、沖ノ島を遥拝する歴史と伝統を象徴する存在といえよう。

また、沖津宮遙拝所だけでなく、かつては中津宮や辺津宮にそれぞれ遙拝所が存在していたことは特筆すべき点である。これら宗像神社三宮の遙拝所は、沖ノ島や御嶽山、宗像山といった遙拝対象を視認できる場所に設けられており、景観に対する志向性がうかがえる。宗像神社における「遙拝」は、文献史料上、江戸時代までしか遡ることは出来ないが、沖ノ島で営まれた古代祭祀が、7世紀後半までに沖津宮（沖ノ島）—中津宮（大島）—辺津宮（九州本土）の軸線上に並ぶ宗像神社三宮へと展開する過程の中でした。

「遙拝」という礼拝行為がどのような意味を持つのか、今後の研究課題したい。

(1) 宗像神社は昭和五十二年に神社名を「宗像大社」として法人名登記を行つた。本稿では「宗像神社」で用語を統一している。

(2) 宗像神社復興期成会編『宗像神社史』上巻、一九六一。宗像神社復興期成会編『宗像神社史』下巻、一九六六。宗像神社復興期成会編『宗像神社昭和造営誌』、一九七六。

(3) 早稲田大学建築史研究室編『日韓交流史から捉えた玄界灘における政治・文化・礼拝ネットワーク－韓半島と奄岐・対馬・沖ノ島・宗像神社の関係性－』、二〇〇七。

(4) 「宗像家文書」に正保元年(一六四四)に「沖島御遷宮」とあり、沖ノ島における本殿の遷宮に関する記録がある。沖ノ島の本殿の初見史料である。

(5) 『筑陽記』第三巻には「岩瀬宮中瀛宮社ヨリ半里計北也。澳ノ島市杵嶋姫神社遙拝、殊ニ無人家故神職常居当嶋。祭祀期二渡海ス。」と記される。

(6) 『宗像神社史』上巻、五三五頁。

(7) 『宗像神社史』下巻、三三八頁。

(8) 「黒田統家譜卷之六」寛永十七年(一六四〇)の項。

(9) 『日本庶民生活史料集成』第二巻探検・紀行・地誌西國篇、三三書房、一九六九に掲載。

(10) 福岡県教育委員会編『福岡県の近世社寺建築　近世社寺建築緊急調査報告書』三十一～三十三頁、一九八四。

(11) 『宗像神社史』上巻、五一七頁。

(12) 『福岡県地理全誌』は、明治五年、陸軍省の「全国地理図誌」編集の命を受け、旧福岡県(筑前15郡)が明治五年から同七年にかけて調査し、明治五年から同十三

年にかけて編集した郡村地誌である。

(13) 現在も沖津宮遙拝所の前面に残る。花崗岩製の石燈籠、高さ3・6m。正面右手の燈籠には「瀛津宮」(正面)、「筑前宰相源朝臣斎溥獻」(側面)、正面左手の燈籠には「瀛津宮」(正面)、「慶應三年丁卯八月吉日」(側面)と刻印されている。

(14) 『神光』は宗像神社崇敬講社の機関紙で昭和二年八月創刊号を発行。毎月一回、神社内外の状況を般に知らせるため、氏子崇敬者に配布していた。

(15) 『神光』第三号、昭和八年十二月発行。

(16) 呉玉九『神社行政』自治行政叢書第一巻、常磐書房、七十四頁、一九三四。

(17) 昭和八年(一九三三)当時、貝島炭坑株式会社社長であった貝島太市は、後の昭和二十七年に宗像神社文化財復興奉賛会の会長となり宗像神社の修復をはじめとする文化財整備に貢献した。

(18) 原亀吉は、大正十五年(一九二六年)に大工棟梁として宗像神社末社の年毛神社本殿を建立している(『津屋崎町史』通史編、津屋崎町、八七一頁、一九九九)。

(19) 『宗像神社昭和造営誌』、六四三頁。

(20) 「金内家文書」は享保三年(一七一八)から文政五年(一八二二)にかけて新宮浦の庄屋および大庄屋を勤めた金内家が所蔵していた浦関係の史料。「神湊濱絵図」の成立年代は不明であるが、宝暦三年(一七五三)の釣川の河口改修後の姿を描いていることから、それ以降と思われる。

(21) 『宗像神社史』上巻、五三〇頁。

(22) 『黒田新續家譜卷之四十二』寛政六年(一七九四)の項には、「同月十九日、東郡巡覽

として駕を出し、青柳の別館に宿し給ふ。翌廿日田嶋に住て、深田兵部が宅に入、衣服を改めて社参し給ふ。(中略)廿七日鐘崎に至り、織幡宮へもふて、沖津宮をも遙

拝し、江口川の邊より大島の神祠を拜し、今夜神湊に泊せらる。」と記される。

(23)『瀛津嶋防人日記』には、「大島の海人等、沖つしまと大島との海の眞中を神中といふ。(中略)神中に行ける時、手向す」と記される。

(24)森弘子「宗像神社の無形民俗文化財」二十三頁(『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ』、二〇一〇)。

(25)『福岡県史民俗資料編 ムラの生活(上)』西日本文化協会、四四九頁、一九八五。

(26)『宗像神社史』上巻、五〇八頁。

(27)『津屋崎の民俗』第二三集、津屋崎町教育委員会編、一九九八。

(28)『昔語り福間あのころ』福間町教育委員会、一九二一―九四頁、一九九二。

(29)「福岡城下町・博多・近隣古図」(九州大学記録資料館所蔵)三奈木黒田家文書」は文化九年(一八三二)に写されたものであるが、絵図の荒津の波止に「享和二年(一八〇二年)住吉明神の勧請入」と記されているため十九世紀初頭の福岡・博多の様子を描いたものと推察する。

(30)「黒田新續家譜卷之三十四」、安永三年(一七七五)の項には、「沖嶋・大嶋の神職河野信濃か願に依て、荒津山に澳津宮・中津宮の遙拝壇を築かしめる。六月十六日繼高此處に至て兩宮を拜し給ふ。」と記される。

(31)有吉憲彰編『福岡縣郷土叢書第一集』、東西文化社、一九三七に掲載。

(32)『筑前國統風土記』卷之三 福岡・荒戸山の条

(33)「万葉集」卷十五・三六六〇「神さぶる 荒津の崎に 寄する波 間無くや妹に 恋ひ 渡りなむ」。

(34)「元治二年沖島渡航記事」、『筑紫史談』第三十四集、筑紫史談会、四六一四八頁、

一九二五。

(35)旧魚町は現在の福岡市中央区大手門二丁目・赤坂二丁目・舞鶴三丁目に位置する。

(36)『筑紫秘談』「宗像沖島由來の事」(『福岡縣郷土叢書第一集』、東西文化社、一九三七)には、「此島に渡海せし後には日月も忘る、程の事にて、我宿の便もなく其家は一族のものたりとも出入を禁じて契齋するもの也。」と記される。

# 「宗像社家文書惣目録」成立の歴史的意義

野木 雄大

## はじめに

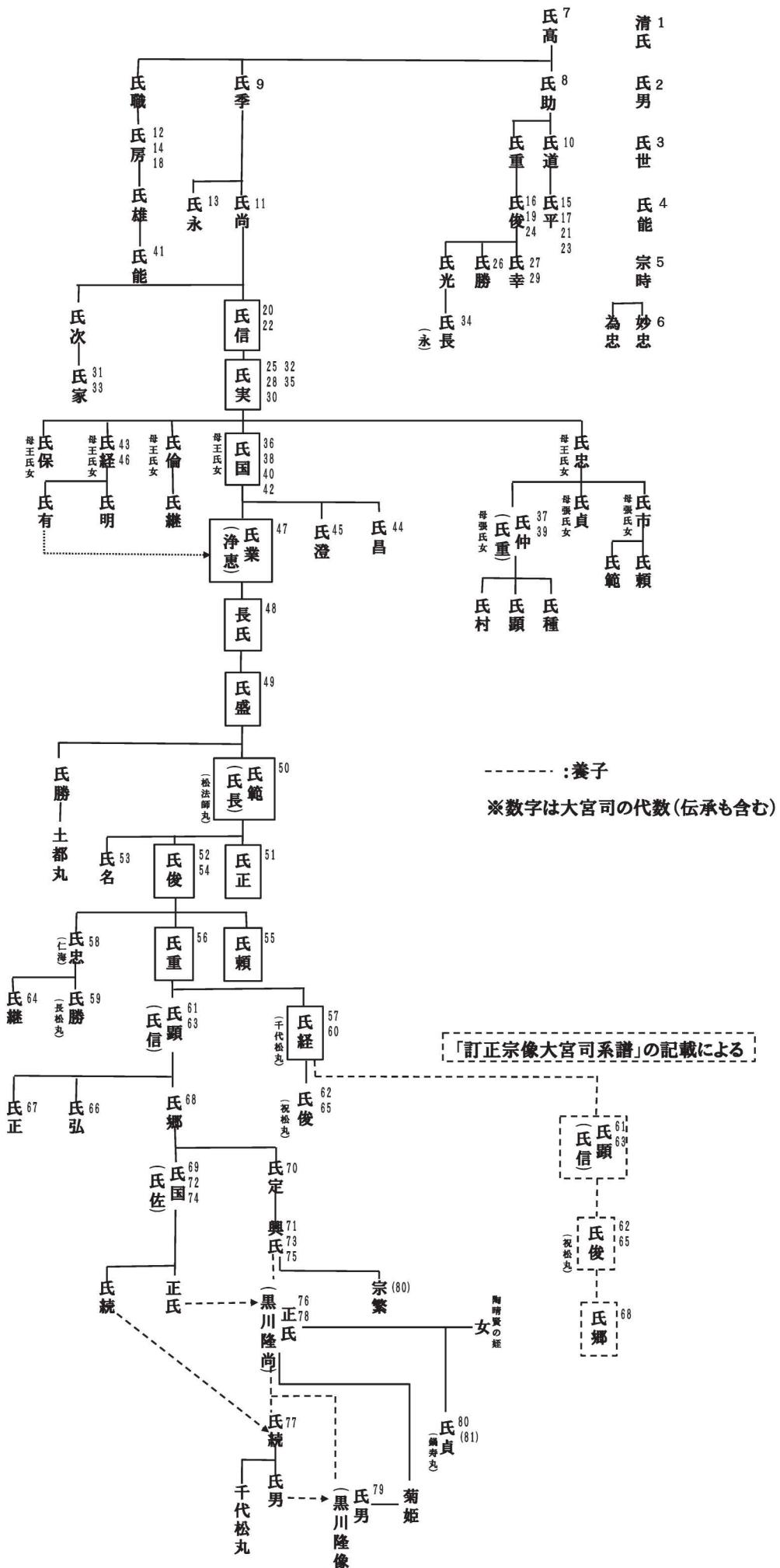
福岡県宗像市に鎮座する宗像大社は、沖ノ島（沖津宮）、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮からなる神社である。四世紀後半から九世紀末に至るまで沖ノ島で営まれた古代祭祀では、祭祀形態が四段階に変遷することが明らかになっている。出土した遺物は質・量ともに比類なく、沖ノ島祭祀が日本列島と中国大陸・朝鮮半島との対外交流を背景とした「国家的祭祀」であったことを物語る。古代祭祀の終焉後、太政官符によつて大宮司職が設置され、宗形氏能が初代大宮司に補任された<sup>(1)</sup>。祭祀を掌る神主と人事・財産等を掌る宮司の権限を合わせ持つた大宮司<sup>(2)</sup>の下で、宗像氏は中世の宗像地域を支配し、宗像社は最盛期を迎えることになる。

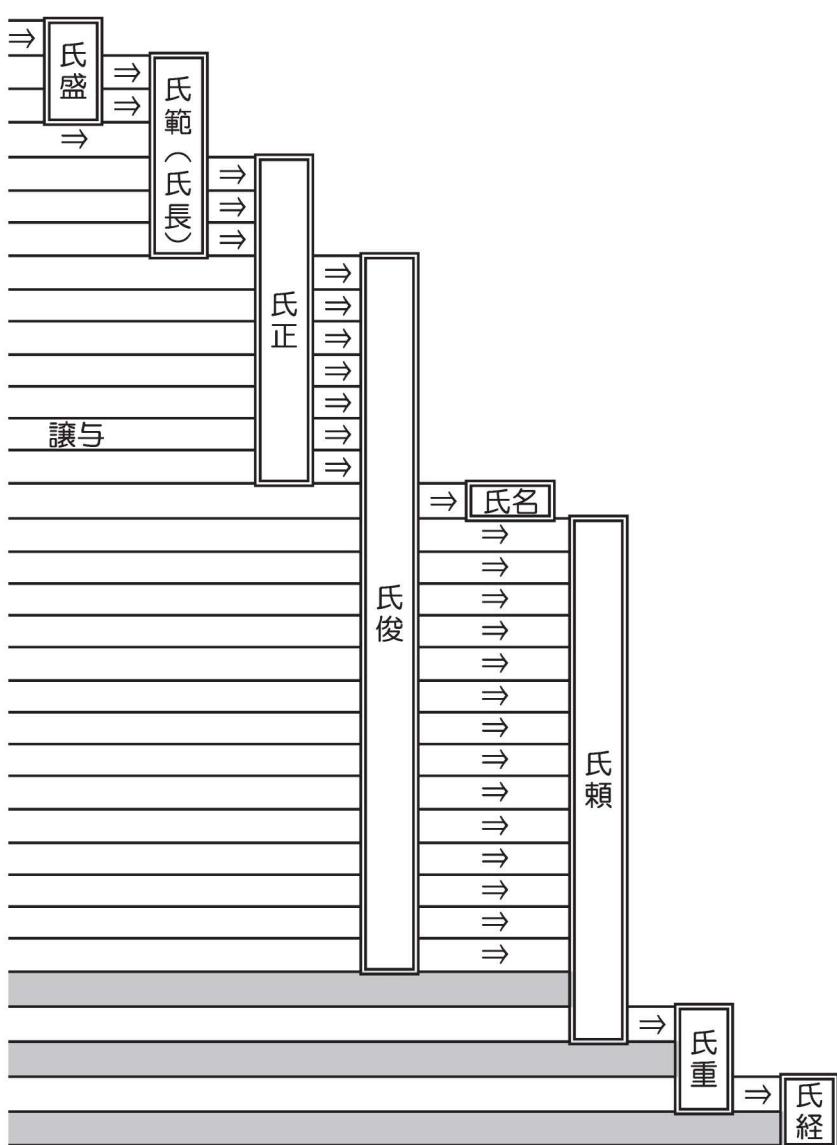
宗像大社に遺されている膨大な数の中世文書群<sup>(3)</sup>は、大宮司職設置以降の宗像氏についての多くの内容を現在に伝えおり、『宗像大社文書』第二巻<sup>(4)</sup> 第四巻（宗像大社文書編纂刊行委員会編、一九九一年一九九九年二〇〇九年一二〇五年）に網羅的に収録されている。その中でも注目すべきは、応保二年（一二六二）から応永十五年（一四〇八）にわたつて大社に蓄積されてきた文書を七〇〇項目に分けて書き上げた「宗像社家文書惣目録」（以下、「惣目録」と略す）である。収録された文書数はおよそ四百通で、『宗像大社文書』第一巻の解題では、「特に応仁以前に作成された古文書目録としては、何しろ量的に抜群であり、

この点で全国的にみても他に例はないといえよう」と評される。「惣目録」に載せられた文書の中には現在失われてしまつたものも多くみられ、「惣目録」からのみ存在を知りえる文書の情報はとても貴重である。「惣目録」は、当時の宗像社に存在した文書を把握する上で、さらには中世の宗像氏の研究において不可欠の史料といえよう。

さて、かく「惣目録」は応永十六年（一四〇九）の編纂時に宗像社が所蔵していた全ての文書を収録しているわけではない。その末尾に「右、撰用捨文書、所二目録如件」とあり、時の大宮司宗像氏経が文書を取捨選択して編纂したものであった。川添昭一氏は、「惣目録」が作成された背景として、叔父氏忠の勢力を抑えて大宮司職と所領相伝の正当性を主張する意図があつたことを指摘している<sup>(4)</sup>。しかしながら、氏経が右の主張の根拠とするために、いかなる方針を以つて文書を取捨選択し「惣目録」を編んだのか、氏経が主張した正当性とは具体的には何だったのか、「惣目録」の内容に即した分析は未だ充分ではないと思われる。そこで、本稿では、氏経が自らの正当性を示すために、「惣目録」をどのような方針で編纂したか考察を加え、その結果として「惣目録」が果たした歴史的意義について検討する。なお、本稿で引用する「惣目録」は前掲『宗像大社文書』第二巻所収のもので、各項目の通し番号及び各文書の五十音の符号は同書が付した記号に依拠している。

# 宗像大宮司家 系図





【表1】「宗像社家文書惣目録」にみる社務職安堵・譲与

No.	項目	年月日	内容
1	68 (イ)	文治3年(1187)8月7日	社務職安堵
2	67 (ア)	文治5年(1189)3月日	社務職并田畠 譲与
3	68 (ウ)	建久5年(1194)11月22日	社務職安堵
4	68 (エ)	建保5年(1217)10月1日	社務職安堵
5	68 (オ)	建保5年(1217)7月24日	社務職安堵
6	68 (カ)	建保5年(1217)7月24日	社務職安堵
7	67 (イ)	承久3年(1221)7月18日	社務職譲与
8	68 (ク)	貞應元年(1222)7月27日	社務職安堵
9	68 (ケ)	建長2年(1250)8月3日	社務職安堵
10	67 (ウ)	建長3年(1251)2月14日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
11	68 (コ)	建長8年(1256)正月日	社務職安堵(補任)
12	68 (サ)	建長8年(1256)3月7日	社務職安堵
13	67 (オ)	文永10年(1273)11月21日	本印以下所職所領 譲与
14	68 (シ)	弘安10年(1287)9月20日	社務職安堵(社務長氏異賊為警固可還補之由文言有之)
15	68 (ソ)	永仁6年(1298)3月10日	社務職安堵(同長氏代)
16	68 (セ)	永仁6年(1298)5月12日	社務職安堵(同長氏代)
17	68 (タ)	正安3年(1301)12月16日	社務職安堵(可致軍忠之由文言有之)
18	68 (チ)	正安3年(1301)12月16日	社務職安堵(長氏依為異賊防禦要須之仁可還補文言有之)
19	68 (テ)	乾元2年(1303)3月28日	社務職安堵
20	67 (カ)	延慶2年(1309)2月6日	本印以下所職所領 譲与
21	67 (キ)	応長2年(1312)2月21日	肥前国晴気保地頭職 譲与
22	67 (ク)	正和元年(1312)10月8日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
23	67 (ケ)	元亨4年(1324)10月5日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
24	67 (コ)	建武3年(1336)3月15日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
25	67 (サ)	建武5年(1338)2月20日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与(仮名書)
26	67 (シ)	貞和4年(1348)6月9日	赤馬地頭職 譲与
27	67 (タ)	文和4年(1355)3月5日	肥前国神崎五町分 譲与
28	67 (チ)	文和4年(1355)3月5日	壹岐薬師丸 譲与
29	67 (ス)	正平10年(1355)11月5日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
30	67 (ソ)	正平10年(1355)11月14日	赤馬地頭職 譲与
31	67 (ツ)	貞治2年(1363)正月11日	曲・赤馬田久地頭職 譲与
32	67 (テ)	貞治2年(1363)正月11日	山口上下・朝町・稻本・須恵・土穴地頭職・肥前国晴気保小地頭職
33	67 (ト)	貞治2年(1363)正月11日	別府五ヶ郷・肥前杵嶋北郷須古莊 譲与
34	67 (ナ)	貞治3年(1364)2月5日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
35	67 (二)	応安4年(1371)7月26日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
36	67 (又)	応安4年(1371)7月26日	久原地頭職 譲与
37	67 (ネ)	応安4年(1371)7月26日	鞍手郡宮永・片隈 譲与
38	67 (ノ)	応安4年(1371)7月26日	曲・赤馬田久村地頭職 譲与
39	67 (ハ)	応安4年(1371)7月26日	肥前国多久莊・豊前大豆俵・筑前平等寺 譲与
40	67 (ヒ)	応安4年(1371)7月26日	豊前今任地頭職 譲与
41	67 (フ)	応安4年(1371)7月26日	肥前晴気保地頭職 譲与
42	67 (ヘ)	応安4年(1371)7月26日	赤馬莊地頭職 譲与
43	67 (ホ)	応安4年(1371)7月26日	肥前神崎莊河野対馬入道(通有)跡地頭職 譲与
44	67 (マ)	応安4年(1371)7月26日	別府五ヶ郷・肥前北郷須古莊地頭職 譲与
45	67 (ミ)	応安4年(1371)7月26日	山口上下・朝町・稻本・須恵・土穴・肥前尾崎保地頭職 譲与
46	67 (ム)	応安4年(1371)7月26日	壹岐島守護職 譲与
47	67 (メ)	応安4年(1371)7月27日	肥前神崎莊河野対馬入道(通有)跡地頭職 譲与
48	67 (モ)	永徳元年(1381)11月16日	壹岐島薬師丸地頭職 譲与
49	68 (ツ)	8月7日	社務職安堵
50	67 (ヤ)	明徳2年(1391)4月23日	社務職并神領本領當知行分 譲与
51	68 (ト)	明徳2年(1391)12月8日	社務職安堵
52	67 (ユ)	明徳3年(1392)11月1日	社務職・神領本領當知行分 譲与
53	70 (ア)	応永11年(1404)カ7月29日	

〔項目凡例〕 67:代々社務譲状次第

68:社務職安堵文書

70:社務氏経安堵

: 安堵

## 一 氏国から長氏までの大宮司相伝

七に分けられた項目のうち、「惣目録」成立の背景を考える上で最も注目すべきは、<sup>(6)</sup>「代々社務譲状次第」、<sup>(6)</sup>「社務職安堵文書」、<sup>(7)</sup>「社務氏経安堵」の三項目であろう。<sup>(7)</sup>には代々の大宮司の譲状、<sup>(8)</sup>には大宮司職を安堵する文書が列挙されている。ここでいう「社務」ないし「社務職」とは大宮司職を指す<sup>(5)</sup>。編纂者である氏経は代々の大宮司職の譲与・安堵関係文書の項目を以つて「惣目録」を終えており、彼の編纂意図を考える上で重要な手掛かりとなる。そこで、【表1】として両項目の文書を括して年次ごとに並べ、これによつて「惣目録」が主張する大宮司職の正当性の意識を見てゆこう。

【表1】では、見途切れのない相伝関係を示しているかのようにみえるが、氏国から氏業への譲与は載せられておらず、厳密には「惣目録」上の相伝関係に「断絶」があることが分かる。ところが、氏国から氏業への譲状に相当する文書は実際に存在しているのである(後掲の【史料二】)。氏国から氏業への「譲状」が「惣目録」に掲載されなかつた理由を明らかにするため相伝過程を追つていくことにする。

已下公事雜役沙汰」、すなわち社領の領知権ともいべき権限は氏国に留保されたままであつた。代々の大宮司の相伝関係が記されている「宗像宮社務次第」<sup>(7)</sup>([表2])の四二代氏国の項によれば、氏国の上京は翌貞応元年(1213)のことだ、同年九月十二日に宗像に帰国したという。既往の研究では、帰国直前の貞応元年七月二十七日に関東下知状によつて氏国は大宮司職を還補された(<sup>(8)</sup>)と評価されている<sup>(8)</sup>。これは承久三年における氏昌への譲与の「事実」を前提とした評価であるといえよう。

しかし、【表2】によれば、氏国は建保五年(1237)に還補、十五年間大宮司として治め、貞永元年(1233)に四三代として氏経が補任されている。氏昌はその次の四四代で、補任は嘉禎一年(1235)である。つまり、「宗像宮社務次第」の上では、承久三年の氏国から氏昌への大宮司職譲与及び貞応元年の氏国への「還補」という事実は現れていないのである。<sup>(9)</sup>で、従来、貞応元年の氏国への「還補」と解釈されてきた史料を掲げてみる。

承久三年(1233)七月十八日、承久の乱における鎌倉幕府の軍事動員に応じて上洛するに際し、氏国は大宮司職を子息氏昌に譲与している([表1]No.7、以下【表1】掲載の文書はNo.○のように示す)。ただし、この譲状には「氏国存生之間者、於氏昌者、取幣可レ相叶神事也。至于御年貢已下公事雜役沙汰者、氏国可レ致其沙汰也」<sup>(6)</sup>とあり、大宮司職譲与後も「御年貢

【表2】「宗像宮社務次第」 ※干支は省略

代数	大宮司	(甲本)	(乙本)
41	氏能	建保四年入部。治一年。	建保四年入部。治一年
42	氏国	同五年還補。治十五年。貞應元年氏國為當職之身京上云々。同年九月十二日下向。	同五年還補。治十五年。貞應元年氏國乍當職之身京上云々。同年九月十二日下向。
43	氏経	貞永元年十月九日自牧口入社。仍十月十三日被行御放生会。治四年。	貞永元年十月九日自牧口入社。仍十月十三日被行御放生会。治四年。
44	氏昌	嘉禎二年五月十五日補任。治十二年。	嘉禎二年五月十五日補任。治十二年。
45	氏澄	宝治二年補任。治一年。	宝治二年補任。治一年。
46	氏経	建長元年十二月補任。遂入社、於吉田死去畢。氏業依有拝領、先奉補任氏経。	建長元年十二月補任。遂入社、於吉田死去畢。氏業依有拝領、先奉補任氏経。
47	氏業	建長二年三月補任。治一年。	建長二年三月補任。治一年。
48	長氏	建長三年二月十日補任。	建長三年二月十日補任。
49	氏盛		
50	氏範		本名氏長。
51	氏正		
52	氏俊	氏正舍弟。	氏正舍弟。
53	氏名	但宮方之社務也。氏俊舍弟。	氏俊舍弟。但宮方社務。於捶（垂）見合戦打死畢。
54	氏俊	応安五年從京都下向、還補。	応安五年自京都下向、還補。
55	氏頼		氏俊之御子息。御逝去三十五。
56	氏重	氏頼舍弟。	氏頼舍弟。氏重御逝去三十八。
57	氏経		氏重御子息。
58	氏忠	氏経叔父。	氏経叔父。応永十年入社。六月。
59	長松	応永十年。	氏忠御子息。応永十年自放生会出仕也。
60	氏経	応永十二年。	依氏忠相諭、中国没落。軫応永十二年仁還
61	氏顕	応永十七年入社。治十二年。氏経舍弟。	為氏経舍弟得一社讓。治十二年。
62	氏俊	応永廿八年。氏経子息。	<応永卅二年六月得替>氏経之子息。自氏顕得讓。生年六出仕也。応永廿八年卯月十四日社職。
63	氏信	氏顕於氏信改ラル。	応永卅二年。有社務職。自六月。
64	氏継	自永享弐年八月、同永享四年四月マテ治世。	<氏忠仁海子息>永享三年八月入社治三
65	氏俊	永享四年八月ニ還補。	<祝松>永享五年四月入社。治十二年。
66	氏弘	従文安元年同三年治世。氏信次男。	<氏信御子>文安元年潤（閏）六月入社。治三年<五月二日御逝去、御歳十七>
67	氏正	氏信三男。従文安三年長禄二年マテ治世。	<氏弘舍弟興聖寺御僧宗琢侍者也。依社務退転御還俗。六月一日御逝去、御歳廿八>文安元年即位。治十五年。
68	氏郷	氏信嫡男。	<氏正舍兄>長禄二年六月十一日入社<治廿一年。文明十年正月晦日御逝去>

【史料一】(No.8)<sup>(9)</sup>（傍線・傍点は筆者。以下、同じ。）

宗像社大宮司職事

右、件職氏国相伝之上、蒙<sup>(源賴朝)</sup>故右大將家御下知、年來執行社務之處、去  
建保三年為<sup>(源室光親)</sup>其時領家<sup>(源實朝)</sup>按察家被<sup>(源実朝)</sup>致<sup>(源實朝)</sup>濫妨之刻、為<sup>(源實朝)</sup>故右大臣家御沙汰、  
令<sup>(源實朝)</sup>經院奏、被<sup>(源實朝)</sup>還補畢。今為<sup>(源實朝)</sup>御代始<sup>(源實朝)</sup>參向、給<sup>(源實朝)</sup>身暇<sup>(源實朝)</sup>所<sup>(源實朝)</sup>令<sup>(源實朝)</sup>歸國也。任  
先御成敗、無<sup>(源實朝)</sup>相違可<sup>(源實朝)</sup>令<sup>(源實朝)</sup>安堵<sup>(源實朝)</sup>之狀、依<sup>(源實朝)</sup>仰下知如<sup>(源實朝)</sup>件。

貞應元年七月廿七日

陸奥守平(花押)

宮司職を辞した氏国が貞應元年に「還補」されたとみなすのは誤った解釈となる。  
当時の、少なくとも幕府の意識としては、承久三年に氏国が氏昌へ大宮司職を譲与した後においても、氏国が大宮司であると認識されていたのではないだろうか。かかる意識は、氏昌が神事に関するいわば神職としての権限のみしか譲与されていなかつたことと表裏の関係にあり、実態を捉えたものだつた。だからこそ、貞應元年に氏国が「還補」される必要はなかつたのである。

ここで問題なのは、氏国の大宮司は、氏業ではなく氏経である点である。それでは、次に掲げる寛喜三年(一二三三)の氏国から氏業への譲与はどのように考えればよいのだろうか。

後鳥羽院が宗像社領の本家となるのに伴い、後鳥羽院の寵臣であった葉室光親が領家となつた。光親は、当初院の倒幕計画には反対であつたようだが、結果として承久の乱に際して北条義時追討の院宣を起草することになつた

人物である。建保二年、挙兵に備えるためか光親は宗像社領に対する支配を強化し始める。これが【史料一】傍線部にみえる「濫妨」であると思われる。ここで重要なのは、傍線部が伝える事実が、建保二年の光親による「濫妨」が行われた時、「故右大臣家御沙汰」によつて、院奏を経て、氏国が大宮司に「還補」されたということである。この「還補」こそ、No.5・6の「社務職安堵」及び【表2】氏国の項にみえる建保五年の「還補」に該当するのである<sup>(10)</sup>。つまり、【史料一】は、承久の乱での勳功に対し、建保五年時の「還補」を認めた上で、後堀河天皇の代始めへ参向した氏国を帰国させ、改めて貞應元年において大宮司職を安堵した文書であると評価できる。従つて、これをもつて一度大

【史料二】(11)

訴状案書「進之」。申合<sup>(源藤長定)</sup>斎藤兵衛入道殿<sup>(源藤長定)</sup>取捨せられ候へし。幼少より養子にて候之間、一向附<sup>(源義村)</sup>属所職所領<sup>(源義村)</sup>之由、申<sup>(源義村)</sup>入駿河前司殿<sup>(源義村)</sup>候ぬれハ、被<sup>(源義村)</sup>致<sup>(源義村)</sup>訴訟<sup>(源義村)</sup>候はむ事、小河兵衛尉<sup>(源義村)</sup>も可<sup>(源義村)</sup>恨申<sup>(源義村)</sup>にあらず。但又中をたかハれ候とても、氏国か跡を相繼給ほにてハ、不<sup>(源義村)</sup>可<sup>(源義村)</sup>悼思給<sup>(源義村)</sup>候。駿河二郎殿<sup>(源義村)</sup>も、夏秋の程ハ、田村に御候はんすると、八郎二郎物語申候に、又鎌倉に参候は、被<sup>(源義村)</sup>疑申候ぬと覺候。能々申合天、両三日中に来臨せられ候へ。祐兼可<sup>(源義村)</sup>沙汰<sup>(源義村)</sup>も不審候。方々申たき事多候し。おハシ候へく候。謹言

寛喜三年

四月十二日

在判

六形六郎殿

前半の文意は「訴状を評定衆斎藤長定に申し合させて処理してもらつた。氏業は幼少より養子としていたので、所職所領を全て与えたといふことを三浦義村（宗像社領の預所三浦泰村の父）に申し入れたので、（氏国が）訴訟を起したことにについて小河兵衛尉も恨み申すことはないだらう。もし再び仲違いすることになつても、（氏業は）氏国に所職所領を相続しているから、気に病むことはない」と解釈できよう。

既往の研究では、「小河兵衛尉」なる人物を承久の乱で三浦泰村に属していた武藏西党の「小河三郎兵衛尉直行」に比定し、乱の新恩として宗像社領内に所領を充て行われたとの推測がなされている<sup>[12]</sup>。氏国による訴訟が「小河兵衛尉」に不利益であることは右の文意からも明らかであるが、宗像社領内に所領を持つ人物であったかどうかは【史料二】からは読み取れず、他の史料からも徵証を見つけることはできない。さらにいえは、三浦義村に申し入れたので「小河兵衛尉」が「恨申」すことはないと氏国は言及しているが、それに續いて、「小河兵衛尉」との仲違いが生じる可能性と、むしろ氏国からの相続をもつて氏業の所職所領を保障する事が述べられている。すなわち、この一文は、三浦義村への申し入れによつて、「小河兵衛尉」が「恨申」す事態を完全には防ぎえないことを示している。そもそも三浦氏は、大宮司職の任免に對して積極的に関わつていなかつた、ないしは現状追認の立場でしかなかつたことが指摘されている<sup>[13]</sup>。

ここで、「訂正宗像大宮司系譜」（著者不明の宗像大宮司系譜を明治四年（一九〇九）に近藤清石が校訂）の四三代四六代氏経の項に付された「号小川兵衛尉」との文言に注目したい。従来、この付記は何らかの錯誤であると

されている<sup>[14]</sup>。しかし、【史料二】の翌年貞永元年に四三代大宮司に補任される氏経（【表2】）が、自分の実子にもかかわらず氏国に養子となつた氏業に對して、氏国から所職所領が譲与されることに「恨申」す事態は容易に想定できる。以上のことから、「小河兵衛尉」なる人物を三浦氏配下の「小河直行」ではなく、氏業の実の父である氏経に比定する方がより蓋然性が高いと思われる<sup>[15]</sup>。

このように考えると、【史料二】による氏国から氏業の譲与とは恣意的なものであつたため、大宮司家全体及び鎌倉幕府の承認を得た譲与ではなかつたと評価できるだろう。そのため、【史料二】は正式な譲状の形式をとることができず、書状形式で発給されたのである。事実、氏国の次に大宮司職に補任されたのは氏業ではなく氏経であつた（【表2】）。

それでは、氏業が正式に大宮司職を安堵されたのはいつかというと、建長二年八月三日のことで（No.9）、翌年二月十四日には早くも嫡男長氏に譲与している（No.10）。長氏に至るまでの相伝の正当性を示すのが、文永十一年（一二七四）、鎌倉幕府の要請に応じて、宗像社領の証文について目録及びその案文を長氏が注進した「宗像大宮司長氏証文注進状案」（以下「長氏注進状」と略す）である。【史料二】は、この注進状に載せられている。重要なのは、【史料二】について内容の要約とともに「氏昌非器不孝之間、以三浦駿河前司為証人、本印以下所レ令レ譲与氏業也」との付記がなされていることである。さらに、「長氏注進状」では、氏業から長氏への譲状として次の【史料三】を載せる。

【史料二】(No.10)<sup>(16)</sup>

譲与 宗像宮大宮司職事

權大宮司宗像長氏

右、大宮司者、當神御垂迹以来、重代相伝所職也。就中、祖父氏実朝

臣給一関東

(源賴朝) 右大將家御判御書、養父氏國帶

(源賴朝) 右大臣家御下知并

(北条政子) 二位家御下文、如レ此代々云「地頭」、「云」檢斷、依レ被レ付「社家」一事以上

執行社務其後氏國為レ遂「上洛、去承久三年雖令レ譲「執幣役於氏昌」、

至「本印以下所職所領者、寛喜三年以「氏國自筆後判之狀」、「譲「給氏業」」

(北条時頼) 之間、最明寺殿御代建長二年氏業蒙「御成敗」、所レ令「安堵」也。而依レ致

レ奉「公官仕之忠」、不得「治務在國之隙」。然者、本印并重書等、悉譲「与

(一一五) 嫡男長氏、子々孫々可レ令「相」伝領掌。仍所「譲与」之狀如レ件。

建長二年二月十四日 大宮司宗像 在判

(裏書省略)

「氏昌非器不孝」の付記及び【史料三】傍線部からは、氏昌への大宮司の相

伝を否定し、「氏國—氏業」という相伝の正当性を主張する意図が看取でき

る<sup>(17)</sup>。先に述べたように、承久三年の氏昌への譲与後も氏國が大宮司としての権限を掌握していたが、嘉禎一年からは氏昌が名実ともに大宮司を十二年間

務めており、その後三代の大宮司が存在する(表2)。すなわち、氏國から氏

業の間に存在した四代の大宮司の正統性を否定する根拠こそ、一度は氏昌に譲与したが、氏昌は「非器不孝」であるため氏業へ譲与したという論理であつ

た。通説では、この論理をそのまま「事実」とみなし、氏國から氏業へ譲与が行われたのは氏昌が「非器不孝」であったためとする<sup>(18)</sup>。しかし、これこそ「長氏注進状」が創り上げた正当性の論理をそのまま踏襲した評価なのである。

そもそもいえば、氏國から氏業へ「譲与」されたのは大宮司職ではなく「所職所領」のみである(【史料二】)。それにもかかわらず、「氏昌非器不孝」の付記及び【史料三】傍線部において「本印」も合わせて譲与されたことにならっている。「本印」とは宗像社の神印(官印)で、大宮司の支配権を示すものである<sup>(19)</sup>。非公式である「譲与」において「本印」まで譲与されたとは考えにくい。しかし、「長氏注進状」は、「氏昌非器不孝」の付記及び【史料三】傍線部によつて、寛喜三年に氏國が「本印」=大宮司職を氏業へ譲与したという「事実」を創り出したのである。

つまりところ、「惣目録」は、「長氏注進状」の創り上げた「氏國—氏業—長氏」という相伝の正当性の論理を援用しているといえよう。ただし、「長氏注進状」が載せている【史料二】は大宮司職の正式な譲与ではなかつたため、氏國から氏昌への譲与(No.7)を示しつつも、氏國への安堵(No.8=【史料二】)、次いで氏業への安堵(No.9)の文書を載せることで、【史料二】を使用することなく、氏國から氏業への大宮司職譲与が正式に行われたことが「事実」であるような演出をした。これにより「氏國—氏業—長氏」という相伝の正当性の根拠を示したのである。

さて、それでは、長氏以降の相伝について、「惣目録」がどのような意図で編纂されているか、節を変えてみてゆくことにする。

## 一 長氏から氏範までの大宮司相伝

延慶二年(三〇九)一月六日、長氏は子息氏盛に対し「本印以下所職所領」を譲与する(No.20)。氏盛は正和元年(三三二)十月八日、子息氏範に「社務職并別府宮方檢斷公文職」を譲与し(No.22)、翌年幼少の氏範へ家訓「宗像氏盛事書案」を遺している。ところがこの「宗像氏盛事書案」は宗像大宮司家の支配権を規定した社内法と評価されているにもかかわらず<sup>(20)</sup>、「惣目録」には掲載されていない。<sup>(21)</sup>に隠される「惣目録」編纂の意図を探っていく。

興味深いのは、建長三年に大宮司職を譲与され(No.10)、建長八年に安堵(No.11、12)された長氏が、延慶二年に氏盛に譲与するまで複数回「還補」されているという事実である(No.14～19)<sup>(21)</sup>。このうちNo.18は原文書が残っているので次に掲げてみる。

れておらず、長氏の代わりに補任された大宮司が誰であるかは不詳である。No.11・12で大宮司に補任・安堵された長氏だが、正嘉元年(三五七)には「当社領名主等」が「背<sup>レ</sup>社家致<sup>レ</sup>濫妨<sup>レ</sup>」すことを提訴している<sup>(23)</sup>。この「当社領名主等」とは、宗像社の祠官層を含む「氏業—長氏」の系統に对立する反大宮司勢力の一部であるという理解が出されている<sup>(24)</sup>。これは大宮司長氏の支配権が必ずしも盤石なものでなかったことを示しており、長氏の三度にわたる「還補」という現象がかかる不安定な支配権に起因するという想定も許されよう。

長氏の不安定な支配権は、次の氏盛の代においても抜本的な改善はなされなかつたと思われる。氏盛の定めた「宗像氏盛事書案」は十二箇条にわたりて宗像大宮司家の支配権について規定しているが<sup>(25)</sup>、注目すべきは「内談」に関する条文である。

## 史料四

<sup>(22)</sup>

宗像大宮司職事、為<sup>レ</sup>異賊防禦、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>還補之由、被<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>入本所<sup>レ</sup>畢。  
且任<sup>レ</sup>先例<sup>レ</sup>相<sup>レ</sup>從本所々務、且可<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>軍忠之状、依<sup>レ</sup>仰執達如<sup>レ</sup>件。  
<sup>(1101)</sup>

正安三年十二月十六日 相模守<sup>(北条時時)</sup>（花押）

武藏守<sup>(北条時村)</sup>（花押）

宗像大宮司殿<sup>(長氏)</sup>

## 史料五

<sup>(26)</sup>

（第1条）  
一、社住甲乙人等、可<sup>レ</sup>相<sup>レ</sup>從松法師所命<sup>（氏長・氏範）</sup>事、

右、於下背<sup>レ</sup>松法師之所命、破<sup>レ</sup>内談之儀<sup>（第1条）</sup>輩上者、不<sup>レ</sup>謂<sup>レ</sup>親類・兄弟、不<sup>レ</sup>撰<sup>レ</sup>祠官・名主、不日可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>追<sup>レ</sup>放社内<sup>（第2条）</sup>也焉。

一、内談事、

右、内談衆令<sup>レ</sup>書<sup>（第3条）</sup>起請文、憲法可<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>其沙汰<sup>（第4条）</sup>也。於<sup>レ</sup>衆中<sup>（第5条）</sup>同之儀者、不<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>子細、若衆儀不同之時者、申<sup>レ</sup>合故实之人々、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>相計。但或構<sup>レ</sup>今案、企<sup>レ</sup>奸曲、或不參及<sup>レ</sup>數箇度<sup>（第6条）</sup>之輩者、且出<sup>レ</sup>衆中<sup>（第7条）</sup>、且可<sup>レ</sup>有<sup>（第8条）</sup>。

【表2】では「長氏—氏盛」の間に他の人物が大宮司になつた事実は記さ

其科<sup>一</sup>也。縦雖<sup>レ</sup>無下可<sup>一</sup>合<sup>一</sup>事上、於<sup>二</sup>有<sup>レ</sup>限式日<sup>一</sup>者、參<sup>二</sup>會公所<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申<sup>一</sup>  
談諸事<sup>一</sup>、松法師成長<sup>(氏範)</sup>之後者、任<sup>一</sup>道理<sup>可<sup>レ</sup></sup>令<sup>一</sup>成敗<sup>也焉。</sup>

第一条では、「松法師之所命」と「内談之儀」が並列に記され、それらに反すれば社内を追放されることが規定されており、「内談」による議決が松法師（氏長、後の氏範）の命令と同等の効力を持つていたことがわかる。そして、「内談」についての第二条では、「構<sup>今案</sup>、企<sup>奸曲</sup>」てる者だけでなく「内談」への「不参」が数回に及ぶ者も罰を受けると規定される。そして、申し合わせる議題がなくとも、定例の「内談」の日には公文所に集合し議論する」とが決められている。すなわち、「内談」とは、案件を議決するだけでなく、そこに「参会」することが、大宮司を頂点する宗像社の社内組織に対して叛意がないことを示すことになる、換言すれば、「内談」という組織が大宮司の支配権に代わって、一族や被官を結びつける紐帶の役割を果たしていたといえる。

第二条には、「松法師成長之後者、任<sup>一</sup>道理<sup>可<sup>レ</sup></sup>令<sup>一</sup>成敗<sup>也</sup>」とあり、他に「内談」に関する史料を見出せないとからも、「内談」とは幼少の松法師のためだけに設けられた制度であったと考えられる。仮に「内談」が恒常的な組織として存在していたとしても、氏盛が「宗像氏盛事書案」でわざわざ規定した「内談」の内容からは、大宮司を譲与した幼少の子息を後見し、権力を奮うことのできない氏盛の支配権の限界がみてとれよう。<sup>(27)</sup>「宗像氏盛事書案」が「惣目録」に収録された理由があると考えられる。

ところで、長氏から氏盛へ延慶二年に「本印以下所職所領」が譲与（No.20）

されているが、「社務職并別府・宮方檢斷公文職」は譲与されていない。ところが、正和元年（三三二）十月八日氏盛から氏範へ「社務職并別府・宮方檢斷公文職」が譲与されており（No.22）、さらにその後、元亨四年（三三四）十月五日には祖父長氏から氏範へ再度「社務職并別府・宮方檢斷公文職」の譲与（No.23）が行われていることがわかる。氏範が、父と祖父から重複して「社務職并別府・宮方檢斷公文職」を譲与されたのはなぜであろうか。

ここで再び「長氏注進状」をとりあげたい。「長氏注進状」は、「宗像社領分」として「本神領宮方三百六十三町」・「別<sup>(符)</sup>方八十三町三段」・「半不輸内当知行分三十町」を載せ、「赤馬莊分」として「田久村名田等二十町」を載せる。「宮方」は神事用途料所として大宮司の「円支配が及ぶ所領」「別符方」は莊園領主の領主権により大宮司の「円支配が及ばない所領であり、また「赤馬莊分」は長氏の私領との整理がなされている。<sup>(28)</sup>「長氏注進状」では、これらの所領を括して末尾に「社領惣領主地頭<sup>ヘ</sup>付檢斷公文職」と表記する。<sup>(29)</sup>から類推すると、「惣目録」の「社務職并別府・宮方檢斷公文職」は、「別符方」「宮方」を中心とする社領全体指しているように見える。

一方、「惣目録」が「社務職并別府・宮方檢斷公文職」とあえて異なる表記で載せる「本印以下所職所領」とは何を表しているのだろうか。まず、「本印」について、建長三年の氏業から長氏への大宮司職譲与では「本印并重書」が長氏に譲与されている（【史料三】）。この譲与は、「惣目録」においては「社務職并別府・宮方檢斷公文職」の譲与と表現されている（No.10）。大宮司の支配権の象徴である「本印」は「社務職并別府・宮方檢斷公文職」と一緒に譲与されるべきものである。すなわち、「本印以下所職所領」の譲与と表される

No.13とNo.20において、実際には「本印」の譲与は行われなかつたと考えられる。さらに、氏国から氏業への譲与（【史料】二）が参考になる。この時「本印」＝大宮司職の譲与は行われなかつたことについては前節で述べた通りである。この時点では氏国が譲与できるのは、大宮司職に付属しない所領＝私領だけであると考えられる。従つて、氏国が氏業に譲与した「所職所領」とは、「長氏注進状」に長氏私領として表れる「赤馬莊分」の「田久村名田等二十町」のことであると考えられるのである。

さすれば、「社務職并別府・宮方檢斷公文職」とは、大宮司私領である「所職所領」＝赤馬莊田久村を除く所領全体、すなわち大宮司職及びそれと不可分の「宗像社領分」（「宮方」・「別符方」・「半不輸内当知行分」）を表す文言であろう。

安達直哉氏は、氏国から氏昌への譲与、氏国から氏業への譲与（【史料】二）の「事実」、及び「訂正宗像大宮司系譜」の氏業の項に「建長五辛亥年

二月十四日嫡男長氏ニ譲「社務職」治纔二年也。雖然長氏幼少之間、氏業為後見、本印以下并所職公事、雜役等事、令「沙汰云々」とあることを根拠に、「社務職所有者」祭祀権取得者と本印以下所職所領所有者は分離されて南北朝期に至る」と評価される<sup>(29)</sup>。しかしながら、如上の検討より、「本印」は大宮司職と一緒に譲与されるもので、大宮司職の祭祀権と領知権の分離とされる現象は、大宮司職に伴う「宗像社領分」と大宮司私領（「所職所領」との譲与時期のずれを示しているのである。

このように考えると、氏盛は、「本印」の譲与を伴つた「社務職并別府・宮方檢斷公文職」を父長氏から譲与されていないにもかかわらず、これを正和元

年に氏範に譲与したことにしてしまったため、元亨四年に正式に長氏から氏範に「社務職并別府・宮方檢斷公文職」譲与が行われたと考えられる。「社務職」を譲与されていないといえ、長氏の私領である「所職所領」を譲与され（No.20）、【表2】に四九代として見える以上、氏盛が事実上の大宮司にあつたことは疑いない。しかし、大宮司職の正式な譲与を得ることができなかつた要因として、氏盛の権力の不安定さが窺えよう。

「惣目録」では、「長氏—氏盛—氏範」という大宮司の相伝を主張しつつも、「社務職并別府・宮方檢斷公文職」の断絶がない証拠として、氏盛からの譲与のみならず、長氏からの譲与を掲載する必要があった。それが、氏範に対する一度の譲与として現れていると考えられる。

### 三 「代々社務譲状次第」にみえる社領の譲与

氏盛の代には大宮司職とは別に晴氣保地頭職の譲与（No.21）が載せられている。【表1】を参照すると、氏盛以前には載せられていない個別の所領の譲与に関する文書が、氏盛以降は多く掲載されていることが分かる。「惣目録」編纂時点でこれらの所領は幾度もの譲与を経て來たにもかかわらず、なぜ一部の譲与のみが<sup>(67)</sup>「代々社務譲状次第」に記されることになったのだろうか。そして、これらの個別の所領の譲与が大宮司職譲与の文書群の中に混入している理由とは何だろうか。氏盛以降に見える個別の所領の譲与についてそれぞみてゆくことにする。

**a. 晴氣保地頭職 (No. 21, 41)**

平家没官領であった晴氣保地頭職は、源頼朝から藤原隆頼に与えられ<sup>(30)</sup>、隆頼の子孫に相伝されたが、藤原氏女が長氏の妻となつた関係で、建治三年(一一七七)六月十五日に藤原氏女の子息氏盛に譲与された<sup>(31)</sup>。晴氣保は行武・財納・橘久安など多くの名が存在したが<sup>(32)</sup>、これらの名の地頭得分はしばしば進納が滞つていたようである<sup>(33)</sup>。応長二年(一一三三)二月二十一日氏盛から氏範(No. 21)、貞和二年(一一四六)三月三日に氏範から氏正<sup>(34)</sup>、文和四年(一一五五)三月五日に氏正から氏俊<sup>(35)</sup>、応安四年(一一七七)七月二十六日に氏俊から氏頼へ(No. 41<sup>(36)</sup>)と譲与されていく。また、觀応元年(一一五〇)九月三日に馬莊地頭方へ(No. 41<sup>(37)</sup>)と譲与されていく。また、觀応元年(一一五〇)九月三日に馬莊地頭方が大宮司家の進止として確立したとみて大過ないだろう。その後、赤馬莊地頭職は、貞和四年(一一四八)六月九日に氏範から氏正へ(No. 26)、正平十年(一一五五)十一月十四日に氏正から氏俊へ(No. 30)、応安四年七月二十六日に氏俊から氏頼へ(No. 42)譲与されている。

**b. 赤馬莊地頭職 (No. 26, 30, 42)**

赤馬莊内の田久村に関しては後述するため、ここでは田久村を除く赤馬莊

全体について述べることとする。正嘉元年(一一五七)閏三月二十日、赤馬莊前預所の近江入道清蓮が宗像神人を刃傷殺害し、赤馬莊の所職名田を押領したことを氏業が訴えている<sup>(38)</sup>。さらに、弘安十年(一一八七)二月日には、赤馬院得末名を六代相伝する宗像氏富なる人物が同名の知行を認められており、同時に大宮司長氏が沽却した地と定念・久氏・淨蓮らが寄附した地の進退も認められている<sup>(39)</sup>。元徳二年(一一三〇)二月六日、「赤馬莊公文職并名々」が大宮

司氏長(氏範の前名)に安堵され<sup>(40)</sup>、「惣目録」の<sup>(41)</sup>「社領田代并立用以下目録」、<sup>(42)</sup>「宗像社領公文所注進」にも乾元二年(一一〇三)の注進として「赤馬郷」がみえる。このように、鎌倉期を通して赤馬莊は大宮司家の進止であった。

注目すべきは、建武二年(一一三六)三月一日、足利尊氏によって「赤馬地頭方」の寄進がなされたことである<sup>(43)</sup>。この寄進状は少弐頼尚の施行状とともに「赤馬莊文書」として「惣目録」に項目立てられて収録されている。それとは別に「赤馬領家方文書」の項目もあり、どの段階かで地頭職が設置され、下地中分が行われたようである<sup>(44)</sup>。ともあれ、尊氏の寄進によって赤馬莊地頭方が大宮司家の進止として確立したとみて大過ないだろう。その後、赤馬莊地頭職は、貞和四年(一一四八)六月九日に氏範から氏正へ(No. 26)、正平十年(一一五五)十一月十四日に氏正から氏俊へ(No. 30)、応安四年七月二十六日に氏俊から氏頼へ(No. 42)譲与されている。

**c. 肥前国神崎五町分 (No. 27)**

**d. 肥前国神崎莊河野対馬入道(通有)跡地頭職 (No. 43)**

神崎莊五町分は、正應二年(一一八九)三月十二日に大宮司長氏が弘安四年(一一八二)の蒙古合戦の勲功地として与えられた所領で<sup>(45)</sup>、建武元年(一一三三)三月二十日には雜訴決斷所牒で安堵されている<sup>(46)</sup>。

しかし、不思議なことに、弘安勲功地という優れた由緒をもつにもかかわらず、「惣目録」において文和四年三月五日の氏正から氏俊への譲与(No. 27)以降、神崎五町分の動向は全く分からなくなるのである。

ここで興味をひくのは、文和元年十一月二十二日、後に述べる山口・朝

町・稻本須恵・土穴地頭職とともに肥前国尾崎保小地頭職が軍功賞として氏正に宛て行われていることである<sup>(45)</sup>。この尾崎保は宗像郡ではなく肥前国神崎荘内にあつたが<sup>(46)</sup>、同時に宛て行われたためか、「惣目録」の項目では<sup>(5)</sup>「山口・朝町・稻本・須恵・土穴・平等寺・肥前尾崎保文書」として、宗像郡の山口以下の村々と括されて立項されている。ところが、貞治二年（三三六三）正月十一日に氏正から氏俊に譲与されるにあたっては、「山口上下・朝町・稻本・須恵・土穴地頭職・肥前国晴気保小地頭職」とあり、山口以下の村は晴気保小地頭職と括されているのである（No.32）。晴気保小地頭職は、先述したように、觀応元年に「色道猷から氏正に対し勲功賞として宛て行われた所領である。その一方で、尾崎保については、氏正から氏俊への譲与は「惣目録」でみえず、氏俊から氏頼への譲与のみが掲載されているのである（No.45）。

以上の「惣目録」の表記及び尾崎保が神崎荘内にあつたことを考慮すると、尾崎保小地頭職とは神崎五町分の代替地ではないかと推測できる。より想像をたくましくすれば、五町分は尾崎保内に含まれる、あるいは同じ範囲を指している可能性もある。つまり、「惣目録」の上では、氏正が文和元年に獲得した尾崎保小地頭職は文和四年に「神崎五町分」として氏俊に譲与され（No.27）、觀応元年に獲得した晴気保小地頭職は山口村以下の地頭職とともに貞治二年譲与された（No.32）。そして、氏俊から氏頼の譲与にあたっては、晴気保小地頭職は晴気地頭職と一緒に譲与されたため（No.41）<sup>(47)</sup>、尾崎保地頭職は元の通り山口村以下の地

頭職と括されて譲与された（No.45）と考えられるのである。

「惣目録」がかかる煩雑な記載をしたのは、栄光ある弘安勲功賞としての「神崎五町分」を相伝しているという「事実」を示したかったからであろう。建武元年、五町分は雜訴決断所牒で安堵されてはいるが、実際は大宮司家の支配は及び難かつたものと思われる。そのため、新たに手に入れた尾崎保小地頭職の譲与を以て「弘安勲功賞五町分」の譲与とみなしたのではなかろうか。これがNo.27の「神崎五町分」の譲与に相当する。ところが、尾崎保小地頭職を先に譲与してしまったことにより、括して宛て行われたはずである「山口・朝町・稻本・須恵・土穴・肥前国尾崎保小地頭職」を譲与する際に矛盾が生じることとなつた。これに便をなしたのが、同じ肥前国の晴気保小地頭職であつた。晴気保小地頭職を尾崎保小地頭職とすり替えて、山口村以下と一緒に譲与することで、一見矛盾のない譲与が行われたかのようにみせかけたのである。これがNo.32の譲与に当たる。aで述べたように、晴気保小地頭職の宛行状が「惣目録」に収録されなかつたのは、かかるすり替えが目立たぬようにするためだろう。右の理解を裏付けるように、永和二年（三三七六）五月十八日、今川了俊が氏俊に打ち渡したのは「肥前国晴気郷同國神崎荘内尾崎村等地頭職」であり<sup>(48)</sup>、神崎荘内にあるはずの「五町分」の打ち渡しははなかつたのである。

なお、氏俊は貞治四年（三三六五）十月九日軍功賞の楠橋莊の替地として肥前国神崎荘河野対馬<sup>(通有)</sup>入道跡地頭職を賜わり<sup>(49)</sup>、應安四年七月二十六日氏頼に譲与している（No.43）<sup>(50)</sup>

e. 壱岐島薬師丸地頭職（No. 28、48）

f. 壱岐島守護職（No. 46）

薬師丸地頭職は、建治二年の尼妙阿弥陀仏から草野後家に対する譲状が存在するが<sup>(51)</sup>、宗像社との関係はもつと遅く、康永三年（三三四四）二月三日に藤原氏女なる人物より氏正に譲与されたことに始まるようである<sup>(52)</sup>。

氏正は文和四年に氏俊に譲り（No. 28）、永徳元年（三三八二）に氏俊から氏頼に譲与される（No. 48）。氏俊から氏頼への譲与が他の所領よりも遅れるのは、志佐濱田修理亮入道の違乱のため、今川了俊によって氏俊に下地の沙汰付が行われたのが永和四年（三七八）であった<sup>(53)</sup>ためであろう。

なお、貞治四年十月九日には、氏俊は足利義詮から壹岐島守護職に補任され<sup>(54)</sup>、応安四年氏頼に譲与している（No. 46）。

g. 曲・赤馬田久村地頭職（No. 31、38）

注目すべきは、文和元年十一月二十二日に足利義詮によって曲村地頭職とともに赤馬庄内田久村地頭職が寄進されたことである<sup>(55)</sup>。この寄進により、田久村は赤馬莊地頭職とは別に曲村と一組で位置づけられたのではなかろうか。そのため、「惣目録」では「曲・赤馬田久村地頭職」として表わされ、貞治二年正月十一日氏正から氏俊に譲与（No. 31）、応安四年に氏俊から氏頼に譲与される（No. 38）。

h. 山口上下・朝町・稻本須恵・土穴・肥前尾崎保地頭職（No. 32、45）

宗像社は往古より数百年の間、芦屋津から新宮浜に至るまでの数十kmに渡る海岸に寄せられた漂着物をもつて大小七十余の末社の修理用途に充てていたが、往阿弥陀仏が船の遭難を憐れみ、小島を築いて往来する船の助けとしたため、漂着物が乏しくなった。そこで、寛喜三年（三三三）、修理用途に充てるため曲村四十町が官宣旨によつて寄進された<sup>(56)</sup>。貞永元年（三三三）、同村をめぐる社家と地頭との相論では、結局社家の主張が認められて本所の進止となり、建武元年に雜訴決断所牒によつて末社七十五社修理料所として

悪党人等の濫妨狼藉が停止させられている<sup>(57)</sup>。

一方、赤馬莊は、鎌倉期を通して大宮司家の進止であつたが、特に赤馬莊内の田久村は、「惣目録」において「本印以下所職所領」と表現され、重要な位置付けにあつたことは先述の通りである。また、「惣目録」⑦「赤馬莊久吉・刀櫛丸文書」の中には氏業・長氏・氏盛・氏範に田久村が安堵された文書が載せられているため<sup>(58)</sup>、氏範まで大宮司の私領として相伝されてきたとみてよいだろう。なお、「田久補任元弘三年八月日公文職文言有之」<sup>(59)</sup>とあり、大宮司が田久村に有していたのは公文職であつたようである。

文永五年（三六八）七月六日、開発領主の子孫である大中臣経実が末代子々孫々まで牢籠がないように山口郷地頭職并地下沙汰人職を大宮司に寄進した<sup>(60)</sup>。ただし、「地頭并地下代官職」は経実の子孫が末代まで相違なく扶持するものとされた。建武元年十二月二十七日には山口村の濫妨を停止し、所務を全うするよう大宮司氏範に雜訴決断所牒が出されている<sup>(61)</sup>。

朝町村は鎌倉期に辺津宮第二宮の長日御供所としてみえるが<sup>(62)</sup>、下地の進止権は地頭佐々目氏にあつた<sup>(63)</sup>。建武元年十月二十日には「嚴重御供燈油料所」として名主佐々目菊鶴丸に年貢の弁済が命じられている<sup>(64)</sup>。貞治二年三月二十三日になって、大宮司の烏帽子子である宇佐氏泰が氏俊に譲与した<sup>(65)</sup>。

土穴村・須恵村・稻本村は大宮司氏高・氏房が宗像社に寄進した「根本之神領」とされる<sup>(66)</sup>。その中でも須恵村は大治年中（一二六〇～一二三二）に氏房が辺津宮第三宮長日不斷香油料所として寄進したと伝えられている<sup>(67)</sup>。確実な伝来としては、この三箇村はもと大宮司氏重の母張氏が所帶していたもので、張氏は覚然（武藤木工助為頼）を養子として承久二年（一二一〇）に自筆の譲状を以て譲与した<sup>(68)</sup>。しかし、三箇村の代官職であった氏重が覚然に敵対したため、覚然は後嵯峨院に寄進し<sup>(69)</sup>、領家西園寺実氏より建長元年（一二四九）九月十七日に覚然が三箇村の名主職に補任された<sup>(70)</sup>。その後、三箇村名主職は覚然の子孫に相伝されていく<sup>(71)</sup>。

注目すべきは、觀応二年（一二五二）十一月五日、鎮西管領二色道猷によつて「山口・朝町・稻本・須恵・土穴」が軍功賞として充て行われ、さらに、翌文和元年十一月二十二日には足利義詮御教書によつて「山口・朝町・稻本・須恵・土穴肥前国尾崎保小地頭職」が軍功賞として宛て行われている<sup>(72)</sup>。延文五年（一二六〇）二月には山口上下村地頭職について下地が氏俊に打ち渡されているが<sup>(73)</sup>、これは文和元年の足利義詮御教書に基づいて行われている。ここにおいて、往古より神領であった「山口・朝町・稻本・須恵・土穴」は、その下

地を初めて大宮司が領掌することになった。

また、軍功賞として同時に肥前国尾崎保小地頭職が充て行われているが、同職についてはこの項目で述べた通りである。

#### 1. 別府五ヶ郷・肥前国杵嶋北郷須古莊（No.33、44）

「別府五ヶ郷」は所在を詳らかにしえないが、「長氏注進状」に「宗像社領分」として「別符方八十三町三段」がみえる。河窪奈津子氏は、大治五年（一二三〇）に寄進された本木・内殿両郷を含む一体が宗像別符莊として立てられ、改めて氏実の時に社領として宛て行われたとされ、「別符方八十三町三段」の大半がこの宗像別符莊であつたと推測されている<sup>(74)</sup>。觀応元年十一月二十五日、「色道猷が氏正に対し「別府五ヶ郷」を勲功賞として宛て行い<sup>(75)</sup>、同年十二月二十三日には、道猷が兵糧料所として「別府五ヶ郷」を預け置いている<sup>(76)</sup>。

一方、須古莊関係の文書は「惣目録」の中で②「別府文書」に載せられているため<sup>(77)</sup>、須古莊は別符であつたものと思われる。正平六年（一二五二）十二月三日の氏正宛て「足利義詮下文」に「肥前国杵嶋北郷須古莊地頭職」がみえ（②「別府文書」「ケ」）、「別府五ヶ郷」と二組で貞治二年氏正から氏俊へ（No.33）、応安四年氏俊から氏頼へと譲与されている（No.44）。

### j. 久原地頭職（No.36）

久原村地頭職は、大穂村・嘉摩郡河崎村地頭職とともに文和元年十一月二十二日軍功賞として下地が氏俊に沙汰付けられ<sup>(78)</sup>、応安四年、氏俊から氏頼に譲与された（No.36）。また、永和二年（三七六）十月五日には兵糧料所として今川了俊預状が発給されている<sup>(79)</sup>。

### k. 鞍手郡宮永・片隈（No.37）

宮永村・片隈村は、足利尊氏の袖判が押された觀応二年十一月二十九日一色道猷御教書により宗像弥九郎（氏家<sup>(80)</sup>）に与えられた。その後、貞治二年六月八日、足利義詮から弥九郎に対し安堵の下文が発給され、それが在地に施行されていく中で、同年十月二十五日氏家は両村を宗像社に寄進した<sup>(81)</sup>。応安四年、両村は氏俊から氏頼に譲与されている（No.37）。

それでは、氏盛以降の「惣目録」の記載にこのような変化が生じたのはなぜだろうか。右で列举した所領のうち山口村、土穴村、須恵村、稻本村、曲村は大宮司の一円支配が及ぶ「宮方」として分類されるものである<sup>(85)</sup>。前節において、「本印以下所職所領」は大宮司の私領赤馬莊田久村を指していると指摘した。文和元年の寄進を画期として、「社務職并別府・宮方検断公文職」に分類される曲村と「本印以下所職所領」に分類される田久村が一組となり、No.31-38の譲与として現れている。しかし、これとは別に「社務職并別府・宮方検断公文職」も譲与が行われている（No.29）。重要なのは、それまで異なる時期に譲与されてきた「社務職并別府・宮方検断公文職」及び個別

貞治四年十月五日、軍功賞として氏俊に足利義詮下文によって宛て行われ<sup>(84)</sup>、応安四年、氏俊から氏頼へと譲与された（No.40）。

### m. 豊前今任地頭職（No.40）

康安元年（三六二）八月五日、少弐冬資によつて豊前国中津郡大豆俵村が宗像社に寄進された<sup>(82)</sup>。さらに、貞治四年（三六五）九月二十二日、大豆俵村に肥前国多久・筑前国平等寺を加えて、足利義詮が寄進をしている<sup>(83)</sup>。応安四年、氏俊から氏頼へと譲与された（No.39）。

【表3】下地の進止権掌握時期

氏盛：大宮司在職 延慶2年（1309）2月6日～正和元年（1312）10月8日		
a. 晴氣保地頭職	建治3年（1277）6月15日	譲与
氏範：大宮司在職 正和元年（1312）10月8日～建武3年（1336）3月15日		
b. 赤馬莊地頭職	建武3年（1336）3月1日	寄進
氏正：大宮司在職 建武3年（1336）3月15日～正平10年（1355）11月5日		
e. 壱岐島薬師丸地頭職	康永3年（1344）2月3日	譲与
i. 別府五ヶ郷	観応元年（1350）11月25日	宛行
i. 肥前国杵嶋北郷須古莊	正平6年（1351）12月3日	宛行
g. 曲・赤馬田久村地頭職	文和元年（1352）11月22日	寄進
c. 神崎五町分（肥前国尾崎保地頭職）	文和元年（1352）11月22日	宛行
h. 山口上下・朝町・稻本・須恵・土穴・肥前尾崎保地頭職	文和元年（1352）11月22日	宛行
氏俊：大宮司在職 正平10年（1355）11月5日～応安4年（1371）7月26日		
j. 久原地頭職※	文和元年（1352）11月22日	宛行
k. 鞍手郡宮永・片隈	貞治2年（1363）10月25日	寄進
l. 肥前国多久莊・豊前大豆俵・筑前平等寺	貞治4年（1365）9月21日	寄進
m. 豊前今任地頭職	貞治4年（1365）10月5日	宛行
d. 肥前国神崎莊河野対馬入道（通有）跡地頭職	貞治4年（1365）10月9日	宛行
f. 壱岐島守護職	貞治4年（1365）10月9日	宛行

※註<sup>85</sup>参照

の所領が、応安四年七月二十六日付で、壹岐島薬師丸地頭職を除き全て氏俊から氏頼へと譲与されたことである。<sup>87</sup>「代々社務譲状次第」において、大宮司職の譲与とともに個別の所領の譲与が列挙されているのは、下地進止権を獲得した所領が、氏盛—氏範—氏正—氏俊と相伝され、最終的に氏頼に集約されていく過程を強調するためであつたといえよう。氏頼に集約された大宮司職と所領は、次に掲げる今川了俊の挙状によつて安堵が吹捧されることになる。

氏頼に集約された大宮司職と所領は、次に掲げる今川了俊の挙状によつて安堵が吹捧されることになる。

## 史料六（No.49）<sup>88</sup>

宗像大宮司氏俊子息氏頼申一跡相続安堵事、可レ有申御沙汰候。恐惶謹言。

八月七日

（斯波義将）  
進上 左衛門佐殿

沙弥了俊（花押）

氏盛以来、先代大宮司の譲与によつて正当性が保たれてきた大宮司職は、氏頼の代において上部権力による「一跡相続安堵」が求められることになった<sup>87</sup>。その結果、明徳二年（一二九二）四月二十三日、氏頼から氏重へ「社務職并神領本領当知行分」の譲与がなされる（No.50）。このことは、氏頼に集約された所職所領が、「宮方+別符方」と「大宮司私領」という区分が解消され、大宮司が下地進止権を掌握する所領＝「神領本領當知行分」として一括譲与されたことを示しているといえよう。「惣目録」編纂の目的の二つは、大宮司職と「神領本領當知行分」の正当性を主張することにあつたのである。

#### 四 氏頼から氏経までの大宮司相伝

氏経に敵対したようで、氏経は中国の大内盛見のもとへのがれることになる（以上、【表2】参照）。そして、応永十一年になって、氏経は再び大宮司として安堵される。

明徳二年氏頼から氏重への譲与（No.50）に任せて、同年十一月八日、了俊の子貞臣から安堵がなされた（No.51）<sup>(88)</sup>。しかし、室町幕府将軍からの安堵は実現しないまま、翌年十一月一日に氏経へ譲与される（No.52）<sup>(89)</sup>。「代々社務譲状次第」はこの氏経への譲与をもつて完結している。

しかし、現実には大宮司職をめぐって大宮司家内部において軋轢が生じていた。既往の研究でも指摘されている氏経と叔父氏忠（仁海）との対立である<sup>(89)</sup>。氏経が大宮司職を譲与された直後は父氏重が後見をし、氏重の死後は叔父氏忠が後見をしたようである<sup>(90)</sup>。その氏忠が氏経に対し「不忠」があつたことを示す史料が「惣目録」に載せられている。

#### 【史料七】「惣目録」<sup>(58)</sup>「宗像三郎氏忠書状」

（ア）一通 対「社務氏経不可有」不忠之由、氏忠誓文状 応永七年十二月一日、但仁海也。

（イ）一通 氏忠書状 応永六年六月八日子細同前

以上一卷二通

永久新右衛門尉在京而申沙汰之、  
公方へ者三宝院有申御沙汰者也。

#### 【史料九】<sup>(91)</sup>

筑前国宗像社太宮司職事、早任<sup>(大)</sup>去月廿九日安堵、可レ被レ沙汰付氏

経之由所レ被仰下也。仍執達如レ件。

（四〇四）  
（畠山徳元  
基因）  
応永十一年八月十一日 沙弥（花押）

（渋川満穎）  
右兵衛佐殿

氏忠は応永六年（三九九）と同七年に氏経に対し「不可有」不忠旨の誓文を提出している。そのためか氏経と氏忠の対立は一旦落着き、応永十一年には氏経は氏忠へ大宮司を譲っている。ところが、氏忠はわずか半年ほどで子息長松丸（氏勝）に大宮司を譲ることとなつた。この間、氏忠はまたもや

【史料九】は、応永十一年七月二十九日付の氏経に対する大宮司職安堵（傍線部「去月廿九日安堵」= No.53）を施行したものである。【史料八】（ア）文書「義滿將軍御教書」は、応永十年と記されているが、これを「応永十

年」の誤記とみなせば<sup>(22)</sup>、この「義満將軍御教書」こそ【史料九】傍線部「去月廿九日安堵」に該当し、これを施行した【史料八】(イ)文書「管領畠山徳元同施行」が【史料九】に該当する。

ところが、【表2】では六〇代氏経の還補が応永十二年とされている。この点について、桑田和明氏は、氏経は応永十一年に還補されたものの、幕府・九州探題・大内氏の援助によって実際に宗像社に入社したのは応永十二年になってからであったと指摘されている<sup>(23)</sup>。還補の時期よりも遅れて実際の入社が行われたとみる見解は従うべきであろう。ただし、「惣目録」<sup>(64)</sup>京都三宝院御書」応永十三年二月十一日付「氏経帰社之時御状」は、氏経の実際の帰社が応永十三年であったことを示唆する。また、「惣目録」<sup>(56)</sup>就仁海事探題御書」応永十三年三月十四日付「渋河探題満頼御状」には「仁海没落之時」との付記がされており、氏忠(仁海)の没落と氏経の帰社は軌を一にしていることが窺われる。

氏経がしばらくの間中國に逃れ、大内氏の庇護下にあつたことも鑑みれば、還補されてから入社までの時間差があるのは、氏忠を中心とする敵対勢力が氏経よりも強大であつたためであろう。それを示すかのように、還補後の氏経は、大内氏に付いて豊前国猪嶽で戦功を挙げて以降<sup>(24)</sup>、糟屋郡の米多比茂時・薦野貞家・薬王寺資時<sup>(25)</sup>、宗像郡南部の大穂利種・同子息忠種<sup>(26)</sup>・鞍手郡若宮莊の江原経種・同伯父入道聖種<sup>(27)</sup>といった宗像郡周辺の勢力を誓文によつて味方に付けている。さらに、赤馬莊沙汰人の石松源松・同入道良石・紙屋入道祥三から<sup>(はじかみ)</sup>村について誓文及び「地頭領家田數目録」を提出させ<sup>(28)</sup>、九州探題渋川満頼による宗像郡内の社領(須恵・稻本・別府五ヶ郷・曲・久原・

大穂・右田・土穴・宮永・山口・朝町・赤馬地頭方内薦)の違乱に対し、氏経の当知行と「理運」が相違ない旨の証文を満頼の甥満直に発給させている<sup>(29)</sup>。

これらの動向からは、氏経が自らの権力基盤の確保、勢力拡大に苦心していたことがみてとれよう。義満から大宮司職安堵の御教書が発給されたとはいえ、実態は社領や一族に対する支配権がかなり不安定な状態であつたのである。そこで、応永十八年になつて再び、先の安堵に任せて氏経の大宮司領掌が施行されることになる。

## 【史料十】<sup>(100)</sup>

筑前國宗像大宮司職事、任<sub>二</sub>安堵<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>全<sub>二</sub>氏經領掌<sub>一</sub>之由、所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>

仰下<sub>二</sub>也。仍執達如<sub>一</sub>件。

応永十八年十一月十九日 沙弥<sup>(島山道端、満頼)</sup>

右兵衛佐入道殿

【史料十】の「安堵」は【史料八】(ア)文書「義満將軍御教書」を指すものと思われるが、【史料九】による施行後、七年も経つて再び安堵が施行されていることは、その間の氏経の不安定な支配権を物語つていよう。

ところで、【表2】甲本には、応永十七年に氏経の弟氏顕の大宮司就任がみえることは【史料十】の内容と矛盾する。川添氏は、氏顕への譲与後、大宮司としての実質的権限は氏経にあつたが、名目的にせよ譲与というかたちをとらねばならなかつた何らかの理由があつたとされている<sup>(101)</sup>。氏顕への譲与を正式な譲与とみるかどうかで議論が分かれるところであるが、

この時点では氏経の実子氏俊は生まれておらず<sup>(102)</sup>、名目的ではあれ弟氏顕に譲与することで、自らの後継者として氏顕を位置づけ、敵対勢力による大宮司奪取を回避しようとしたのではなかろうか。このこともまた、裏を返せば大宮司としての氏経の不安定性を示すものであり、【史料十】による再度の安堵が必要不可欠であったことの徵証である。そして、【史料十】の発給の実現によつて、ようやく氏経の大宮司としての支配は確立したと考えられる。

「惣目録」は、【史料九】と【史料十】との間、応永十六年に作成されている。氏忠との対立を経て、氏経の権力基盤が未だ不安定な時期に相当する。かかる状況下において、氏経は、祖氏実から相伝されてきた大宮司職と下地進止権を保有する所職所領との正当性とを主張し、大宮司としての権力を確立する必要があつた。ここに、氏経が「惣目録」を作成した理由があつたのである。そして、「惣目録」は、室町幕府に對して再度、安堵の施行を求める強力な根拠資料にもなつた。「惣目録」の編纂によつて、【史料十】の発給が実現し、大宮司氏経の権力が確立したのである。

## むすびにかえて

応永十八年に大宮司としての権力を確立した氏経は、翌年朝鮮に初めての遣使を行ふ<sup>(103)</sup>。これは、以後九十二年間で少なくとも四十六回行われた遣使<sup>(104)</sup>の最初のものとして注目すべきものである。大宮司として確固たる地位を築いた氏経であつたが、応永二十一年に三宝院満済と対面した際には「宗像前大宮司氏経」<sup>(105)</sup>とみえ、これ以前に大宮司を辞し、弟氏顕に譲与

したものと思われる。さらに、応永二十八年に氏顕は氏俊に譲与するが、氏経は応永三十一年にも幼少の氏俊に代わり朝鮮へ遣使を行つており<sup>(106)</sup>、大宮司は退いたものの実質的権限は氏経が掌握していたようである。その後は、再び氏顕（改名して氏信）、氏繼（氏忠子息）、再び氏俊、氏弘、氏正、氏郷と大宮司職は受け継がれてゆく（表2）。

享徳三年（一四五四）、氏正が朝鮮国王端宗に送った書中に「小邑伯父宗像朝臣氏経、連年音書奉<sub>レ</sub>呈<sub>レ</sub>上陛下而蒙<sub>レ</sub>皇恩之潤色者久矣」<sup>(107)</sup>と氏経の名が記され、かつ朝鮮国側の史料にも「孟卿曰、宗像社務氏経、往年通信、今宗像朝臣氏正遣使來、此其子孫乎。仇郎曰、宗像殿、但<sub>レ</sub>異臣氏、正統之孫也」<sup>(108)</sup>とみえていることは興味深い。朝鮮側は、氏正に対して、遣使を開始した氏経の子孫であるとの認識をもつてゐるのである。さらには、「訂正宗像大宮司系譜」氏顕の項には「舍兄氏経無<sub>レ</sub>実子、以前為<sub>レ</sub>養子<sub>（マメ）</sub>續<sub>レ</sub>本家」とあり、さらに、同氏俊の項に「氏経実子也。叔父氏顕之為<sub>レ</sub>猶子<sub>（マメ）</sub>、相<sub>レ</sub>續本家<sub>（マメ）</sub>也」、同氏郷の項に「舍弟氏弘氏正早世、氏俊無<sub>レ</sub>嗣子<sub>（マメ）</sub>、氏郷依<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>嫡流、氏俊為<sub>レ</sub>養子<sub>（マメ）</sub>、相<sub>レ</sub>續本家<sub>（マメ）</sub>」とある。すなわち、養子関係によつて「氏経—氏顕—氏俊—氏郷」を「本家」とする意識があつたことが窺われる。氏経以後の大宮司たちは、自らを氏経の子孫に位置づけ、嫡流としての「氏経流」という認識を共有していたのである。

氏経は、大宮司としての不安定な状況を打開するため、氏実以来の大宮司相伝の正当性を創り出し、そこに自らを位置づけた。かかる氏経の企図を実現させたことに「惣目録」の歴史的意義があつたと結論付けることができよう。

(1) 天元二年(九七九)一月十四日太政官符(「類聚符宣抄」第)。史料上の初代大宮司

は氏能である。

(2) 亀井輝一郎「古代の宗像氏と宗像信仰」(「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告)I、(一〇二年)。

(3) 宗像大社所蔵の中世文書の概要是、河窪奈津子「宗像大社所蔵文書と宗像大社中近世史」(「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告)I、(一〇二年)を参照。

(4) 川添昭二「宗像社家文書惣目録」について(同『中世九州地域史料の研究』(法政大学出版局、一九九六年)、初出一九八九年)。

(5) 「宗像大社文書」第二卷三五二頁の註(1)。なお、以下、「宗像大社文書」は『宗』と略す。

(6) 承久三年(一一三)七月十八日「宗像氏国譲状案」(『宗』第二卷所収「宗像大宮司長氏証文注進状案」二八号)。

(7) 「宗像神社史」下巻(宗像神社復興期成会編、一九六六年)四八〇四九頁によれば、

「宗像宮社務次第」甲本は、「宗像社務系図」甲本に続けて記されているもので、系図と同筆の初代から五〇代氏範までは南北朝かそれ以前に遡る筆であり、同乙本は、六三代氏顯までが応永三四四年(一四二七)までに書写され、その後書き足されたものとされる。

(14) 『宗』第一卷二〇頁。

(15) 貞応二年(一一三)九月十三日「関東下知状案」(『宗』第二卷所収「宗像淨恵証文注進状案」二号)、嘉祐二年(一一三六)四月三日「関東御教書案」(同三号)に「兵衛尉氏経」とあり、次史料からも氏経が「兵衛尉」の通称を持っていたことが分かる。

(16) 建長三年(一一五二)二月十四日「宗像氏業所職譲状案」(『宗』第二卷所収「宗像大宮司長氏証文注進状案」三〇号)。

(8) 「宗像市史」史料編第一巻 古代・中世 I(宗像市史編纂委員会編、一九九五年)においても、[史料]に「幕府、宗像氏国を宗像大宮司職に還補し、帰國させる」との綱文を付している。「宗像神社史」下巻(四五八頁)も同様の解釈をとる。

(9) 貞応元年(一一三)七月廿七日「関東下知状」(『宗』第一巻所収「出光佐三氏奉納文書」二号)。

(10) この原文書は、建保五年(一一七)七月廿四日「関東御教書」(『宗』第一巻三九・四〇

号)である。

(11) 寛喜三年(一一三三)四月十一日「宗像氏国書状案」(『宗』第一巻所収「宗像大宮司長氏証文注進状案」二九号)。

(12) 金沢正大「筑前國宗像神社大宮司職補任と莊園領主をめぐる諸問題——社家と本所、とりわけ三浦氏との関連に於て——(上)(下)」(『政治經濟史学』四〇・四一号、一九七八年)。なお、「宗」第二巻における注釈(二〇頁)も金沢論文の比定を採用している。

(13) 金沢正大「筑前國宗像神社大宮司職補任と莊園領主をめぐる諸問題」(前掲註(12))は、預所三浦氏が在地の支配を強化したと主張するが、中村翼「鎌倉中期における筑前國宗像社の再編と宗像氏業」(『九州史学』二六五、一〇三年)によれば、氏国一氏業が三浦氏に期待を寄せたにせよ、大宮司職の相伝をめぐつて三浦氏が氏業に積極的に肩入れした徴証はないとする。

中村翼「鎌倉中期における筑前国宗像社の再編と宗像氏業」（前掲註<sup>(13)</sup>）によれば、

氏証文注進状案二三二号）。

宝治合戦の直前頃、大宮司を相伝する正統性において氏業と氏昌とは対等ないし氏昌に分があつたとする。そのため、宝治合戦で北条時頼に味方した氏業はすぐに大宮司に就けず、氏昌の弟氏澄の就任を防ぎえなかつた。だからこそ、氏澄の後に実父である氏経を挟むことで、「氏経—氏業—長氏」という二代相伝の実績をつくる必要があつたと説く。実態としては中村氏の指摘通りであろう。そこで、長氏は、「長氏注進状」に「氏実譲状」、「氏國譲状」、「同譲状」（史料二）を並べ、【史料一】には「氏昌非器不孝之間、以『三浦駿河前司』為『証人』、本印以下所レ令レ讓『与氏業也』」と付記して、続けて【史料三】を載せる）ことによって、氏昌の正統性を否定し、「氏実—氏國—氏業—長氏」という相伝の正当性を主張したと考えられる。

〔18〕『宗像神社史』下巻四五八～四五九頁。  
〔19〕『宗像神社史』下巻四五九～四六〇頁。  
〔20〕石井進「四世紀初頭における在地領主法の形態—『正和二年宗像社事書条々』おぼえがき—」（『石井進著作集』第六巻、岩波書店、二〇〇五年、初出は一九五九年）。

〔21〕長氏が一度大宮司職を離れた可能性を示す傍証として、弘安二年（一二七九）十二月二日「六波羅施行状」（『宗』第一巻四七号）に「權大宮司長氏」がみえる。弘安一年における大宮司は長氏であるため、『宗像神社史』上巻（宗像神社復興期成会編、一九六一年）四六〇頁では「權」を衍とすべきかどうか判断を保留している。大宮司在職期間中に長氏が「權大宮司」となったことが事実とすれば、少なくとも二同行われた「還補」との整合性が生じてこよう。

〔22〕正安三年（一二三〇）十一月十六日「関東御教書」（『宗』第二巻所収「出光佐三氏奉納文書」八号）。

〔23〕正嘉元年（一二五七）閏三月二十日「関東御教書案」（『宗』第二巻所収「宗像大宮司長

〔24〕中村翼「鎌倉中期における筑前国宗像社の再編と宗像氏業」（前掲註<sup>(13)</sup>）。

〔25〕従来、「宗像氏盛事書案」は、これを正文とする前提で論じられてきたが、『宗』第二巻四二五頁では、誤字脱字が多いことや「正和二年癸丑ヨリ享徳三年甲戌ニ至ルマデ」百四十二年也」の押紙の存在から正文とはみなしえないと指摘がなされている。

〔26〕正和二年（一二三三）正月九日「宗像氏盛事書案」（『宗』第二巻所収「宗像家文書」二号）。

〔27〕石井進「四世紀初頭における在地領主法の形態」（前掲註<sup>(20)</sup>）では、建治三年（一二七七）三月八日「宗像三所大菩薩御座次第」に「右、注進如件、依社家半定」とみえることから、「内談」の会議が「評定」と呼ばれていたことを推測しているが、詳細は不明である。また、弘安六年（一二八三）「宇都宮家弘安式条」や延元三年（一二三八）七月十五日「菊池武重家憲」の「内談」の事例から、当時の在地領主間に「のような合議体制が滲透していた」とされる。しかし、「菊池武重家憲」では、「天下の御大事」については「内談」の規定があつたとしても武重の決定が優先され、当主の権限が大きく認められている。一方で、「宗像氏盛事書案」は、氏範が幼少であることもあり、「内談」が大宮司とほぼ同様の権限を保持しており、「合議体制」ということで同一視はできない。宗像氏の場合は、大宮司の権限を代替する制度としての「内談」に大宮司の権限の弱さを読み取れる。

〔28〕石井進「四世紀初頭における在地領主法の形態」（前掲註<sup>(20)</sup>）、河窪奈津子「中世宗像社領に関する考察—別符方・宮方の相違を中心にして—」（川添昭二編『九州中世史研究』第三輯、文献出版、一九八一年）。なお、河窪氏は、「長氏注進状」に見える本木・内殿村が「別符方」に属すこと、また、「半不輸内当知行分三十町」について、朝町村がこの半不輸の地であったことを指摘している。

〔29〕安達直哉「中世前期の神官領主の存在形態—筑前国宗像氏の在地支配を中心につい

—(『西南地域史研究』第2輯、一九七八年)。

だし、原文書は残っていない。

(30) (元暦二年(二八五))八月五日「源頼朝書状」(『宗』第一巻所収「長沼正光氏奉納文書」)。

(31) 建治三年(三七七)六月十五日「藤原氏女譲状」(『宗』第二巻六七号)。

(32) 嘉元二年(三〇四)六月十九日「鎮西御教書」(『宗』第一巻四九号)。

(33) 氏盛が地頭得分の抑留について提訴したことが分かる史料として、嘉元二年(三〇四)六月十九日「鎮西御教書」(『宗』第一巻四九号)。

(34) 六月十九日「鎮西御教書」(『宗』第一巻四九号)、延慶三年(三〇〇)十一月六日「鎮

西裁許状」(『宗』第一巻所収「出光佐三氏奉納文書」九号)、同年十二月十六日「鎮西

裁許状」(『宗』第一巻五〇号)、同年十一月六日「鎮西裁許状写」(『宗』第二巻所収「近

藤清石写本宗像文書」二〇号)がある。また、氏範の弟氏勝も氏盛から晴氣保内の名の

一部を譲与されていたと思われ、乙久安名・彌久安に關して年貢済物の抑留を訴えてい

る(元徳三年(三三三)七月二十五日「鎮西裁許状」(『宗』第一巻八八号)、同年七月二十

五日「鎮西裁許状」(『宗』第一巻所収「出光佐三氏奉納文書」十二号))。

(34) 貞和二年(三四六)三月三日「宗像大宮司氏範譲状」(『宗』第一巻二九号)。

(35) 文和四年(三五五)三月五日「宗像大宮司氏正譲状」(『宗』第一巻二〇号)。

(36) 応安四年(三七二)七月二十七日「宗像大宮司氏俊譲状」(『宗』第一巻三三号)。No.

41では七月二十六日とあるが、実際に現存する文書は七月二十七日付である。この日付の差異の理由は今のところ未詳である。

(37) 観応元年(三五〇)九月三日「色道猷充行状」(『宗像市史』史料編第一巻三六二号)。

(38) 正嘉元年(三五七)閏三月二十日「関東御教書案」(『宗』第一巻所収「宗像大宮司

長氏証文注進状案」二五号)。

(39) 弘安十年(三八七)二月日「筑前国司序宣」(『宗』第一巻二号)。

(40) 元徳二年(三三〇)一月六日「左衛門尉祐光奉書」(『宗』第一巻八六号)。

(41) 「惣目録」⑧「赤馬莊文書」(ア)建武三年三月日「赤馬地頭方尊氏御寄進状」。た

(42) 河窪奈津子「中世宗像社領に関する考察」(前掲註<sup>(28)</sup>)では、「惣目録」⑦「赤馬

莊久吉刀禰丸文書」の項で、「田久村安堵状」が氏業から氏長の代の間に下され  
ていて、元弘三年(三三三)八月に「田久補任」という文書が一通だけあることか  
ら、「田久補任」とは、下地中分後に当時の大宮司氏長の田久村公文職領掌を確  
認するため領家が施した処置であったと指摘されている。

(43) 「惣目録」⑨「肥前国神崎莊五町分文書」(ア)正應二年(二八九)三月十二日「田地

注文并坪付」。

(44) 建武元年(三三四)三月二十日「雜訴決断所牒」(『宗』第一巻二二号)。

(45) 「惣目録」⑤「山口朝町・稻本須恵・土穴・平等寺・肥前尾崎保文書」(オ)文和元年(三三

五二)十一月十二日「義詮御下文」。「惣目録」では「下文」とあるが、延文五年(三三六

〇)二月十一日「少式頼尚施行状」(『宗』第一巻九三号)より実際の文書様式は御教書で

あつたと思われる。

(46) 今川了俊が尾崎保を氏俊に付した永和二年(三七六)五月十八日「今川了俊書

下」(『宗』第一巻九七号)の中に「神崎庄内尾崎村等地頭職」とみえる。

(47) 実在する譲状は翌日付であるが、「肥前国晴氣保地頭職并小地頭職」として譲与が行わ  
れている(応安四年(三七二)七月二十七日「宗像大宮司氏俊譲状」(『宗』第一巻三三号))。

(48) 永和二年(三七六)五月十八日「今川了俊書下」(『宗』第一巻九七号)。なお、(年未

詳)八月二十二日「今川了俊書状」(『宗』第一巻二〇号)に、「宗像大宮司氏俊申肥前

国神崎庄弘安勲功地事、先日被仰候處、未道行候。何様候哉。如「御請文」者、  
異儀云々。是者就「文書」其沙汰候上者、無相違候者、可然候」とある。年不詳で  
あるが、「先日被」仰候處が、永和二年五月十八日「今川了俊書下」での「肥前国晴

氣鄉・同国神崎庄内尾崎村等地頭職」の打ち渡しを指すとすれば、この打ち渡しが

きちんと実行されていないため、相違なく打ち渡すよう再度命じたのが八月二十二日「今川了俊書状」となるう。されば、再度打ち渡しが命じられた「神崎庄弘安勲功地」とは實際は「神崎庄内尾崎保」のことであったと考えられる。

さらに、八月二十二日「今川了俊書状」は「神崎庄弘安勲功地」に関する文書であるにもかかわらず、「惣目録」において<sup>26</sup>「肥前国神崎莊五町分文書」の項目に掲載されていない。このこと、八月二十二日「今川了俊書状」のいう「神崎庄弘安勲功地」が、本来の勲功地である「五町分」を指すものではないことの傍証の一つにならう。八月二十二日「今川了俊書状」は<sup>27</sup>「肥前国神崎莊内河野対馬入道跡地頭職文書」の項目に掲げられているが、尾崎保に関する文書は、<sup>28</sup>「山口朝町稻本須恵土穴・平等寺・肥前尾崎保文書」の項で山口村以下と括して載せざるを得ないため、便宜上<sup>29</sup>「肥前国神崎莊内河野対馬入道跡地頭職文書」の項に掲げたのである。

(49)「惣目録」<sup>28</sup>「肥前国神崎莊内河野対馬入道跡地頭職文書」(ア)貞治四年(三三六年九月九日「義詮將軍御下文」。

(50)肥前国神崎莊河野対馬入道(通有)跡地頭職は、応安四年七月二十六日の翌日にも譲与が行われている(No.47)。『宗』第二卷所収「宗像社家文書惣目録」三九五頁では、No.43の重複だとみている。

(51)建治二年(三七六)正月十二日「尼妙阿弥陀仏譲状」(『宗』第一卷六六号)。

(52)「惣目録」<sup>29</sup>「壱岐國藥師丸文書」(ケ)康永三年(三四四)二月三日「白藤原氏女宗像社務氏正譲状」。

(53)永和四年(三七八)二月二十五日「今川了俊書下」(『宗』第一卷九九号)。

(54)「惣目録」<sup>30</sup>「壱岐嶋守護職文書」貞治四年(三六五)十月九日「義詮御下文」(実際の様式は將軍御判御教書)。史料編纂所影写本『賜蘆文庫文書』四に座摩宮文書としてみえる。現在原本は確認できない。

(55)寛喜三年(一一三三)四月五日「官宣旨」(『宗』第一卷九号)。

(56)建武元年(三三四)三月二十日「雜訴決斷所牒」(『宗』第一卷四号)。

(57)「惣目録」<sup>31</sup>「赤馬莊久吉・刀禰丸文書」(キ)文永一年(一六五)六月八日「田久村久吉・刀禰丸・久富今吉安堵状」、同(ク)弘安六年(一八三)二月三日「田久村安堵状」、(ヨ)嘉元元年(一〇三)九月日「田久村下知」、同(ツ)元弘三年(一三三三)八月日「田久補任」。

(58)「惣目録」<sup>32</sup>「赤馬莊久吉・刀禰丸文書」(ツ)元弘三年(一三三三)八月日「田久補任」。

(59)「惣目録」<sup>33</sup>「曲村文書」(エ)文和元年(三五〇)十一月二十二日「義詮將軍御寄進状」、同日「室町幕府引付頭人大高重成奉書写」(『宗』第二卷所収「近藤清石写本宗像文書」二号)。

(60)文永五年(一六八)七月六日「大中臣経寒寄進状」(『宗』第一卷六号)。

(61)建武元年(三三四)十二月二十七日「雜訴決斷所牒」(『宗』第一卷一七号)。

(62)正応六年(一九三)七月日「宗像社祠官等重申状」(『宗』第一卷八〇号)。

(63)建治三年(三七七)九月十一日「閔東裁許状」(『宗』第一卷所収「宗像家文書」九号)。

(64)建武元年(三三四)十月二十日「雜訴決斷所牒」(『宗』第一卷六号)。

(65)「惣目録」<sup>34</sup>「朝町本主文書」(タ)貞治二年(三五六)三月二十三日「宇佐氏泰宗像社務譲状」。「朝町村相伝系図」(『宗』第一卷所収「宗像家文書」二号)によれば、朝町村は「菊王丸—宇佐胤泰—宇佐氏泰」と相伝されており、胤泰を宇佐氏と解していふ。ともあれ、「朝町村相伝系図」の氏胤と「惣目録」の宇佐氏泰とは同一人物で、烏帽子子であつたため大富司家の通字である「氏」を賜わつたのである。

(66) 文永五年(三二六八)七月三日「沙弥淨惠請文案」(『宗』第二卷六〇号)。

(67) 文永九年(三二七二)九月三日「宗像大神宮神官・僧官・御燈衆等連署起請文」(『宗』第一卷所収「宗像家文書」一号)。

(68) 文永六年(三二六九)二月日「預所橘知嗣下文」(『宗』第一卷四三号)。

(69) 文永六年(三二六九)二月日「預所橘知嗣下文」(『宗』第一卷四三号)。

(70) 建長元年(三二四九)九月十七日「西園寺実氏政所下文」(『宗』第一卷一九号)。

(71) 「須恵村相伝系図」(『宗』第一卷所収「宗像家文書」三三号)。

(72) 「惣目録」⑤「山口・朝町・稻本・須恵・土穴・平等寺・肥前尾崎保文書」(エ)觀応二年(三五二)十一月五日「山口・朝町・稻本・須恵・土穴・一色道猷御教書」、同(オ)文和元年(三五二)十二月「義詮御下文」。『惣目録』では「下文」とあるが、延文五年(三六〇)二月十日「少式頼尚施行状」(『宗』第一卷九三号)より實際の文書様式は

御教書であったと思われる。

(73) 延文五年(三二六〇)二月十一日「少式頼尚施行状」(『宗』第一卷九三号)。

(74) 河窪奈津子「中世宗像社領に関する考察」(前掲註<sup>28)</sup>)。河窪氏は別符ではあるが、宗像社領別符方として未確認のものとして、田野別符・野坂莊を挙げている。

(75) 観応元年(三二五〇)十一月二十五日「色道猷充行状」(『宗』第一卷所収「出光佐三氏奉納文書」三九号)。

(76) 「惣目録」⑫「非當要文書」(ア)観応元年(三二五〇)十一月二十三日「別府五ヶ郷探題色道猷預状」。

(77) 「惣目録」②「別府文書」(ケ)正平六年(三二五二)十一月三日「義詮御下文」、同(サ)文和元年(三二五二)十一月十一日「義詮御下文」色宮内・少輔殿御教書」、同(シ)貞治二年(三二六三)五月一日「義詮御下文」。

(78) 「惣目録」⑥「久原・大穂・嘉摩郡河崎文書」(ア)文和元年(三二五二)十一月二十一日

「義詮御下文」。文和元年時の大宮司は氏正であるが、文和元年十一月二十二日「室

町幕府引付頭・人大高重成奉書」(『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」三三号)から、久原以下の所領は氏俊に沙汰付けられたことが分かる。

(79) 「惣目録」⑫「非當要文書」(ケ)永和二年(三二七六)十月五日「久原村今河了俊預状」。

(80) 「訂正宗像大宮司系譜」では、氏盛の子に氏家(弥九郎)がみえ、尊氏が九州に下向した時の軍功により宮永片隈両村の地頭職に補せられたとある。

(81) 「惣目録」⑩「宮永・片隈田地三町分文書」(ア)觀応一年(三二五)十一月十九日「色道猷宗像弥九郎賜御教書」、同(イ)貞治二年(三二六二)六月八日「義詮將軍御下文」、同(ウ)貞治二年(三二六三)十月三十日「修理大夫氏経御施行」、同(エ)同年十一月一日「同御内嶋田遠江守憲高渡状」、同(オ)貞治二年(三二六三)十月十五日「当社寄進状」。

(82) 康安元年(三二六八)八月五日「少式冬資寄進状」(『宗』第一卷所収「出光佐三氏奉納文書」六号)。

(83) 「惣目録」⑯「豊前大豆依文書」(イ)貞治四年(三二六五)九月三十日「肥前多久・豊前大豆依・筑前平等寺義詮御寄進状」。また、翌年にも義詮によつて同所が寄進されている。

(84) 「惣目録」⑯「豊前今任文書」(ア)貞治四年(三二六五)十月五日「義詮御下文」。

(85) 河窪奈津子「中世宗像社領に関する考察」(前掲註<sup>28)</sup>)。また、同論文では、その他の「宮方」として、在白・宮地・鞍手村、高向・室木・富田村、山田・蛭田(光岡)村、内浦村、村山田村が指摘されている。これらの関係文書は「惣目録」に立項されて収録されているが、掲げられている文書は十四世紀初めが下限であるため、その後の時期に大宮司の支配が及ばなくなっていたと思われる。

(86) (年未詳)八月七日「今川了俊挙状」(『宗』第一卷〇九号)。また、同じく氏頼を推挙した了俊の挙状として、(年未詳)八月七日「今川了俊挙状」(『宗』第一卷〇八号)、「惣目録」⑦「御感状」(ウ)「今河探題了俊(京都御吹挙状)」がある。後者は、「氏頼申所々知行地安堵事」について「於」鎮西致「忠節」した」とが了俊によつて述べられている。両者はいす

れも年未詳であるが、同日付であり、内容も類似したものであるから同時に発給されたとも考えられるが、かかる事例が他にあるか不明であるため結論を保留しておることにする。

(87) ただし、「惣目録」には【史料六】に対応する安堵状は載せられず、安堵状は発給されなかつた可能性もある。応安六年(三七三)十二月二十六日「今川了俊書下」(『宗』第一卷九五号)及びNo.48(「自氏俊権大宮司氏頼譲状」)にはいずれも「権大宮司氏頼」とあるが、至徳元年(三八四)六月八日「今川了俊書下」(『宗』第一卷一〇一号)において初めて「宗像大宮司氏頼」とみえる。「訂正宗像大宮司系譜」では「從親父氏俊、請社務職并社領武領等之譲、雖然氏頼未任社務職、為権大宮司、後円融院御守永徳元年辛酉年補任」とあることから、氏頼が幼少のため、譲与後も父氏俊が実質的な大宮司の権限を握つており、氏頼が大宮司と称されたのが至徳元年(三八四)になつてからだつたことが関係していると思われる。

(88) (年月日未詳)「今川了俊書状(後欠)」(『宗』第一卷一四文書)に「宗像大宮司事、無御等閑之由被申、悦入候。殊更了俊上洛間者、別而可有御扶持候」とある。この文書は後欠のため差出は不明であるが、添書に「但京都へ御上之時奥州(今川貞臣)へ当方可有御扶持之由文言有之」とある「惣目録」(7)「御感状」(エ)四月二十八日「今河探題御書」に相当するものであろう。「惣目録」の添書が記すように、当該文書が了俊から子息貞臣に対して発給されたとすれば、これに応じて貞臣が行つた安堵がNo.51ではなかろうか。当該文書は、川添昭二「今川了俊の発給文書」[『九州中世史研究』第三輯、文献出版、一九八一年]では至徳三年(三八六)頃に比定されているが、右の想定が許されるならば、明徳二年(三九二)であるといえよう。

(89) 「宗像神社史」下巻四七八~四七九頁、桑田和明「室町・戦国時代の宗像氏の動向と

大内氏」(同『中世筑前国宗像氏と宗像社』[岩田書院、二〇〇三年]、初出一九八九年)。

(90) 明徳四年(三九三)四月二十一日「今川貞臣書下」(『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」三三二号)に「宗像大宮司氏重」とみえ、大宮司職譲与後も氏重が大宮司を称していたことが分かる。また、「訂正宗像大宮司系譜」氏経の項に「氏経幼年之間、父氏重聽社務也」とある。なお、同系譜には「氏重卒去之時、以遺言、氏経幼少之間、氏忠為後見計事之処、氏忠對本家、有不忠之志。去ル応永六年卯年、宗像之家臣評義、既欲追討氏忠之処、以數通之誓紙陳謝。故氏経許容之、剩讓社務職。雖然氏忠無道依不正、氏経旨趣訴公方家。同七月廿九日蒙義満公之命、氏忠押籠、嫡男長松丸雖為幼年、氏経又讓社務職之処、氏忠還討氏経、為奪本家。氏経不敵対、一旦中国落行、在大内盛見許。再旨趣言上京都、于時宗像家臣悉慕來防州、隨氏経云々」とあり、氏忠が氏経に対し「不忠」をしていたことが記されている。

(91) 応永二年(四〇四)八月十一日「管領畠山徳元(基国)施行状」(『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」三四号)。

(92) (宗)第一卷四〇二頁註3でも(ア)文書を「応永十一年」の誤記とみなしている。

(エ)四月二十八日「今河探題御書」に相当するものであろう。「惣目録」の添書が

記すように、当該文書が了俊から子息貞臣に対して発給されたとすれば、これに応じて貞臣が行つた安堵がNo.51ではなかろうか。当該文書は、川添昭二「今川了俊の発給文書」[『九州中世史研究』第三輯、文献出版、一九八一年]では至徳三年(三八六)頃に比定されているが、右の想定が許されるならば、明徳二年(三九二)であるといえよう。

(93) 桑田和明「室町・戦国時代の宗像氏の動向と大内氏」(前掲註<sup>(89)</sup>)。

(94) 「惣目録」(66)「大内殿状」応永十三年(四〇六)正月二十六日「大内殿盛見状」には「豊前猪嶽合戦忠節之由京都へ注進之間、有御感之由状」と付記されている。

(95) 「惣目録」(55)「米多比薦野・薬王寺証状」応永十二年(四〇五)十二月八日「可属当方手之由三人連判」、(57)「筑前国米多比薦野・薬王寺山事契状」(ア)応永十三年(四〇六)八月十八日「米多比茂時・薦野貞家・薬王寺資時誓文状」。同(イ)応永十三年(四〇六)八月二十三日「自宗像契状案」には「氏経在判、誓文言在之」とある。

〔6〕「惣目録」<sup>59</sup>「大穂証状」(ア)応永十二年(一四〇五)十二月二十二日「大穂豊前利種・同子息又五郎忠種誓文状」に「但属当方手無二心可致忠節也」と付記

され、同(イ)応永十五年(一四〇八)八月一日「大穂豊前(利種)誓文状」には「但不

レ可レ有二野心事也」と付記される。

〔7〕「惣目録」<sup>60</sup>筑前国鞍手郡若宮荘江原請文」(ア)応永十三年(一四〇六)四月十日

「江原六郎太郎経種誓文状」には「属当方手可致忠節、不可着他手文言有之。但社務氏経給名字之上、内者契約之」と付記され、氏経が江原経種に名字を与えていることが分かる。同(イ)応永十三年(一四〇六)四月十日「同伯父江原又次郎入道聖種誓文状」。

〔8〕「惣目録」<sup>61</sup>「薑村文書」(ア)応永十五年(一四〇八)十月五日「赤馬沙汰人誓文」。

〔9〕「惣目録」<sup>62</sup>「御調殿証状」(ア)応永十五年(一四〇八)八月二十八日「社領渋河探

題満頼違乱之時同探題甥御調三郎満直証文」。

〔10〕応永十八年(一四二二)十一月十九日「管領畠山道端(満家)施行状」(『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」三五号)。

〔11〕川添昭二「宗像社家文書惣目録」について(前掲註<sup>(4)</sup>)。

〔12〕「宗像宮社務次第」乙本には、氏俊は応永二十八年(一四二二)年の大宮司就任時点で「生年六出仕也」とある。これを数え年とみると、氏俊が生まれたのは応永二十三年であろう。

〔13〕「太宗実録」壬辰太宗十二年四月壬午(応永十九年(一四二二)四月二十八日)条(宗像市史編纂委員会編『宗像市史』史料編第二卷中世II(一九九六年)六〇号)。

〔14〕桑田和明「宗像氏の朝鮮通交と称号」(『海路』創刊号、二〇〇四年)。

〔15〕「満濟准后日記」応永二十一年(一四二四)六月十八日条。

〔16〕「世宗実録」甲辰世宗六年十一月甲申(応永三十一年(一四二四)十一月十三日)条(前

掲『宗像市史』史料編第二卷中世II八三号)。

〔107〕享徳三年(一四五四)仲冬日「宗像大宮司氏正書案」(『宗』第二卷八八号)。

〔108〕「世祖実録」乙亥世宗元年秋七月甲戌朔(康正元年(一四五五)七月二十四日)条(前掲『宗像市史』史料編第二卷中世II七号)。

# 第18回イコモス総会における「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の事例報告

## 岡寺未幾・仲谷隆造

### 1. 経緯

平成26年11月9日から15日にかけてイタリア・フィレンツェで第18回イコモス総会が開催された。イコモス(国際記念物遺跡会議)は文化遺産の保護に関わるNGOであり、ユネスコの諮問機関として世界遺産登録の審査を担っている。総会は3年に1度開催され、世界中のイコモス会員が集う機会であり、今回は94ヶ国から1650名が参加した。

平成29年の世界遺産登録を目指す「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議は、この機会に情報収集し、今後の世界遺産登録に向けた対策を検討するため福岡県世界遺産登録推進室より3名(仲谷事務主査(前福岡県サンフランシスコ事務所長)・岡寺技術主査(考古学)・松本主任技師(建築史))が派遣された。

総会は、イコモスの活動方針、予算、会長・副会長・理事の選挙をはじめとする事務的な会議と合わせて学術シンポジウムが行なわれる。今回のシンポジウムのテーマは、「Heritage and Cultural Landscape as Human Values(人間の内面の価値としての遺産と文化的景観)」である。このテーマの下に、更に5つのテーマが設定された。「テーマ1: Sharing and experiencing the identity of communities through tourism and interpretation(観光とインターーションを通じた地域社会のアイデンティティの共有と経験)」「テーマ2: Landscape as cultural habitat(文化的ハビタットとしての景観)」「テーマ3: Sustainability through traditional knowledge(伝統的知識を通じた持続可能性)」「テーマ4: Community-driven conservation and local empowerment(コミュニティ主体の保存と地域力の向上)」「テーマ5: Emerging tools for conservation practice(保全を実践するための緊急ツール)」

この学術シンポジウムのテーマは総会の約1年前に公表され、イコモスは応募した提案を審査する。「①Very Pertinent(412)」「②Pertinent(658)」「③General Interest(203)」「④Deleted/Rejected(26)」の4段階で評価し、このうち①・②は「Total Admitted(1070)」として受理される、③・④は「Total Rejected(229)」として不受理となる。

提案が受理された者は、次に論文を提出する。論文は再度、以下の5段階に評価される。「①Excellent」「②Very Good」「③Good」「④Fair」「⑤Rejected」このうち、①・②はプレゼンテーション(口頭発表)、③・④はポスターセッション(パネル掲示)を行なうことができ、⑤は不受理である。このような手続きを経てシンポジウムでのプレゼンテーションが決定する。

シンポジウムは総会に出席するイコモス関係者に直接資産の説明ができる絶好の機会であることから、世界遺産登録に向けた活動の上で非常に重要な意味を持つ。このため、テーマ3「Sustainability through traditional knowledge(伝統的知識を通じた持続可能性)」のうち「3-2 Value of traditional knowledge and practices as the basis for balanced technological, innovative development programs and sustainable development(均衡のとれた技術的・革新的開発プログラムや持続可能な開発の基盤となる伝統的知識や慣習の価値)」に対し、「Traditional Practices Protecting the Sacred Island of Okinoshima for Over 1600 Years(「神宿る島」沖ノ島を1600年以上守り続ける伝統的慣習)」を提案したところ、シンポジウムにおけるプレゼンテーションの機会を得ることができた。

## 2. 作成の過程

この論文とプレゼンテーションでは、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」における伝統的知識を通じた持続可能性について、沖ノ島を守り続けてきた禁忌をはじめとする地元の漁師の方々の慣習に焦点を当てることとした。

論文投稿者の半数は欧州から、3割はアメリカとアジアから、残りの2割は中東とアフリカからという分布が示す通り、読み手や聞き手は日本のことあまり詳しく知らない人々である。2013年に開催した日本イコモス国内委員会理事会と「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議との意見交換会では、古代祭祀に遡る日本固有の信仰の形成過程を示す本資産の価値を海外の人々に理解してもらうことは容易ではない、との指摘を受けている。そこで、英語の論文とプレゼンテーションの作成にあたり、報告するべき情報の絞り込みと提示の順番を工夫とともに、英語表現が内容に相応しいレベルとなるよう準備した。

### 1) 紹介の手法

起承転結のある日本語の文章と異なり、多民族、多宗教の人々で構成されたグローバルな環境の縮図であるアメリカでは文章の構成は、まず冒頭に論旨を述べ、ここで何を述べたいのかを明確にする。その後に補足情報が続き、最後に改めて結論をまとめる。比較的に均一な共通認識を前提とした日本国内とは状況が異なり、はじめに何を言いたいのか伝えなければ人々が話についていけなくなることに配慮した順番といえよう。グローバルな環境ではこの順番が望ましい。

また、本資産、あるいは本資産を守る伝統的知識や慣習の価値を伝えるための論文やプレゼンテーションの作成とは、いわゆるマーケティング活動の一環である。マーケティングとは、販売などの促進を目的として、製品、サービス、ブランドの価値について顧客とコミュニケーションをとること(Marketing is communicating a value of product, service, or brand to customers, for the purpose of promoting or selling that product, service, or brand.)と定義される。日本では一般的に技術で優れた良いモノを作ればよいという志向が強く、顧客や市場との関係がないがしろにされやすい。マーケティングという言葉も販売や営業活動(Sales)と同義のように使われ定着していない。日本の論文やプレゼンテーションでは簡単に説明するよりも、むしろ難しい用語を多用した方が、信憑性が高まり信頼されやすい場面すらある。その結果、情報は一方通行になりやすく、コミュニケーションはとりにくく。

一方で、アメリカ、あるいはグローバルには、技術が良くても売れなければ意味がなく、難しいものは敬遠される傾向にある。よって、マーケティングも技術開発と同様に重視され、伝えたい価値を簡潔に、わかりやすく、覚えやすく、双方にコミュニケーションをとることが求められる。その手法の一つとして、プレゼンテーションでは競争環境で他の多くの情報の中に埋没しないよう、Problem(問題提起)-Solution(解決方法)-Result(期待効果)の順番で提示することが効果的だとされる。情報の受け手に「この話は自分に関係がある、自分も同じ問題を抱えている」と思わせるよう問題提起し、「あつたらいいな」ではなく、「なくてはならない」程の必要性を提示する。情報は満遍なく盛り込んで全てを解説するよりも、関心の高い人とは後で詳しくコミュニケーションをとれば良い。冒頭から自己紹介や価値の説明から入ると、もともと関心を持たない人々を引き込むことに失敗するからである。

今回の論文とプレゼンテーションでは、地元漁師の慣習に焦点を当てているが、伝統的慣習を徹底的に印象付けるよりも、目的は本資産を適切に紹介することにある。そこで、人々の関心を十分に引きつけること、次に本資産の伝えるべき概要や価値を説明し、続いてそれらを守る伝統的知識や慣習を説明する順とした。

まず、本資産の重要性を感覚的に理解してもらうために、沖ノ島祭祀遺跡が「20世紀の奇跡」と称されたことをタイトルとし、出土した8万点の御神宝について触れると共に、500年に及ぶ古代祭祀の変遷と1600年に渡り現代まで守られてきたという2つの数字を強調した。中心となる伝統的知識や慣習の説明についても関心を引くことを優先し、前段で禁忌の具体例を交えて紹介し、禊はかつて1週間もかけていたこと、黒田長政が祟りにあったこと等、特徴的な事例を紹介した。また、地元の漁師の信仰により受け継がれ守られてきたことについて、「沖ノ島仲間」や「みあれ祭」といった事例を紹介することでわかりやすく伝えるとともに、40年前の発掘調査で存在が明るみになった以降でさえ地元の伝統的慣習が有効であることを強調している。

## 2) 翻訳の手法

日本語の情報を英語で海外に紹介する場合、一般的には英語ができる日本人が翻訳し、それをネイティブが文法や英語として不自然な言い回しが無いかを確認すれば十分だとされる。ところが、こういった成果品を海外で扱う場面では、現地の人の修正を要することがほとんどである。理由の一つは、その情報が扱われる現地の場面や視点が十分に想定されていないことであり、もう一つは、翻訳者の英語表現にも限界があることである。

上記の1)紹介の手法では、アメリカにおける文章の順序やマーケティングにおけるプレゼンテーションの手順について一部を概説したが、伝えたいコンテンツに詳しい日本人が作文し、その作文を英語が得意な日本人が忠実に翻訳し、その英語をネイティブが確認しただけでは、海外で実際に使われる個々の場面を想定した観点が十分に盛り込まれにくい。日本における日本人に対する説明の流れが、ほぼそのまま英単語に置き換えられるだけとなり、現地の状況に対応した情報とはならない。

翻訳者の英語表現については、いくら英語が堪能でも日本語中心の環境に居る人よりも英語だけの環境に長年居る人の方が、千差万別の言い回しの中から、より巧みな選択肢を選ぶ可能性が高い。前述の通り、本資産の価値を海外の人々に確実に伝えることは難しい作業である。言葉は生き物であり、特定の分野の旬な言い回しは現地で精通した人に頼る必要がある。

そこで、今回の翻訳の手順は、原文の日本語（および研究論文等から転用してきた英語）を、世界遺産登録に精通した日本人が全体を通じて英語の文章として一次翻訳するだけでなく、マーケティングの観点で構成も部分修正しながら、日本語の古文にも通じたアメリカ人のプレゼンテーション指導者が日本語と英語を付き合わせて二次翻訳した。これにより伝えるべき本資産の価値が、わかりやすく相応しい英語表現で伝わることを目指した。

個別の工夫としては、全体的にわかりやすい印象を与えるために英語で意味をなさない固有名詞の使用をなるべく少なくし、固有名詞が必要な場合も意味を補足するようにした。地名では九州や福岡を宗像に言い換え、岩上祭祀など4段階の祭祀名を使わず、宗像大社辺津宮など長い名称は、三宮の名称を優先することで覚えやすくなれた。また、日本語に特有の主語や目的語等が曖昧な箇所や抽象的な表現については元の日本語に立ち返った。例えば「信仰の発展」といった場合に、信仰はそもそも発展（develop）するのかといった議論等があった。

### 3. 報告の結果

学術シンポジウムへの投稿件数1296件のうち発表機会を得た論文は168件(13%)だった。そのうちテーマ3については、投稿総数158件のうち32件(20%)が発表の機会を得た。イコモス国際学術委員会のもとテーマ3共同議長のピエトロ・ロウリアーノ氏(ユネスコ・コンサルタント)とピーター・コックス氏(イコモス・アイルランド元会長)、およびイタリア、ベナン、サウジアラビア、太平洋諸島、オーストラリア、ベルギー、スペインの7名により投稿論文は選考された。

学術シンポジウムは5つの部会を同時開催し、テーマ3は共同議長による進行のもと20件が発表した。聴衆は50から80名程度と大規模ではないが、ペツエット・イコモス前会長(1999-2008年)をはじめ、モス・前モンタナ州上院議員、ICCROMプロジェクトマネージャーのガミニ・ウイジェスリヤ氏、中国イコモス副代表のル・ズー氏をはじめとする世界の専門家の重鎮達が熱心に聴講する場となり、発表の後に討議にも加わった。

本資産の発表に対してロウリアーノ議長から高い評価のコメントがあり、会場からはイコモスが「伝統的知識」の中で宗教遺産を取り上げたことの重要性を評価する声があがつた。

今回の報告は、本資産の価値を海外の人々に伝える絶好の機会となったが、この経験を活かし、世界遺産登録後を見据え常識の異なる世界の人々に対し、本資産の価値をいかにわかりやすく解説していくかひきつづき研究していく必要がある。

### イコモスへの提出論文(英文)

#### Traditional Practices Protecting the Sacred Island of Okinoshima for Over 1600 Years

OKADERA Miki (\*), NAKAYA Ryuzo (\*\*)

(\*) World Heritage Division, Fukuoka Prefectural Government

7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka 812-8577, Japan, +81-92-643-3162,  
okadera-m4929@pref.fukuoka.lg.jp

(\*\*) World Heritage Division, Fukuoka Prefectural Government

7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka 812-8577, Japan, +81-92-643-3162,  
nakaya-r2409@pref.fukuoka.lg.jp

### Abstract

Traditional practices are quite effective even today in protecting living archaeological ritual sites such as those on the sacred island of Okinoshima in Japan. Intact archaeological ritual sites, which have been protected by taboos, were found on the island 40 years ago. Taboos related to this sacred island have kept people away and contributed to protecting the island's heritage for over 1600 years. These taboos blended with the local people's lives and traditional customs. This example illustrates

how effectively traditional practices can contribute to the protection and preservation of living religious heritage and the creation of a sustainable way of life.

**Keywords:** taboos, sacred island, ritual archaeological site, local fishermen, Shinto Shrine

## **1. Okinoshima, A Miracle in the 20th Century**

Okinoshima Island, the location of an especially sacred shrine since prehistoric times, lies on one of the most important ancient sea routes in East Asia, between the Munakata region of Japan and the southeastern tip of the Korean Peninsula (fig.1). Archaeological excavations conducted from 1954 to 1971 revealed that rituals were performed on the island from the late 4th century to the end of the 9th century. The period of approximately 500 years of rituals on the island overlaps with the historical epoch when the first centralized state was formed on the Japanese archipelago through overseas interchange. The people who lived in the Munakata region conducted rituals on the island to pray for success in their interactions with East Asian countries and for safe voyages. This archaeological discovery was called “a miracle in the 20th century” by Japanese archaeologists and reverberated throughout the country. This site is significant not only because it chronicles the transformation of ancient rituals over a period of 500 years, but also because it has been preserved for over 1600 years to the present day. The sacred island of Okinoshima as an archaeological site is indispensable to understanding the history of Japan. Efforts aiming at its inscription on the UNESCO World Heritage List have been ongoing since 2009.

Eighty thousand artifacts of unrivaled abundance and quality, designated a National Treasure of Japan, have been excavated from the sites. Okinoshima has been called “a treasure house of the sea,” comparable to the Shosoin treasure house in Nara, the ancient capital of Japan. These artifacts are of great archaeological value, as they constitute unique, intact, tangible evidence of the chronological development of ancient rituals. Furthermore, some of these artifacts were brought from outside of Japan. These objects include a gold finger ring and gilt-bronze harnesses from the Silla Dynasty of Korea, a Tang Dynasty China-style tricolored bottle-shaped vase, gilt-bronze dragon heads presumably produced in China, and fragments of a crystal-glass bowl arriving from Persia via the Silk Roads.

The sacred island of Okinoshima has been protected by taboos. Though this site became very famous after the scientific excavation was conducted, it has been protected by the local people and remains as it used to be. The reason that this heritage site has been so well preserved is deeply related not only to the fact that the island itself is worshipped as a god, but also to the taboos which have blended with local traditional practices. That the faith is still living today makes it even more special. The natural environment of Okinoshima Island has also been protected, and the island is home to rare native subtropical plant species. Today we can still see the landscape much as it was at the time when traditional rituals were conducted in ancient times.

## **2. History of Worship**

The archaeological ritual sites are located on the southern side of Okinoshima Island. Twenty-two sites have been identified in an area where gigantic rocks exist. On-site surveys confirmed that the rituals went through 4 stages of transformation. The location of the rituals changed over time from the top of the massive rocks to places removed from them. In the first stage (from late 4th century to early 5th century), rituals were performed on top of the massive rocks to which ancient people believed deities would descend from the heavens. Artifacts that were usually placed inside mounded tombs were found at altars on top of the rocks. In the second stage (from late 5th century to 7th century), rituals were performed in the shade of overhanging rocks. Altars were prepared beneath the rocks in order to make votive offerings to deities. In the third stage (from late 7th century to 8th century), rituals were performed partly in the shade of the rocks. This was a transition period when rituals were performed at a short distance from the shade of the rocks. This period coincided with the establishment of the first centralized government in Japan. In the fourth stage (from 8th century to 9th century), rituals were performed in the open air, a flat area some distance from the massive rocks. Artifacts produced exclusively for rituals were offered to the deity.

By the latter half of the 7th century, when the rituals began to be performed away from the rocks, the spiritual space extended to three directly-aligned distant places: Okitsu-miya on Okinoshima Island, which is the original site and 60 km away from the mainland; Nakatsu-miya on Oshima Island, 7 km away from the mainland; and Hetsu-miya on the mainland. According to the Kojiki and the Nihonshoki, the oldest extant books on Japanese history and mythology, Amaterasu (the Sun Goddess) and her brother Susanowo performed the Ukei (vow) ritual to determine Susanowo's righteousness by exchanging a sword and beads. Amaterasu took Susanowo's sword, purified it with sacred water, chewed it in her mouth, and blew it out with her breath. From her breath emerged the Three Goddesses of Munakata. They descended to the sites of Okitsu-miya, Nakatsu-miya, and Hetsu-miya respectively, where the Munakata clan enshrined them as guardian deities of the marine route. The worship of the Three Goddesses of Munakata collectively and integrally centered on one Shinto shrine, Munakata Taisha, before it spread out to approximately 6,000 Shinto shrines throughout Japan where it continues to this day.

## **3. Taboos**

Okinoshima Island has been worshipped itself as a god and there are many traditional customs connected to this worship. Although most of these customs are not seriously demanding, there are some strict taboos. The following customs represent important taboos related to the island. These taboos continue to be respected today.

- 1) Misogi (purification/ritual ablution): Any person setting foot on the island must first bathe naked in the seawater to purify himself. Although people did not live on Okinoshima Island or at Okitsu-miya in the past, the Fukuoka Domain deployed guards to stay on Okinoshima Island and watch over it in

50-day shifts starting in 1639 (according to the historical document, Chikuzen-no-Kuni Shoku Fudoki). This led to a record of the practices of Misogi, which continue today. Any person visiting Okinoshima Island must first wade into the sea and after praying at the Shosammisha shrine, purify his body with the seawater for a period of 7 days. On the 8th day, he is finally permitted to pay a visit to the Okitsu-miya Shrine. This purification practice is also found in the Okitsushima Sakimori Diary, written by AOYAGI Tanenobu, who traveled to the island as a guard in 1794.

2) No Women Admitted: No women are permitted to land on the island and only a very limited number of men are allowed to visit the island for a festival held every year on May 27. No one can enter the island without the permission of Munakata Taisha even today. Laymen are only allowed to offer prayers at Okitsu-miya once a year on May 27 during the Okitsu-miya Grand Festival. Approximately 200 men land on the island, but even at this time they bathe naked in the seawater to purify themselves before landing. The prohibition of women from entering the island was likely intended to keep women away from sea voyages due to their danger and difficulty.

3) Removal Prohibited: Removal of anything—twigs, grass, or even a pebble—from Okinoshima Island is prohibited. The taboo against taking any treasures from the island was broken by the order of KURODA Nagamasa, Lord of the Fukuoka Domain, in 1609. This incident is recorded in the historical document, Chikuzen Shoku Shosha Engi Okitsu-Miya Gojiryakusho, which says that, when KURODA Nagamasa, the leader of the Kuroda clan, took over the Chikuzen region in 1600, he heard about the existence of Okinoshima Island, where there were abundant secret treasures. He ordered the treasures be collected, but the people did not want to go to Okinoshima Island because of their fear of the gods. Nagamasa instead sent a Christian missionary to Okinoshima Island. When weaving looms and other items were brought to Nagamasa's castle, a bright light blazed in the sky and the ground rumbled. As a result, he returned those items to the island. From that time up to the early modern period, the island was watched over by the Kuroda family, who governed Chikuzen Province, the western part of present-day Fukuoka Prefecture. Thanks to this tradition, people have been kept away from the island and the ritual sites and treasures have been preserved.

4) Oiwazu-sama (Vow of Silence): One must never speak a word about what one has seen or heard on Okinoshima Island. Only a very small amount of information about Okinoshima Island was made available in the early modern period, and nothing was written in historical documents about the important ritual sites. That indicates how carefully the vow of silence was respected. However, this particular taboo is no longer in effect today. The turning point was the archaeological excavation of the Okinoshima ritual sites 40 years ago. Today, efforts have been made to disseminate the facts and understanding of the value of the sacred island to a wide audience in order to protect it as a cultural heritage site.

5) Imikotoba (taboo words): Certain words must not be uttered when on Okinoshima Island. Instead, alternative expressions are used. References to imikotoba are regularly made in historical records related to taboos. What they have in common is the abhorrence of “death,” “blood,” and “(the meat of) four-footed animals.” Due to the difference in terms and words, imikotoba on Okinoshima Island is unique. Although it is hard to pinpoint the origin of these taboo words, written records appeared in 1704. Therefore, this taboo can be dated to the early Edo period (1600-1868) along with the prohibition of the removal of items from the island. Also, as the Okinoshima Sakimori Diary says, “everything was decided by fishermen.” It was not the priests of the shrine but the local fishermen who passed down the tradition of taboo words over time.

6) Taboo Foods: Eating the meat of four-footed animals (beef, for example) is prohibited on Okinoshima Island. Four-footed animals like horses and cows are valuable animals essential to farming. Since Shintoism is a religion developed according to the agricultural calendar, there is a custom of avoiding eating animals related with agriculture.

As mentioned above, we can find records of taboos starting in the 17th century. However, considering the excellent state of preservation of the archaeological ritual sites on Okinoshima Island, it is logical to conclude that the associated taboos have been duly respected for a much longer period of time. Purification ceremonies cleanse the people of impurities. The custom of avoiding taboo words is based on Shintoist thought about defilement: inauspicious words should not be uttered in a sacred place. These are regarded as religious and cultural customs. On the other hand, there are customs that strictly prohibit a certain type of act or behavior: the prohibition of taking anything away from the island and the prohibition of entry onto the island. Although these are very simple codes, they have been effective in protecting the sacred island for over 1600 years. The taboo prohibiting people from talking about what has been seen or heard on the island is also thought to have contributed to protecting the natural landscape and the precious heritage of the island by restricting the disclosure of any information about the island.

#### 4. Life and Belief

Okinoshima Island is a sacred place for the local people who control the sea around the island. The worship of the sacred island has been nurtured and passed down to the present day by the people of the Munakata region.

The Munakata clan dominated the marine route to the Asian mainland and performed rituals on Okinoshima Island starting in the 4th century. The Munakata clan produced head priests for the Munakata Shrine and played a leading role in overseas trade until the medieval period. Although the lineage of the family of the head priest was disrupted in the late 16th century, local people have continued to maintain their faith in the goddesses.

The people of the Munakata region, especially on Oshima Island, mainly live on fishing. Since Okinoshima Island's coastal area is abundant with fish, they call the island a "treasure island," and even regard Okinoshima Island as their lifeline. Okinoshima Island is surrounded by good fishing waters. At the same time, the waves are high immediately around the island and it is frequently dangerous. Therefore, a certain set of standards for carrying out fishing around Okinoshima Island has been adopted by local fishermen. To become a member of the "Okinoshima Nakama (comrades)" and be given permission to fish near the island, one must not only possess excellent skills in fishing and navigation, but also have good character. If it is too rough to fish, fishermen clean the Okitsu-miya shrine on Okinoshima Island. Moreover, they offer fish to the goddess of Okitsu-miya. Fishermen do not forget to daily show their gratitude to the goddess. Not only does Okinoshima Island bring a bountiful catch of fish, but it also serves as the guardian "deity" that protects the lives of fishermen.

The Miare festival is an important festival in the Munakata region. This festival is held to mark the first day of the "Autumn Grand Festival" where thanksgivings are offered to the nation's goddesses of peace for a good harvest and the abundance of fish. This is the most important festival at the Munakata Taisha shrine. The Miare festival begins on October 1. The festival's purpose is to invite and welcome the Goddesses of Okitsu-miya (Tagorihime-no-Kami) on Okinoshima Island and Nakatsu-miya (Tagitsuhime-no-Kami) on Oshima Island to meet the Goddess of Hetsu-miya (Ichikishimahime-no-Kami) on the mainland. About one month before the festival, Shinto priests go to Okinoshima Island to welcome and take Tagorihime-no-Kami to Oshima Island. The goddess spends a few days at Nakatsu-miya on Oshima Island on the way to Hetsu-miya on the mainland. On the day of the festival, the priests carry Tagorihime-no-Kami and Tagitsuhime-no-Kami in portable shrines to the port of Oshima Island. Then they ride on special ships called Gozosen (the Munakata goddess ships) and head to Konominato Port on the mainland. Approximately 200 fishing boats ornamented with colorful flags and various sails accompany the Gozosen for the 7 km from Oshima Island to Konominato Port.

The spectacular Miare festival is famous throughout Japan. Near Konominato Port, Ichikishimahime-no-Kami is waiting on her Gozosen for her sister goddesses. Once they are reunited, the three Gozosen boats stop to say farewell to the accompanying boats as the accompanying boats turn slowly around the three Gozosen, throwing money onto them. After the Gozosen have landed and performed a ceremony at Tongu, the three goddesses head to Hetsu-miya in a procession of vehicles. From there, they are carried up to the main shrine and are placed there, beginning the ceremonies of the Autumn Grand Festival.

The present-day Miare festival originates from the medieval "Minagate" ritual and was revived in 1962. This event is known for its dynamism and excitement, and it symbolically expresses the relationship between the fishermen and their faith. The fishermen of this region are the most devout believers and keepers of the faith in the Three Goddesses. The Miare festival shows clearly that this heritage has been inherited as a dynamic living heritage by the community.

## **5. Conclusion**

Even today, local fishermen are devout worshippers of the sacred island of Okinoshima and the Three Goddesses of Munakata. The fishermen engage in work that is fraught with accidents and danger, and they firmly believe that by strictly observing the contracts with their goddesses, a good haul of fish and safety on the seas will be guaranteed. Okinoshima Island is not a solitary island in the distant ocean. Although people have been fishing and boats have been going around the island since ancient times, the archaeological sites of the island have been well preserved. Moreover, forty years have already passed since the last excavation of the Okinoshima archaeological ritual sites was conducted. Nevertheless, Okinoshima Island has continued to be protected. This is an astonishingly rare occurrence in contemporary society. The taboos of traditional customs made it possible to keep visitors away from Okinoshima Island. Local fishermen who believe the Munakata Three Goddesses have continued to respect the taboos and protect the sacred island. This tradition is deeply connected with the life of the people who live with the heritage and contribute to its protection. This living religious heritage will continue to be protected far into the future.

## **Bibliography**

- HATTORI Hideo. 2011. History and Topography of Oronoshima, Okinoshima and Oshima.  
“Okinoshima Island and Related Sites in the Munakata Region” Study Report I, 2011, pp. 169-220.
- Simon KANER. 2012. The Archaeology of Religion and Ritual Prehistoric Japanese Archipelago, The Oxford Handbook of the Archaeology of Ritual & Religion, pp. 464-466.
- Simon KANER. 2012. Okinoshima in World Perspective: Weaving Narratives of Ritual, Politics and Exchange “Okinoshima Island and Related Sites in the Munakata Region” Study Report II/2, pp. 49-82.
- MATSUMAE Takeshi. 1993. Early Kami Worship, The Cambridge History of Japan, Volume 1, Ancient Japan, pp. 317-358.
- MIZOGUCHI Koji 2013. The Archaeology of Japan: From the Earliest Rice Farming Villages to the Rise of the State, Cambridge World Archaeology.
- MORI Hiroko. 2011. Intangible Folk Cultural Properties of Munakata Grand Shrine. “Okinoshima Island and Related Sites in the Munakata Region” Study Report I, 2011, pp. 253-336.
- OKAZAKI Takeshi. 1993, Japan and the Continent, The Cambridge History of Japan, Volume 1, Ancient Japan, pp. 268-316.
- Werner STEINHAUS. 2012. Okinoshima and State Formation, “Okinoshima Island and Related Sites in the Munakata Region” Study Report II/2, pp. 94-11

## イコモスへの提出論文(和文)

## 「「神宿る島」沖ノ島を1600年以上守り続ける伝統的慣習」(和訳)

### 概要

文化的慣習は今日でも生きている祭祀遺跡を保護するのに非常に効果的である。その良い例が、日本の「神宿る島」沖ノ島である。禁忌に守り続けられてきた手つかずの祭祀遺跡は40年以上前に発見された。1600年以上、禁忌は人々を寄せ付けず、島の祭祀遺跡を守るのに貢献してきた。この事例は、どのように文化的伝統は生きている信仰の遺産を保護・保存し、持続可能な生活を作り出すのに貢献するのかを示す好例である。

キーワード: 禁忌、「神宿る島」、祭祀遺跡、漁民、神社

### 1. 沖ノ島、20世紀の奇跡

先史時代以来、特に聖なる場所であった沖ノ島は、朝鮮半島の南東端と日本の宗像地域の間をつなぐ東アジアにおける最も重要な航海ルート上の一つに位置する。1954～1971年に行なわれた発掘調査は4世紀前半から9世紀末にかけて島で行われた祭祀の姿を明らかにした。この祭祀が行なわれたおよそ500年間という時代は、海を越えた交流によって日本列島において初めて国家が形成された時期にあたる。宗像地域に暮らしていた人々は沖ノ島の祭祀を担い、東アジアの国々との交流の成就と航海安全を願って祭祀を行なった。この考古学上の発見は「20世紀の奇跡」と呼ばれ、日本中に衝撃を与えた。この遺跡は500年にわたる祭祀の変遷を段階的に終える資産であるだけでなく、今日まで1600年以上にわたり、よく保存されて来たことこそに意味がある。また、「神宿る島」沖ノ島は日本の歴史を考える上で欠く事の出来ない遺跡である。それゆえユネスコの世界遺産へ登録を目指した取り組みが2009年から行なわれている。

祭祀遺跡より出土した8万点の質量ともに卓越した遺物は、すべて国宝に指定されている。のことから沖ノ島は、奈良の「正倉院」に因んで「海の正倉院」と呼ばれている。これらの遺物は考古学的な価値が高いだけでなく、古代祭祀の変遷を年代的に示す、類のない手つかずの証拠である。これらの中には、古代韓国の新羅からもたらされた金製指輪と金銅製馬具や、中国からとされる唐三彩の花瓶片、金銅製龍頭、シルクロードを通じてもたらされたとされるガラス碗破片等が含まれている。

この「神宿る島」沖ノ島は禁忌によって守られている。学術的な発掘調査の後、この遺跡は広く知られるようになったが、以前と同じように地元の人々によって守り続けられている。この遺跡の保存状態がいいのは、この島そのものが信仰の対象であるということだけではなく、伝統的な慣習である禁忌が深く関わっている。今まで続く信仰はそれをさらに特別なものにしている。沖ノ島の自然環境もまたよく守られており、希少な亜熱帯植物が自生している。今日でもなお古代において祭祀が行われた時とほぼ同じ風景を目にすることができる。

## 2. 信仰の歴史

祭祀遺跡は沖ノ島の南側に位置し、巨石群を中心に22の遺跡が確認されている。調査では祭祀が四段階に変遷することが確認されている。祭祀の場所は巨岩の最高所から巨岩から離れた場所へと、時とともに変化する。第1段階(4世紀後半から5世紀前半)は岩上祭祀であり、祭祀は巨岩の最も高い場所、古代の人々が天から神がおりてくると信じていた場所で行われた。この段階では、古墳の副葬品と共に通する物が岩上の祭壇で発見された。第2段階(5世紀後葉から7世紀)は岩陰祭祀であり、張り出した巨岩の陰で行なわれた。神へ奉納品を捧げる為に岩の下に祭壇が設けられた。第3段階(7世紀後半から8世紀)は半岩陰・半露天祭祀であり、一部岩陰にかかる場所で祭祀が行なわれた。この時期は、岩陰から少し離れた場所で祭祀が行なわれる過渡期にあたり、日本の国家が成立する時期と一致する。第4段階(8世紀から9世紀)は巨岩からやや離れた平坦な場所、露天で行なわれた。この段階では祭祀の為だけに作られた物が神に捧げられるようになる。

巨岩から離れて祭祀が行なわれる7世紀後半には、一直線に並ぶ三つの離れた場所に信仰空間が拡大する。もともと祭祀が行われていた本土から60km離れた沖ノ島の沖津宮に加えて、本土から7km離れた大島の中津宮、本土に位置する辺津宮の2ヶ所でも祭祀が行なわれるようになる。日本における最古の書物である古事記と日本書紀には神話が記されており、アマテラス(太陽神)と弟のスサノオの誓約(ウケヒ)について書かれている。須佐之男命は邪心がないことを証明する為に、剣を勾玉と交換して占いを行なった。アマテラスはスサノオの剣をとり、天真名井で清めてから、口にして噛み碎き、息吹とともに吹き出した。この時、アマテラスの息吹から生まれたのが宗像三女神であり、それぞれ沖津宮、中津宮、辺津宮に降臨し、海の航路の守り主として宗像氏が祀ることになった。宗像三女神への信仰は、このようにして成立した宗像大社を中心として日本全国へ広がり約6000社の神社で祀られており、その信仰は今日まで続いている。

## 3. 禁忌

沖ノ島は島自体が信仰の対象であるが、島には多くの文化的慣習が残されている。多くは縁起をかつぐものであるが、中には強く何かを禁じるルールであるタブーも含まれている。以下は、現在も守られている重要な禁忌である。これらの禁忌は今も大事に守られている。

### 1. みそぎ(禊):島へ足を踏み入れる前に裸で海水に浸かり身体を清めなければならない。

沖ノ島(沖津宮)は過去、人は住んでいなかったが、1639年より福岡藩は50日交代で番人を置き、見張りをするようになった(筑前国続風土記)。これが現在に伝わるみそぎの最古の記録である。初めて沖ノ島へ来たものは最初に海へ入らなければならず、正三位社で祈った後は7日間海水で身体を清める。8日目にやっと沖津宮への参拝が許されるのである。この禊の習慣は1794年に防人としてこの島へ渡った青柳種信『沖津宮防人日記』にも書かれている。

### 2. 女人禁制:女性は島への上陸は許されておらず、男性も毎年5月27日に行なわれる祭の時のみ許される。

現在でも宗像大社の許可なしに何人も島へ立ち入ることはできない。年に一度の5月27日の沖津宮現地大祭の時にのみ沖津宮への参拝が許される。約200名の男性が島へ上陸する、その時でも上陸前の禊を行なう。女性が島へ立ち入ることを禁じるタブーについては、とても危険で困難な海の航海から女性を遠ざけようとする為のものであると言われている。

### 3.島からものを持ち出すことの禁忌:沖ノ島からは一木一草一石、持ち出してはいけない。

宝物を持ち出してはいけないというこのタブーは、1609年福岡藩主黒田長政によって破られた。この出来事は筑前続諸社縁起沖津宮御事略書に書かれている、黒田家の家長である黒田長政が1600年に筑前へ入国した際、秘密の宝島である沖ノ島の噂を聞いた。彼は宝を取りにいくように命じるが、神を恐れて誰も行こうとしない。そこで長政はクリスチャンを沖ノ島へ送った。機織機や他の神宝が長政の城へ持ち込まれると、天は明光を放ち、地面は揺れるなどの怪異が起き、ついに長政は神宝を島へ返した。その時から近代まで、島は現在の福岡県西部である筑前地域を支配した黒田家の庇護を受けることとなった。この伝統のおかげで島から人々は遠ざけられ、祭祀遺跡と神宝は守られてきた。

### 4.不言様:沖ノ島で見聞きしたことをしゃべってはいけない。

沖ノ島は「おいわづさま」とも呼ばれる。沖ノ島に関するごくわずかな情報は、近世初期には手に入るようになるが、歴史的な記録には祭祀遺跡のことは何も書かれていません。これは島で見聞きしたことをしゃべってはいけないというタブーがかなり長いこと守られて来たことを裏付けるものではないかと言われている。しかし、このタブーは現在使われていない。その契機となったのが沖ノ島祭祀遺跡の発掘調査である。現在は、「神宿る島」の事実と価値を広く伝えることによって、その文化遺産としての価値を守ろうとしている。

### 5.忌み言葉:特定の言葉を沖ノ島の中では使ってはいけない。その言葉の代わりに違う表現が使われる。

忌み言葉については禁忌の記録の中では常に触れられている、共通するのが、「死」「血」「尼」「四つ足の動物」はタブーとして忌み嫌われる。表現と言葉の違いにより、沖ノ島の忌み言葉は独特である。忌み言葉の起源を明確にするのは難しいが、忌み言葉について文章で書かれているものは、1704年に現れる。このことから島から何も持ち出してはいけないというタブーと同様に江戸時代の初めにはさかのぼれるのではないかと考えられる。『沖津島防人日記』には、「すべては漁師達によって決められている」と書かれている。忌み言葉を使うのは神社で祭祀を行なう神職ではなく、伝統を長い間受け継いで来た漁師達である。

### 6.食べ物の禁忌:4つ足の動物(例えば牛肉など)を食べてはいけない。

馬や牛等の四つ足の動物は農耕には特に貴重な動物である。神道は農業の暦にあわせて発展した宗教であり、農耕に関わる動物を食べることを忌避するようになったのである。

これまでみてきたように禁忌が記録で確認されるのは17世紀以降の事である。しかしながら沖ノ島における祭祀遺跡の保存状態が良好に残ってきたことを考えると、これらの禁忌は非常に長い間にわたって守られてきたと考えるのが自然である。禊は汚れを払い、また忌み言葉は聖なる場所で縁起の悪い言葉を発しないという、神道の汚れの思想に基づいており、宗教的な一つの文化的慣習として捉えられる。しかし、行為が制限される慣習には、島からいかなるものも持ち出すことを禁止する禁忌と島への外部の人の立ち入りを禁じる禁忌がある。これらは非常に簡単で単純な掟ではあるが、強い禁忌として1600年聖なる場所を守って来た。また、島で見聞きしたことを話さないのも、島に関する情報をすべて制限することで、島の自然や貴重な遺産を守って来たものと考えられる。

## 4. 生活と信仰

沖ノ島はもともと島の周囲の海を支配する地域の人々の聖なる場所であった。「神宿る島」に対する信仰は高められ、宗像地域の人々によって現在も受け継がれて来ている。

宗像氏はアジア大陸への海路を支配し、4世紀から沖ノ島での祭祀を行なった。宗像氏は宗像大社の宮司を輩出し、中世においても海を越えた交易を主導した。16世紀に宗像大宮司家は断絶するが、地域の人々は神々への信仰を固く守り続けて来た。

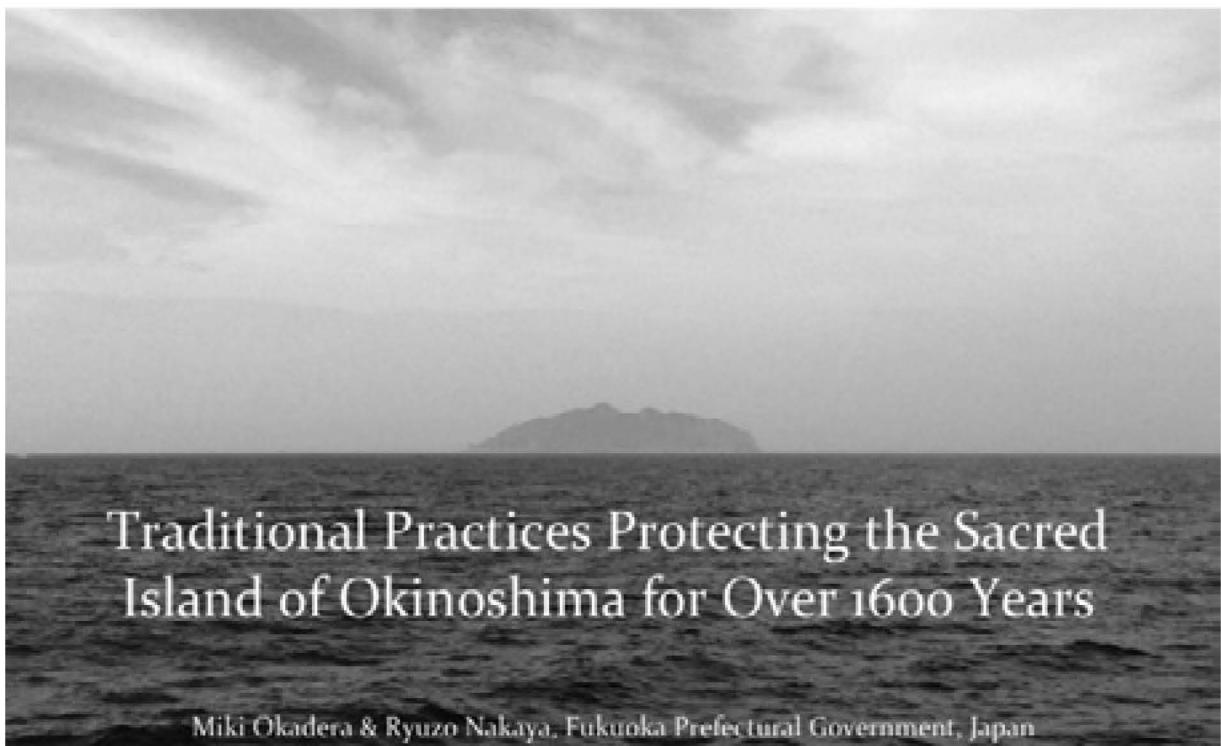
宗像地域、特に大島の人々は、現在も漁業を生業にして暮らしている。沖ノ島周辺は魚の宝庫であり、「宝の島」や、「沖ノ島は生命線」とも言われている。沖ノ島は良好な漁場である一方、波の高い沖ノ島周辺での漁は危険と背中合わせである。そのため、沖ノ島周辺で漁をする為に、地元の漁師の間で、ある一定の基準が設けられている。沖ノ島周辺での漁ができるのは「沖ノ島仲間」の資格を得て、漁業や操船の技術が十分なだけでなく、人柄も他の漁師から認められたものだけである。海が荒れて漁に出られない時は、沖津宮の清掃を行ない、さらに、取った魚は沖津宮へ献上する。漁師達は日々感謝を表すのを忘れる事はない。沖ノ島は、豊漁をもたらしてくれるだけではなく、漁師の命を守る「神」である。

みあれ祭りは宗像地域を代表する祭りであり、国家安泰と豊作と大漁を女神に感謝する秋季大祭の初日に行なわれる。この秋期大祭は、宗像大社にとって一番重要な祭りである。みあれ祭は10月1日に行われ、沖津宮の神(田子姫神)と中津宮の神(湍津姫神)を、辺津宮の神(市杵島姫神)が迎える祭りである。祭りの約1ヶ月前、数名の神職が沖ノ島へ田子姫神を迎えて行き、田子姫神は本土の辺津宮へ行く前に中津宮に数日滞在する。祭りの日、田子姫神と湍津姫神は御神輿で大島港へ運ばれる。そこで御座船(宗像神のための船)に乗り、神湊港へと向かう。大島港から神湊港までは7kmであり、色とりどりの旗で飾られた約200隻の漁船が御座船のお供をする。このみあれ祭は日本国内でも勇壮であることで有名である。神湊港では、市杵島姫神が御座船に乗って二人の妹の神を待っている。ひとたび三女神が集まると、3隻の御座船は止まり、お供の船に別れを告げる。お供の船はゆっくりと御座船の周りを回りながら、御座船に賽銭を投げ入れる。御座船が上陸して頓宮での儀式を終えると、三女神は自動車隊列で辺津宮へ向かう。三女神が本殿へ到着し、そこに据えられると、秋期大祭はいよいよ始まる。

このみあれ祭は中世の御長手神事にもとづるもので1962年に復活した。この祭りは、勇壮なことで有名であるが、漁師と信仰の関係を象徴的に表すものである。宗像の信仰を中心的に支え守っているのは、この地域の漁師である。このようにみあれ祭は、コミュニティによって生き生きとこの資産が受け継がれていることを明確に示している。

## 5. 結論

今日でも地域の漁師達は沖ノ島と宗像三女神をとても深く信仰している。漁師は常に危険と隣り合わせであり、神との約束である禁忌を固く守ることによって豊漁と海での安全が保証されることを強く信じている。沖ノ島は遠く離れた絶海の孤島ではない。古来より周辺では航海や漁業が行なわれている、にもかかわらず、考古遺跡は非常に良く守られて來た。更に、沖ノ島祭祀遺跡の発掘調査が行なわれて既に40年が過ぎている。しかしながら、沖ノ島は変わることなく守り続けられている。この事例は、現代の情報社会の中で、驚くべきものである。禁忌という文化的慣習は、沖ノ島の人々を遠ざけることを可能にした。宗像三女神を信じる地域の漁師達は、この禁忌を尊重し、島を守り続けている。この伝統は遺産とともに生きる人々の生活と深く関わっており、かつ遺産を守るために貢献している。この生きている信仰の遺産は人々の生活とともにこれからも守り続けられていいくだろう。



Traditional practices are quite effective even today in protecting living archaeological ritual sites. I'd like to introduce to you a particular case, which indicates how a sacred island in Japan has been preserved by the traditional practices of the local people.



40 years ago, intact archaeological ritual sites were found on Okinoshima Island, which is 60 km away from the mainland of Japan. Okinoshima, the location of an especially sacred shrine since prehistoric times, lies on one of the most important ancient sea routes in East Asia, between the Munakata region of Japan and the Korean Peninsula.

Traditional practices connected with the island have blended with the local people's lives and kept people away from the island. This has contributed to protecting the island's heritage for over 1600 years. First, I will talk about the sacred island's heritage. Next, I will discuss traditional practices including taboos related to this sacred island. This example illustrates how effectively traditional practices can contribute to the protection and preservation of living religious heritage.

# Okinoshima, A Miracle in the 20<sup>th</sup> Century

-Chronicle of 500 years  
transformation of ancient rituals

-Preserved for over 1600 years



Archaeological excavations conducted 40 years ago revealed that rituals were performed on the island from the late 4th century to the end of the 9th century. This period overlaps with the historical epoch when the first centralized state was formed on the Japanese archipelago through overseas interchange. The people who lived in the Munakata region conducted rituals on the island to pray for success in their interactions with East Asian countries and for safe voyages.

This archaeological discovery was called “a miracle in the 20th century” by Japanese archaeologists. This site is significant not only because it chronicles the transformation of ancient rituals over a period of 500 years, but also because it has been preserved for over 1600 years to the present day.

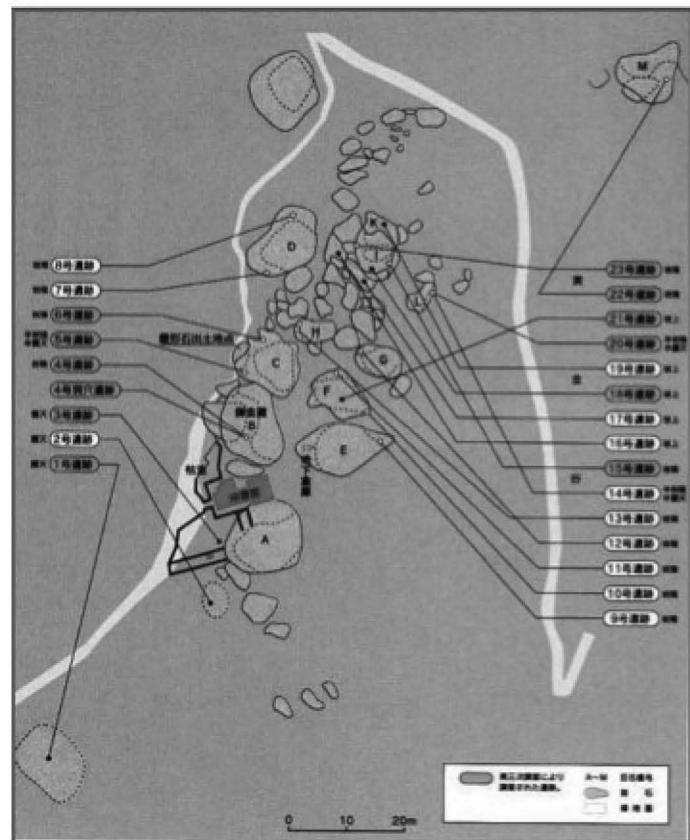
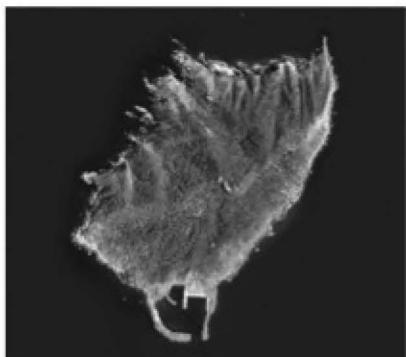
## Artifacts of Devotion



Eighty thousand artifacts of unrivaled abundance and quality, designated as a National Treasure of Japan, have been excavated from the sites. These objects include a gold finger ring and gilt-bronze harnesses from the Silla Dynasty of Korea, a Tang Dynasty China-style vase, gilt-bronze dragon heads presumably produced in China, and fragments of a crystal-glass bowl arriving from Persia via the Silk Roads.

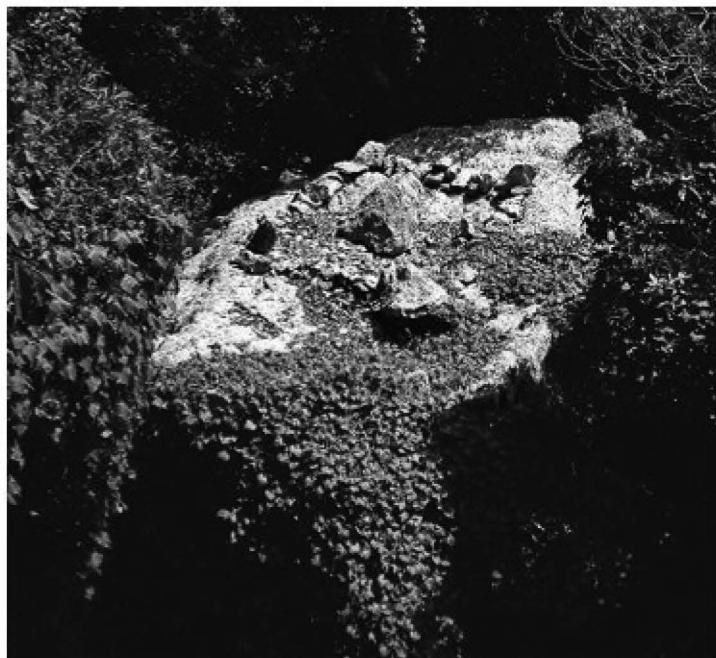
These artifacts are of great archaeological value, not only as tangible evidence of the chronological development of ancient rituals, but also as testimony to the overseas interchange that contributed to the formation of the first centralized state in Japan.

# Testimony to the Transformation of Ancient Rituals



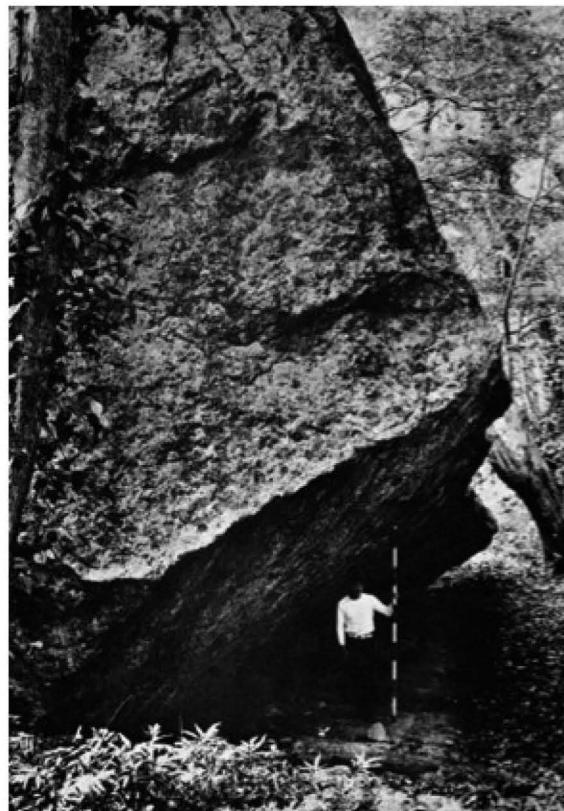
In the first stage, rituals were performed on top of the massive rocks to which ancient people believed deities would descend from the heavens. Artifacts were found at altars on top of the rocks.

## First Stage: Late 4c to Early 5c



Twenty-two archaeological ritual sites have been identified on the island, in an area where gigantic rocks exist. On-site surveys have confirmed that the rituals went through 4 stages of transformation.

## Second Stage: Late 5c to 7c



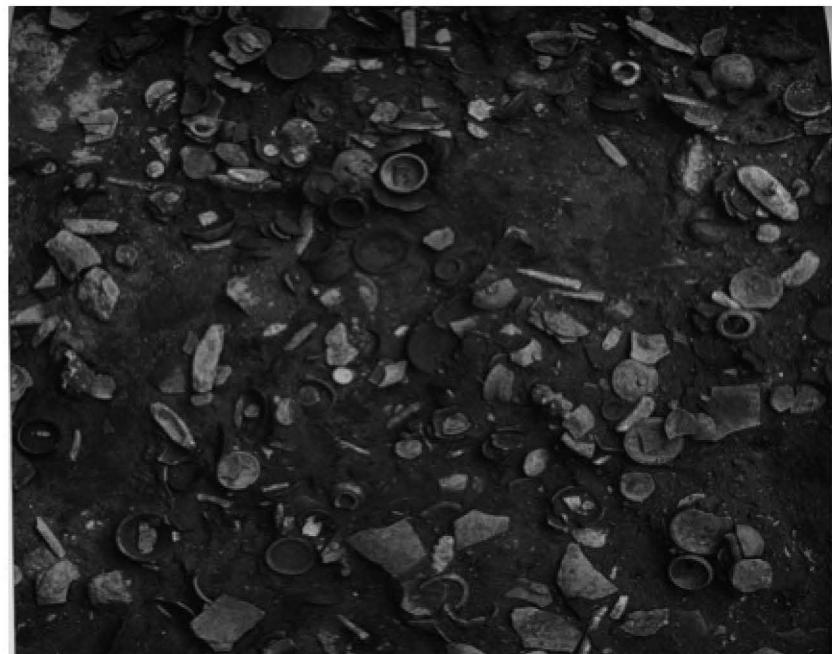
In the second stage, rituals were performed in the shade of overhanging rocks. Altars were prepared beneath the rocks in order to make votive offerings to deities.

## Third Stage: Late 7c to 8c



In the third stage, rituals were performed partly in the shade of the rocks. This period coincided with the establishment of the first centralized government in Japan.

## Fourth Stage: 8c to 9c



In the fourth stage, rituals were performed in the open air, a flat area some distance from the massive rocks. Artifacts produced exclusively for rituals were offered to the deity.

## The Birth of the Three Goddesses of Munakata



By the latter half of the 7th century, rituals were also performed on Oshima Island and on the mainland, and the spiritual space extended to these three directly-aligned but distant places. The Three Goddesses of Munakata descended to these sites respectively as guardian deities of the marine route.

The worship of the Three Goddesses collectively and integrally centered on one Shinto shrine, Munakata Taisha, before it spread out to approximately 6,000 shrines throughout Japan where it continues to this day.

# Living Heritage



Miare Festival

That the faith is still living today makes it even more special.

The spectacular Miare festival is famous throughout Japan. The festival reunites the Three Goddesses once a year where thanksgivings are offered. The Goddesses on the two islands are invited to meet the Goddess on the mainland. Approximately 200 fishing boats ornamented with colorful flags and various sails accompany the goddess ships to the mainland.

This event symbolically expresses the relationship between the fishermen and their faith. The fishermen of this region are the most devout believers and keepers of the faith in the Three Goddesses. The Miare festival shows clearly that this heritage has been inherited as a dynamic living heritage by the community.

## The Faith of Local Fishermen



The Munakata people, especially on nearby Oshima Island, mainly live on fishing. They regard Okinoshima Island as their lifeline. Okinoshima is surrounded by good fishing waters. At the same time, the waves are high immediately around the island and it is frequently dangerous. Therefore, a certain set of standards for carrying out fishing around Okinoshima has been adopted by local fishermen. To be given permission to fish near the island, one must not only possess excellent skills in fishing and navigation, but also have good character. Fishermen do not forget to daily show their gratitude to the goddess by cleaning the shrine and offering fishes to the goddess. Not only does Okinoshima bring a bountiful catch of fish but it also serves as the guardian “deity” that protects the lives of fishermen.

# Traditional Practices Protecting the Heritage

The reason that this heritage site has been so well preserved for over 1600 years is not only because the island has been worshipped itself as a god but also because there are many traditional customs connected to this worship that have blended with local traditional practices. The following customs represent important taboos related to the island.

## *Misogi* (purification/ritual ablution)



Any person setting foot on the island must first bathe naked in the seawater to purify himself. The local lord deployed guards to stay on the island starting in 1639. Based on the record, any person visiting Okinoshima Island must first wade into the sea and purify his body with the seawater for a period of 7 days.

Nowadays, laymen are only allowed to offer prayers on Okinoshima once a year on May 27. Approximately 200 men land on the island, but even at this time they bathe naked in the seawater to purify themselves before landing.

# Taboo Foods & Words

Eating the meat of four-footed animals (beef, for example) is prohibited on Okinoshima. Since the Japanese indigenous belief system or Shintoism is a religion developed according to the agricultural calendar, there is a custom of avoiding eating animals essential to farming.

Inauspicious words such as “death,” “blood,” or “four-footed animals” must not be uttered when on Okinoshima. Instead, alternative expressions are used. It was not the priests of the shrine but the local fishermen who passed down the tradition of taboo words over time.

Purification ceremonies and the custom of avoiding taboo foods or words is based on Shintoist thought about defilement. They have been effective in keeping the island sacred to the present day.

## Entry Prohibited

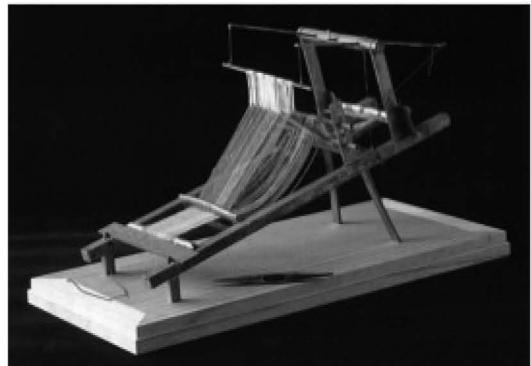


Yohaisho, Munakata Taisha, Oshima Island

No one can enter Okinoshima Island without the permission of Munakata Taisha even today, and furthermore, no women are permitted to land on the island. The prohibition of women from entering the island was likely intended to keep women away from sea voyages due to their danger and difficulty.

For those who wish to worship Okinoshima, Munakata Taisha has a facility named “Yohaisho” on Oshima Island. “Yohai” means “worshipping from afar,” and this is a place to worship Okinoshima from a distance of over 50 km.

# Removal Prohibited



KURODA Nagamasa, Lord of Fukuoka 1601-1623

Removal of anything—twigs, grass, or even a pebble—from Okinoshima Island is prohibited.

This taboo was broken by the order of the local lord, KURODA Nagamasa, in 1609, when he heard about the existence of Okinoshima Island and the secret treasures. He ordered the treasures be collected, but the people did not want to go to the island because of their fear of the gods. Nagamasa instead sent a Christian missionary to the island. When weaving looms and other items were brought to Nagamasa's castle, a bright light blazed in the sky and the ground rumbled. As a result, he returned those items to the island. From that time up to the early modern period, the island was watched over by the Kuroda family, who governed the area. Thanks to this tradition, people have been kept away from the island and the ritual sites and treasures have been preserved.

## *Oiwazu-sama (Vow of Silence)*



One must never speak a word about what one has seen or heard on Okinoshima Island. The people even refrained from saying the name Okinoshima, and they used other words to refer to the island.

Only a very small amount of information about Okinoshima was made available in the early modern period, and nothing was written in historical documents about the important ritual sites. That indicates how carefully the vow of silence was respected by the local people.

However, this particular taboo is no longer in effect today. The turning point was the excavation 40 years ago. Today, efforts have been made to disseminate the value to a wide audience in order to protect it as a cultural heritage site. Efforts aiming at its inscription on the World Heritage List have been ongoing since 2009.

Although the prohibition of entry and removal, and the vow of silence are very simple codes, they have been effective in protecting the precious heritage for over 1600 years. Considering the excellent state of preservation of the archaeological ritual sites, it is logical to conclude that the associated taboos have been duly respected for a much longer period of time than what we can confirm by historical records.

# Conclusion



Okinoshima is an isolated island but not a solitary island. People have been going around the island since ancient times. Boats are getting faster and people are getting easier to access the island, Moreover, the existence of Okinoshima archaeological ritual sites have been disclosed since the excavation was conducted 40 years ago. Furthermore, the number of fishermen has been decreasing due to social changes.

Nevertheless, the archaeological sites on the island have been well preserved to the present day. This is an astonishingly rare occurrence in contemporary society. The taboos of traditional customs made it possible to keep visitors away from Okinoshima. Local fishermen who are devout worshippers of Okinoshima have continued to respect the taboos and protect the sacred island. This tradition is deeply connected with the lives of the people who live with the heritage and contribute to its protection.

I would like to finish by saying that this living religious heritage will continue to be protected far into the future. Thank you for your kind attention.

## 沖ノ島研究 第一号

平成27年3月 初版発行  
平成30年3月 改定版発行

発 行 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議  
(事務局:〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県人づくり・県民生活部文化振興課世界遺産登録推進室)

# Okinoshima Research Monograph

## 1

### Contents

	Page
ISOMURA Yukio The Munakata region and Yamato Kingly Power	1
OKA Takashi Native plants and animals in Okinoshima —The origin of nature worship—	3
OHTAKA Hirokazu The names of townships (go) and stations in the ancient Munakata region (1)	16
MATSUMOTO Shoichiro Sacred Architecture and Landscape of Okitsu-miya Yohaisho	23
NOGI Yuudai Historic significance of "General catalogue of documents owned by the family of Munakata Daigūji"	39
OKADERA Miki NAKAYA Ryuzo "Traditional Practices Protecting the Sacred Island of Okinoshima for Over 1600 Years" presented at ICOMOS General Assembly 2014	93 (1)

2015

World Heritage Promotion Committee of  
"Okinoshima Island and Related Sites in the Munakata Region"